

平成 3 1 年

第 2 回 飯 館 村 議 会 定 例 会 会 議 録

自 平成 31 年 3 月 4 日
至 平成 31 年 3 月 19 日

飯 館 村 議 会



平成31年第2回飯館村議会定例会会期日程

(会期16日間)

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	3. 4	月	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 予算審査特別委員会の設置及び付託 5. 予算審査特別委員の選任
第2日	3. 5	火	休 会		議案調査
第3日	3. 6	水	休 会		議案調査
第4日	3. 7	木	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問 (通告順1～4番)
第5日	3. 8	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問 (通告順5～6番) 3. 議案審議
第6日	3. 9	土	休 日		
第7日	3. 10	日	休 日		
第8日	3. 11	月	予算審査特別委員会	午前9時	平成31年度飯館村一般会計及び各特別会計予算審査 (個別説明)
第9日	3. 12	火	予算審査特別委員会	午前10時	平成31年度飯館村一般会計及び各特別会計予算審査 (総括質疑)
第10日	3. 13	水	休 会		議案調査
第11日	3. 14	木	予算審査特別委員会	午前10時	平成31年度飯館村一般会計及び各特別会計予算審査 (総括質疑)
第12日	3. 15	金	休 会		議案調査
第13日	3. 16	土	休 日		
第14日	3. 17	日	休 日		
第15日	3. 18	月	休 会		議案調査
第16日	3. 19	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 予算審査特別委員会審査報告 3. 議案審議

					閉 会
--	--	--	--	--	-----

平成31年3月4日

平成31年第2回飯館村議会定例会会議録（第1号）

平成31年第2回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	平成31年3月4日（月曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成31年3月4日 午前10時00分				
	閉議	平成31年3月4日 午前11時53分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 招欠 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	7番 佐藤八郎		9番 相良弘		1番 佐藤健太	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 原田朋	
地方自治法の 第121条によ り定められた 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	齊藤修一	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育長	中井田榮	○
	教育課長	村山宏行	○	生涯学習課長	藤井一彦	○
	代表監査委員	高橋賢治	△	農業委員会 会長	菅野啓一	○
	農業委員会 局長	石井秀徳	○	選挙管理委員 会長	伊東利	○
選挙管理委員 書記	高橋正文	○				
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成31年3月4日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 予算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 予算審査特別委員の選任

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（菅野新一君） ただいまの出席議員 9 名、定足数に達しておりますので、これより平成 31 年第 2 回飯館村議会定例会を開会します。

（午前 10 時 00 分）

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件 12 件、条例案件 7 件、その他案件 5 件、計 24 件であります。

次に、本日までに受理しました請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。会議規則第 92 条第 1 項の規定により所管の常任委員会に付託されました。

次に、平成 30 年請願第 6 号の審査結果について、総務文教常任委員長からお手元に配付のとおり、議長に報告されております。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。1 月 29 日に総務文教常任委員会が平成 30 年請願第 6 号審査のため、2 月 1 日に産業厚生常任委員会が所管事務調査のため開催されております。

次に、特別委員会の活動状況であります。1 月 25 日に広報編集特別委員会が広報編集のため、2 月 4 日及び 2 月 7 日には東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会が東京電力ホールディングス株式会社への要求書と所管省庁要望書の取りまとめのため開催され、2 月 13 日に要求・要望活動が実施されています。

次に、2 月 26 日に議会運営委員会が、本定例会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、今定例会の一般質問の通告は 6 名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、議長公務及び議員派遣状況についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から平成 31 年 1 月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第 1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって、7 番 佐藤八郎君、9 番 相良 弘

君、1番 佐藤健太君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月19日までの16日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの16日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第3、村長提出の議案第3号から議案第26号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。村長、菅野典雄君。

村長（菅野典雄君） 本日ここに、平成31年第2回飯館村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、私ごとであります。2月2日から約2週間にわたり入院をし、この間公務を休むこととなり、議会を初め村民の皆様にご心配をおかけし、まことに申しわけありませんでした。なお、その後、経過もよく、去る2月15日に退院し、2月18日より公務に復帰しているところであります。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、12月定例議会以降の村政の主な動きと平成31年度村政運営の所信を申し上げさせていただきます。

まず、長泥地区特定復興再生拠点整備であります。去る1月23日、第3回特定復興再生拠点整備推進会議が開催されたところでございます。会議の概要を申し上げますと、居住促進ゾーン、いわゆる集会所周辺であります。この除染については約2.5ヘクタールを先行実施して、建物の解体とあわせて今年の6月ごろに完成の見込みということでございます。

また、同ゾーン内に予定をしている各施設の基本設計、実施設計であります。基本設計については今年3月末、実施設計については2019年度中にそれぞれ完了する運びとなっているところであります。

次に、集会所、公園など、エリア内の施設整備についてでございます。2020年に着工し、2022年に完成の予定となっており、完成次第、居住促進ゾーン内の避難指示解除を先行して実施する方針でございます。現在、開発許可を得るために、ゾーン内の土地利用計画を策定中でありまして、許可がおり次第、速やかにゾーン内の具体的な施設整備計画を地区住民も含めて協議をしていきたいと、そのように思っております。

次に、この長泥地区の環境再生事業でございます。現在、地元で選別された土壌を使ってビニールハウス内で花卉等のポット試験栽培を実施しており、その結果をもとに今後野菜であったり米などの栽培に順次広げていく予定でございます。なお、環境再生事業については、2023年5月完成を目指しており、同時期に避難指示が解除される見込みとなっているところであります。

次に、村に帰還された住民との懇談会を開催いたしました。1月26日、交流センターで

であります。当日は、雪が降った影響もございまして、参加者は十数人と少なかったわけではありますが、飯館郵便局の再開、郵便ポストの追加、防災マップの作成、携帯電話不通話区域の解消、生鮮食料品の販売、精米機の設置などなど、特に帰ってきた人にとって日常生活に困っている身近な要望が多く出されたところでございます。村としては、これらの要望の中で早期に可能なものについては、関係機関と協議の上、実施に向けて取り組んでいきたいと、このように思っているところであります。

次に、道の駅までい館の運営についてであります。去る12月定例議会において、議員各位の特段のご配慮をいただきまして、3,500万円の増資を予算化していただきました。増資の際に議会に提示させていただきました改革・改善に向けての項目であります。1つは仕入れコストの削減、2つ目は花卉栽培コストの削減、3つ目その他の経費の削減、そして4つ目販売強化策、5番目人件費の削減と、以上の項目について取締役、従業員、村コンサルタントのPWCが一体となって成果が上がるよう改革・改善に取り組んでいるところでございます。なお、12月以降の経営状況については、今定例会中に中間報告をさせていただきたいと思っております。

次に、宇宙神代桜子桜の苗木贈呈式でございます。去る2月1日に宇宙神代桜子桜、希望の桜ですが、この苗木の贈呈式が、山梨県北杜市で開催され飯館村と埼玉県の吉川市の2自治体に贈呈されたところであります。この苗木贈呈の目的は、東日本大震災及び原発事故で被災された自治体に、復興再生のシンボルとして贈呈されたものであります。これまで、岩手県の洋野町、福島県の楢葉町、富岡町、浪江町の4自治体に贈呈されており、今回の2自治体を合わせて6自治体となります。この宇宙桜の由来でございますが、2008年に宇宙飛行士、若田光一さんがスペースシャトル・エンデバーで宇宙に旅立った際に、神代桜の種を持参し、国際宇宙ステーションに8カ月滞在をし、地球に帰還後、桜の種子のごく一部が発芽をし、極めて貴重な宇宙桜が誕生したと、こう伝えられているところであります。なお、贈呈された神代桜については、3月11日、学校給食センター東側敷地内に子供たちや関係者で植樹されることになっておるところでございます。

次に、各課の報告を申し上げます。

まず総務課であります。村消防団の出初め式を1月6日行いまして、120人の団員の参加がありました。

また、1月20日は、「新春のつどい」を開催いたしまして、例年のように村の重大ニュースが発表されたほか、さだまさしさんのコンサートも行われ、大勢の皆さんに喜んでいただいたところでございます。

次に、住民課関係であります。2年目となる引っ越し費用としてスタートしたおかえりなさい補助金については、1月31日現在、382件の申請となっております。きょうあたり多分400件になるのかなと、このように思っているところであります。

また、復興に向けた浄化槽設置整備事業であります。1月末現在51件が完了してまして、そのうち新築家屋は46件ということでございます。

次に、税関係でございます。1月末現在の課税状況は、村民税が221人、固定資産税が130件、軽自動車税が3,182台、国民健康保険税が50件となっているところであります。また、

固定資産税は1月30日現在で180件の家屋評価を終えています。

次に、生活支援の松川事務所です。村民の帰還状況であります。2月1日現在、430世帯で878人、震災後の転入者は87人です。これに未避難者といいたてホームの入居者を合わせまして、村内の居住者は507世帯で1,003人ということになります。

次に、避難継続している方の状況であります。県外避難者267人、県内では福島市に2,882人、南相馬市に383人、川俣町371人、伊達市343人、相馬市206人、合わせて4,679人でございます。

次に、健康福祉課であります。

帰村された皆様に利用していただいている、いいたてクリニック内でやっていますサポートセンター事業、登録者も113人となって、1日平均15.3人ぐらいに足を運んでいただいて、大変喜んでいただいています。

いいたてクリニックについても利用者も徐々にふえて、1日当たりの利用者は13.3人程度になっておりますので、今後診療日など利用者の状況を見ながら対応してまいりたいと思っております。

また、震災当時に住んでいた住宅を全て解体された方への被災者生活再建支援金であります。現在534件の申請で、うち518件が給付を受けております。村に戻り、村外のサービスなどを利用される方に対して施設までの送迎を行う事業は、現在月平均77人ほどが利用をいただいているところでございます。

また、7月から実施の安否確認見守り健康支援事業であります。村に戻った人への家庭訪問を行うということで、大変好評でありまして、内容を精査し、自立の心を育ててもらうような事業に少しずつ変えていただくことが必要かなと思っております。あわせて、郵便局の見回り訪問サービスも現在4名の方の契約が済んでいるところであります。

コミュニティーバス事業の循環バスの運行については、利用者数はまだまだ少ないものの、状況を見ながら路線の見直しや住民の利便性を検討しながら取り組んでいきたいと思っております。

今後も訪問活動を一層強化するとともに、行政区などでの健康教室の開催と、生活習慣病対策のための栄養指導や健康づくり事業などの拡充を図っていききたいと思っております。

復興対策課関係であります。

今年度の生きがい農業は、133件に取り組んでいただきました。昨年と合わせますと293件に取り組んでいただき、さらに、なりわい農業については、今年度は27件で、昨年と合わせると76件に取り組んでいただいたところであります。また、新たな農業、これも今年度3件、昨年度と合わせて11件になっているところであります。これらを合わせると、農家数は380件となり、被災前の農家数約1,200件に対して約31%に当たり、昨年度から13%ほど増加しています。なお、生きがい農業となりわい農業への村の5%上乘せ補助をして80%にというこの事業は、平成31年度を終期としたいと考えているところでございます。

また、今年度は移住・定住の推進について、村内営農再開農家のもとでの花卉栽培研修2件、和牛飼養研修1件が実施されております。また、生産物の販売開拓についても、引き続き官民合同チームや市場関係者との連携を進めており、花卉は市場から引き続き高い

評価を受けておりました。飯館の花としてのブランド化が進んでいるところでございます。生きがい農業からなりわい農業にステップアップした農家による比較的少量の生産物がありますが、今年度はブルーベリーを東京都のジェラート店に、行者ニンニクを神奈川県のスーパーに、コマツナ、チンゲンサイを岡山県の飲食店にそれぞれ納品されて販売につながっているところでございます。

次に、鳥獣被害対策、現在までイノシシは550頭、猿21匹を捕獲しております。また、被害防止用の電気牧柵であります。総延長は269.8キロメートルとなっているところであります。大変長い距離であります。

次に、長泥区域の特定復興再生拠点の除染であります。前述のとおりでございます。

また、除去土壌の再生利用についても、環境再生事業について現在いろいろな実証事業をしており、パイプハウスで試験栽培も開始されているということでもあります。

商工労政であります。

東京電力の賠償による飲料水安全確保対策事業の井戸掘りであります。昨年4月以降21件の補助申請がありまして、現在まで16件が終わっているところであります。

次に、企業、事業者の再開支援であります。いわゆる県の4分の3事業については、村でつくりました陽はまた昇る基金により、8事業所に村独自で5%上乘せ補助を実施しております。

次に、宿泊体験館「きこり」であります。昨年4月から本年1月末までの利用人数は2,372人、村民の利用はこのうち231人、また、イオラの入浴施設は、昨年の4月から今年1月まで5,012人ということで、大変多くの方の利用をいただいているところでございます。

それから、「いいたて村の道の駅までい館」の状況ですが、昨年4月から今年1月末現在までのレジ客数は、までい館が7万5,325人、それからセブンイレブンが21万4,661人となっています。

次に、建設課関係であります。

昇口舗装586件の申請がありまして、今年度86件を実施し586件全て完了いたしました。この事業には、国庫財源約9億円が充当され、非常に村にとって有益な事業、あるいは村民にとって助かる事業でございました。

次に、長泥、蕨平、比曽、前田・八和木の4行政区の飲料水安全確保対策交付金であります。申請件数が81件で、長泥の11件を除きまして70件全て完了しているところでございます。

環境省で実施しています被災家屋解体工事であります。これは1,359件の申請があり、今年度までに約94%の1,276件が終了し、残りの83件は来年度に実施予定になっております。この事業も約4,500棟の解体でありますので、仮に1戸200万円とすれば100億円、300万円とすれば130億円が投入されたことになり、解体を進めていただいたと、こういうことでございます。

村道の機能回復工事について、今年度は幹線道路8路線の路面改良舗装を実施してまいりました。7路線が完了し、残り1路線も今年度完了の予定であります。

村営住宅ですが、桶地内住宅建設工事、白石第2村営住宅の修繕工事は、今月中の完成となり、4月からの入居開始に向けて、入居手続を進めているところでございます。また、桶地内ではありますが、この竣工式を4月3日に開催する予定でございます。村内の住宅入居状況ですが、入居可能戸数83戸に対し、78戸が入居中、または手続中、現在5戸の住宅があいている状況であります。その他に、4月から入居開始予定の桶地内団地は3戸、白石第2住宅団地は6戸があいている状況で、入居の申し込みは随時行っているところでございます。大変多くの方に戻ってきていただいて村営住宅に入らせていただいているということでございます。

営農再開支援水利施設等保全事業については、農業用排水路の草刈り及び土砂上げを7行政区で実施しております。ため池や頭首工、揚水機の改修は24カ所の工事は今年度完了予定でございます。

農業基盤整備促進事業については、測量調査7行政区、水路などの改修、暗渠排水工事は9行政区で実施している状況でございます。

教育委員会です。

冬場に入りインフルエンザの流行で1月23日から1月30日まで小学校1年生、4年生、5年生、6年生において3日間の学年閉鎖措置をとったところでございます。

2月1日に小学校6年生が議員となった「いいたて村みらい議会」がありました。いいたてクリニックの診療拡大、新たな産品開発、イタネちゃんのテーマパークなどの提案が出され、子供たちの村を思う気持ちに深く感銘を受けたところでございます。

次に、2月13日に第3回飯館村学校のあり方検討委員会を開催させていただきました。小学校の統合、さらには中学校と一緒にした義務教育学校を2020年4月からスタートさせることで決定をさせていただきました。小学校1年生から中学校3年生まで、つまずきのない子供たち一人一人に寄り添った本村の一貫教育がさらに進むものと期待しているところでありますが、いずれにいたしましても、多くの人たちにとってこの歴史にある学校の廃校ということにもなりますので、丁寧に皆さん方に説明をさせていただきながら進めていきたいと、このように思っているところであります。

最後に、生涯学習関係であります。ふれあい館で成人式を56人中42人の出席で1月13日に実施をしました。これには、伊勢谷友介さんが代表を務めるリバープロジェクトが協力してくださり、岡本真夜さんのコンサートや20歳の自分に宛てた手紙の開封などもあって、非常に心に残る成人式となったところであります。

以上が、12月定例議会以降の村の主な動きでございます。

それでは、平成31年度村政運営の所信を申し上げます。

重点施策であります。

まず、31年度の一般会計当初予算ですが、143億2,000万円ということで、対前年度比50.0%の伸び率でありまして、金額にして47億7,300万円の増であります。過去2番目の大規模の予算ということでございます。これは、被災地域農業施設等の整備工事、深谷地区多目的交流広場整備工事、農業基盤整備工事、村道の舗装機能回復工事などが計上されていることによって、大幅にふえているということでございます。平成31年度も復興創生

期間終了までに必要なインフラ整備を着実に進めるとともに、村民の福祉向上のために必要な施策を進めてまいりたいと思っております。

それでは、各課の主要施策でございますが、総務課は、新しい村づくりの道しるべとなる第6次総合振興計画を進めていくということでございます。31年度と32年度に計画をつくり、33年度から5カ年度の中期計画をつくっていききたいというふうに思っております。飯舘村の進むべき道を慎重に見きわめながら、村民の意見も十分に取り入れ、よりよい将来像が描けるようにやっていきたいと思っております。

次に、長泥地区の特定復興再生拠点整備であります。前にも申しましたように、環境再生事業をあわせながら、できるだけ長泥がいい形になるように進めていきたいと、このように思っております。

次に、深谷復興拠点の整備であります。拠点整備の集大成とも言える深谷地区多目的交流広場の整備を今年度から始めます。公園や子供向けの屋内運動施設で家族が楽しめる公園整備、あわせて道の駅への人の入れ込み客の増加策等も考えているところでございます。

次に、重点事業である移住・定住交流事業も引き続き力を注いでまいりたいと思っております。村外の方々により多く飯舘村に来ていただけるよう、住居情報、質の高い教育の提供、就農支援などを庁内横断的に支援を進めてまいりたいと思っております。

住民課関係であります。平成31年度から村民税が通常課税となりますが、その他の税目については平成30年度と同様の減免措置などが継続されるものと想定をしているところであります。国の税制措置の動向を見ながら、村税の減免措置を講じてまいりたいと考えているところであります。

収納対策であります。震災前約2億円弱あった滞納額であります。現在は約700万円ということで、残念ながら前年同期とはほぼ同額であります。いずれにしても滞納を整理していただいた村民に心から感謝するところであります。平成31年度においては、納付推進を図りながら精力的に臨戸徴収を実施し、滞納解消に努めてまいりたいと思っております。

昨年度に引き続き、職員が地域に出向いて現地確認の上の固定資産税台帳整備も進めていきたいと、このように思っています。

村内の防犯対策であります。震災以降、全村見守り隊ということでずっとほかの市町村の何十倍という形でやってきましたが、28年度から民間に業務委託しないということできたわけです。31年度においても引き続きこのスタイルで村民の雇用確保に努めてまいりたいと思っております。なかなか予算も多くいただけないということもありますので、この事業の終期についても平成31年度限りで見込んでいるところでございます。

次に、ごみ処理対策であります。村民が徐々に戻ってきており、ごみの量も少しずつふえてきています。ごみ収集カレンダーを作成し、引き続き分別回収に協力をいただくとともに、不法投棄の回収を実施し、環境美化に努めてまいりたいと思っております。

避難生活支援対策であります。引き続き帰村する村民向けの引っ越し費用を「おかえりなさい補助金」として1戸20万円の限度で補助をし、1人でも多くの村民帰還へつなげて

いければということでやってきましたが、これも31年度いっぱいとする予定でございます。

健康福祉課関係であります。まずこの3月末までとなった仮設借り上げ住宅の供用期間満了に伴い、帰還する村民がふえることが予想されます。村内では「サポートセンター」、「ふれ愛館」、「きこり」などを拠点として、健康づくり介護予防事業を展開してまいります。足の確保についてもお助け合い事業の強化、サポートセンター事業での送迎の継続、コミュニティーバス2台を運行しての組み合わせでやっていきたいと思っています。

次に、新規事業として、村内での調剤薬局の早期再開を目指して取り組んでまいりたいと思っています。

復興対策課であります。10アール当たり3万5,000円の補助での草刈りなどの事業も最終年度であります。このことから、平成32年度以降管理できない農地や作付を行わない農地が出てくることが見込まれるために、意欲ある農業者や農業経営体へ農地を集積したり、新規就農参入による農地の利活用を推進してまいりたいと思っています。

また、除染後の農地の保全管理は、平成31年度で終了いたしますが、他の支援メニューは平成32年度まで実施できますので、昨年度に引き続き農用地の反転工や均平化作業を実施していきます。

自家消費野菜などの作付による生きがい農業に取り組む方への支援として、平成31年度もパイプハウスや小型農機具、初期生産資材の導入について、陽はまた昇る基金により50万円を上限とした補助支援を実施してきたところであります。また、通称4分の3の補助事業及び村独自の上乘せでの80%補助も、生きがい農業と5%の村独自の上乘せ補助は、31年度で終了させていただきたいと考えているところであります。

次に、森林関係であります。森林整備されていない期間が約8年間にわたり、森林の荒廃は深刻でございます。このことから、平成29年度、30年度に作成したふくしま森林再生事業計画をもとに、平成31年度からは民有林を対象として本格的な森林整備事業を実施し、森林の再生を積極的に推進してまいりたいと思っています。

次に、除染関係であります。29年、30年度に面的除染をした宅地などは、線量測定をし、必要に応じてフォローアップ除染などを実施することや、除染に対する住民からの問い合わせについては引き続き線量測定、必要に応じてのフォローアップ除染などの対応を実施することを国との協議で確約を得ているところでございます。

帰還困難区域における復興拠点エリアの除染などについては、国道399号東側を中心に約40ヘクタールが今年度実施する予定となっております。

次に、仮々置き場から中間貯蔵施設への搬出であります。平成31年度は約39万袋の搬出を計画しております。食品放射性物質測定業務、これも29年度までに導入した非破壊式の食品放射性物質測定機器10台を利用して、村民みずから測定できるようにしてきましたが、引き続き支援を進めてまいりたいと思っています。

室内放射線測定機器設置事業であります。村民に対して家での中のいわゆる卓上型放射線量測定機器購入の補助であります。これもこれまでかなりの方に入れていただきましたが、平成31年度限りと考えているところでございます。

商工労政関係であります。

新規事業の事業再開帰還促進事業であります。商工業者の事業再開及び帰還促進を図るために、プレミアムつき商品券を発行し、多くの村民等に利用していただき、村民の帰還促進と商工業者の村内での事業再開となるように実施をしてみたいと思っております。これは、県から3カ年計画ということであったわけですが、なかなか村に戻ってくる方が少ないということで取り組めなかったわけですが、本年度からこのプレミアム商品券を商工会中心に発行していただいて、いわゆる50%のプラスアルファという商品券を出す予定に今計画中でございます。

企業、事業者の支援であります。いわゆる4分の3の事業についても、陽はまた昇る基金より村独自の上乘せ補助を実施してきましたが、この補助も終期を平成31年度限りと考えているところです。

施設修繕ですが、もりの駅まごころの屋根及び外壁などの改修を計画しておりまして、内部改修については32年度に実施を予定しております。

パークゴルフ場の整備事業ですが、これもスポーツの場、コミュニケーションの場ということで計画を立てておりましたが、30年度に造成工事を発注しており、工事を進めております。なかなか今発注はしているんですが、進んでいないようでありますけれども、31年度には芝張り整備などの工事、あるいは管理棟、あずまや、倉庫などを整備していきたいと。当初、31年度秋ごろと見込んだところですが、今お話ししたように、芝の養生期間や各種工種の精査なども加えますと、32年度になるかなと、このように思っているところであります。

その他、企業立地支援事業、あるいはベンチャー企業創出支援事業なども取り組んでまいりたいと思っております。

建設関係であります。今年度から草野飯樋線などの基幹道路の舗装機能回復工事を着手しました。31年度も、この基幹道路を優先に9路線、延長12.6キロメートルを計画しております。

普通河川の堆積土砂のしゅんせつについても今年度に引き続き実施してまいります。県管理の2級河川については県営への要望活動や復興庁と協議を重ねて、早急な対応をしたいと考えております。

県道原町川俣線の道路改修、あるいはバイパス工事、30年度から着手しておりまして、31年度も引き続き県工事が円滑に進められるよう地元調整に努めてまいりたいと思っております。

住宅関係ですが、27年度から改修及び建て替え工事を進め、既存の住宅改修58戸、大谷地団地、深谷団地、桶地内団地の建て替え・新設により41戸、全戸で99戸の整備が完了しています。31年度は草野大師堂に仮設住宅を活用した12戸の住宅建設を計画しているところであります。

村全体の整備計画ですが、震災当初159戸の住宅があり、152戸の入居がありました。老朽化による政策空き家の解体などもあり、112戸の整備計画となっているところであります。

村道の舗装も32年度まで6路線を計画し、30年度1路線、31年度2路線、残り32年度の

実施を計画しております。

農業集落排水事業については、28年度から29年度に災害査定を受けた管路の復旧工事を実施します。

また、処理施設更新工事、これは30年度で完了しているところでございます。

教育関係であります。先ほど話しました義務教育学校の設立を目指していきたいと思っております。

昨年10月から学校等のあり方検討委員会を設置し、3小学校の統合について協議を進めてまいりましたが、一貫教育を進め、切れ目のない教育により、本村の将来を担う子供たちを育むために中学校を含めた義務教育学校とすることが望ましいとの合意を得ましたので、義務教育学校を設立に向けて新学校の設立と既存学校の閉校に係る各種事務を円滑に進めていきたいと思っております。

また、ラオスとのオリンピック・パラリンピックでの交流でございますが、これも予定をしているところであります。

31年度の就学予定、学校のほうであります。30年度と同程度の100名ほどの子供たちが就園・就学することが認められております。以前は10名程度、村内からの通いでしたが、来年度は二十五、六名ぐらいにふえていくと、このような形のようにございます。

生涯学習も、スポーツ公園の利活用を進めていくと、こういうことで、その中にオリンピック・パラリンピック復興ありがとうホストタウンとして、6月から7月にラオス人民民主共和国のパラリンピック選手の事前合宿受け入れを予定しているところであります。

なお、これまでやってきました小学校6年生の沖縄までい旅、中学生の未来への翼、これも引き続き今年度実施をしていきたいと、このように思っております。昨年度からこの未来への翼は村会議員や村民も一緒に研修してございまして、今年度も同様に実施する予定でございます。なお、いずれにしても、全国から支援をいただいた方々のお金を活用させていただいているところがございまして、感謝の心を忘れないで参加をしてほしいなと、このように願っているところであります。

次に、財政運営であります。

平成31年度の一般会計当初予算は、事業の必要性、緊急性、費用対効果を検証し、事業の効率化と経費の節減に努め編成してきたところでございます。

本予算編成に当たっては、編成期間を例年より前倒しをして、精度の高い将来を見据えた予算を基本理念として、調製をいたしました。また、引き続き、規律ある財政運営の堅持を念頭に、前例や慣例にとらわれることなく、ゼロベースからの検証を指示したところでございます。将来的な人口減少を見据えて、までの精神を胸に、小さくとも輝き続けられる新しい村づくりのための予算としたところでございます。

それでは、提出した議案について概要を説明させていただきます。

議案第3号は、平成30年度飯舘村一般会計補正予算（第9号）であります。

これまでの予算から30億5,680万3,000円を減額いたしまして、総額を130億9,289万9,000円としたところでございます。

歳出の主なものであります。総務費の管理費から3億2,016万円の減、民生費の児童福

祉費から4,783万6,000円の減、衛生費の保健衛生費から4,155万3,000円の減、農林水産業費の農業費から22億1,484万2,000円の減、商工費から7,786万5,000円の減、土木費の道路橋梁費から4,812万円の減、河川費から6,094万1,000円の減、住宅費から7,274万2,000円の減、教育総務費から6,402万円の減と計上をさせていただきました。

歳入では、この減額に伴う財源の調整を行っております。あわせて、繰越明許費の設定及び地方債にかかわる限度額の変更を行っておるところでございます。

議案第4号から議案第8号までは、各特別会計の整理予算でございます。

議案第9号は、平成31年度飯館村一般会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額を143億2,000万円としました。これは、先ほども述べましたように、47億7,300万円前年度より多くなっているということであります。復旧・復興関連予算は、103億9,762万円で、この予算総額の72.6%でございます。

平成31年度の重点事業について申し上げます。

まず、基本方針の「生命（いのち）をまもる」では、総合健康事業に3,209万2,000円、予防接種事業に2,142万円、放射線相談支援事業に1,576万6,000円などがございます。

次に、「子どもたちの未来をつくる」では、被災児童生徒等就学支援事業に3,786万4,000円、スクールバス運行事業に1億868万8,000円、学力向上推進事業に1,826万円、未来への翼、沖縄までの旅事業に2,387万8,000円などがございます。

それから、基本方針の3つ目として「人と人がつながる」という項目では、もりの駅まごころ修繕事業に2,699万8,000円、パークゴルフ場に1億1,000万円、地域づくり推進事業に1,000万円、おかえりなさい補助事業に2,000万円、自治会同窓会事業に1,360万円などでございます。

それから、「原子力災害をのりこえる」という基本方針の中では、農業基盤整備促進事業に9億8,013万8,000円、深谷地区の復興拠点整備事業に9億1,431万円、大師堂の住宅団地整備に5億2,697万1,000円、伐採支障木処理事業に3億3,267万8,000円、それから先ほど言ったプレミアム商品券に1億65万円、また農業水利施設等保全再生事業に5億5,598万6,000円などでございます。

それから、「までいブランドを再生する」では、被災地域農業復興総合支援事業に10億731万5,000円、営農再開支援事業に7億4,641万9,000円、畜産再開素牛導入事業に2,544万円、農業商工業の再開に係る村の上乗せ補助に1,500万円。

以上が復興計画の5つの基本方針に沿っての主な事業です。

次に、歳入であります。

地方交付税は、30億6,903万8,000円で、前年度に比べ24%の増であります。

次に、村債であります。1億9,840万円で、前年度に比べ36%の減であります。

次に、自主財源は、47億5,879万6,000円で、前年度に比べ16億6,947万2,000円、率にして54%の増でございます。これは国・県支出金を一旦積み立てて使用する帰還環境整備交付金基金などの基金繰入金が17億3,339万1,000円の増となったことによるものでございます。

議案第10号は、平成31年度飯館村国民健康保険特別会計予算であります。

総額を9億1,792万6,000円といたしました。前年度に比べ5.4%の減であります。

議案第11号は、平成31年度飯館村簡易水道事業特別会計予算であります。

総額をそれぞれ5億6,225万2,000円といたしました。これは、前年度に比べ397.2%の増でございます。

議案第12号は、平成31年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,738万6,000円として、これは、前年度に比べ32.4%の増であります。

議案第13号は、平成31年度飯館村介護保険特別会計予算でありまして、事業勘定及びサービス事業勘定合わせて総額をそれぞれ11億2,300万1,000円といたしました。前年度に比べ6.2%の増でございます。

議案第14号は、平成31年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算であります。

総額を6,638万3,000円といたしました。前年度に比べ7.0%の減でございます。

議案第15号は、飯館村村営住宅条例の一部を改正する条例であります。

この改正は、桶地内団地と集会所の建てかえに伴いまして、同施設を条例に追加するものでございます。

議案第16号は、飯館村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この改正は、政府の進める働き方改革を推進するため、超過勤務命令の上限時間などを、人事院規則の改正に合わせ定めるものでございます。

議案第17号は、職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例であります。

この改正は、学校教育法の一部改正に伴いまして、関係する当該条例との整合性を図るために、所要の改正を行うものでございます。

議案第18号は、議会の議決事件に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この改正は、議会の議決案件に、「総合振興計画の策定、または変更」の項目を追加するものでございます。

議案第19号は、東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例であります。

この改正は、個人住民税については、減免を平成30年度限りで廃止、固定資産税及び使用不可能な農耕用軽自動車については減免期間を1年延長するため、所要の改正をするものであります。

議案第20号は、飯館村水道法施工条例の一部を改正する条例であります。

この改正は、学校教育法の一部改正に伴いまして、関係する当該条例の整合性を図るため、所要の改正を行うものでございます。

議案第21号は、飯館村さわやか基金設置条例を廃止する条例でございます。

これは、皆さんご存じのように、上山競馬飯館場外勝馬投票券発売所の閉鎖により、売り得金収入がなくなったことと、その受け入れ基金であったさわやか基金の残高が皆無となったために廃止をさせていただくということでございます。

議案第22号は、桶地内団地建てかえ工事請負契約の変更でございます。

この工事の中で、暗渠排水工が必要なくなったことと、新たに電気工事が必要になったことなどから行うものでありまして、今回の工事費は103万4,640円を減額して、変更後の契約額は4億396万5,360円となっているところでございます。

議案第23号、飯舘村農林漁業体験実習館の指定管理者の指定事項の変更について、議案第24号は、健康増進交流施設の指定管理者の指定事項の変更、それから議案25号は、飯舘村地域資源活用総合公布施設の指定管理者の指定事項の変更についてでございます。

これら3議案は、いずれも宿泊体験館きこりの指定管理者を変更するものであります。現管理者であったのは、飯舘楽園株式会社だったんですが、これが解散するということから、新たに一般財団法人飯舘村振興公社を指定するものであります。なお、指定期間は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間でございます。

議案第26号は、村道路線の認定についてでございます。

これは、八木沢トンネルが開通をしたことによって、主要地方道原町川俣線のつけかえが行われたために、いわゆる旧道を村道として認定させていただくというものでございます。

以上が今回定例議会に提出いたしました議案の概要であります。それでは、よろしくご審議の上御議決を賜りますようお願いを申し上げて、提案議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案についての説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時00分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 再開します。

（午前11時49分）

◎日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託

議長（菅野新一君） 日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託の件を議題とします。

お諮りします。

議案第9号「平成31年度飯舘村一般会計予算」、議案第10号「平成31年度飯舘村国民健康保険特別会計予算」、議案第11号「平成31年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算」、議案第12号「平成31年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算」、議案第13号「平成31年度飯舘村介護保険特別会計予算」、議案第14号「平成31年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算」、以上の6議案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第14号までの6議案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎日程第5、予算審査特別委員の選任

議長（菅野新一君） 日程第5、予算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、飯館村議会委員会条例第6条第4項の規定によって、1番 佐藤健太君、2番 長正利一君、3番 佐藤一郎君、4番 高橋孝雄君、5番 高橋和幸君、6番 渡邊 計君、7番 佐藤八郎君、9番 相良 弘君、以上の8人を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました8人の諸君を予算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日散会後に予算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告を願います。

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時53分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月4日

飯 館 村 議 会 議 長 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 佐藤 八郎

同 会議録署名議員 相良 弘

同 会議録署名議員 佐藤 健太

()

()

平成31年3月7日

平成31年第2回飯舘村議会定例会会議録（第2号）



平成31年第2回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	平成31年3月7日（木曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日	開議	平成31年3月7日 午前10時00分				
時及び宣告	閉議	平成31年3月7日 午後 3時04分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 招欠 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	2番 長正利一		3番 佐藤一郎		4番 高橋孝雄	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 來海裕一	
地方自治法の 第121条のた めに出席した 者の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	齊藤修一	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育長	中井田榮	○
	教育課長	村山宏行	○	生涯学習課長	藤井一彦	○
	代表監査委員	高橋賢治	△	農業委員会 会長	菅野啓一	○
	農業委員会 局長	石井秀徳	○	選挙管理委員会 会長	伊東利	○
選挙管理委員会 書記	高橋正文	○				
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成31年3月7日（木）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（通告順1～4番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） ただいまの出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（但野正行君） 報告します。

3月4日に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に相良 弘委員、副委員長に高橋和幸委員を選任した旨、議長に報告がありました。

次に、会期中の常任委員会の活動状況であります。3月4日に総務文教常任委員会が平成30年請願第7号及び平成31年請願第1号審査等のため、同じく産業厚生常任委員会が所管事務調査報告取りまとめ等協議のため、それぞれ開かれております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 長正利一君、3番 佐藤一郎君、4番 高橋孝雄君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。7番 佐藤八郎君。

7番（佐藤八郎君） おはようございます。

最近、国会をテレビで見ていると、正直にきちんと真面目に、そういうことが人間社会にとって何だろうと考えさせられるような隠しやごまかし、うそが、そしてきちんとされるべき統計までもでたらめというこの日本の社会、大変同じ国に生きる者として情けなく悔しく思っているところであります。

この3月定例会において、村民の立場、村民の生活を見ながらこの8年間を振り返ってみて、緑豊かでお互いさまを大切に生活していた飯館村民、子供たち、孫たちと暮らす自然豊かな大地で農業を営み、多くの先人たちが築き上げたすばらしい自然環境、これら全てを壊したのが福島原発事故であります。自然界の地震、台風、水害、雪害などの災害とは違う目に見えない、におわない放射性物質が大空から降散されたのです。

自然界にはなかった毒物なので、スタートは毒物を除去し、隔離する除染だとしたが、8年がたっている今にあっても飯館村全面積の約15%の除染をただけであります。残り約85%には原発事故のときに村中に降散された放射性物質は置いたままであり、除染した汚染物質も250万袋の行き先が定まらず村内に置かれたままであるのが、今の飯館村の実態であります。

危険で住めないとして避難をさせ、放射線量値など、国が都合のよいように基準を悪化させ、避難解除の3つの条件も達成することなく強制解除し、インフラ整備も生活費の見直しもなく、帰村した方が何をして生活するのかと、ストレスと不安を抱えての生活であります。

この村民の生活、生き方に寄り添って、3項目13点について、行政執行が村民のために仕事、予算執行されているのか、村民の健康と命を守れるのか、質問、提案をするものであります。

最初に、自然環境について。

私は、事故当時から放射能対策室なり放射能災害対策室的なものをつくるべきだと要求してまいりましたが、一貫してつくることなく現在に至り、避難解除された後にはすぐに空き家・移住対策室を設けているというのが、今の飯舘村の行政執行です。村内全域の自然環境の実態をどのように検証されたのか、1つ目は何うものであります。

2つ目に、検証されての放射性物質の核種は、文科省は31種類としているが、村としては何種類と検証されて確認されているのか。

3つ目には、確認した物質とその物質の持つ毒性について、動植物にどう影響しているのか。

4つ目には、空間線量値、モニタリングポストが示しているが、除染のときは5センチメートルぐらいに付着していると言っているので、除染を実施しない全域にある放射性物質の行方はどうなっているのか。

5つ目に、営農活動推進に当たり、移動し続ける放射性物質の影響として、土壌放射能測定は必要であるというふうに、多くの基幹産業のある飯舘村ですが農家が多くありますが、その声にはどのように応え、どのような対応と計画があるのか何うものであります。

6つ目には、今でさえ国内法に違反している1ミリシーベルト年間当たり未満ですが、村内の実態は国基準の5倍ないし10倍のところも多くあるというのが、ここ1週間、2週間の私の測定、多くの方の現場検証によって明らかであります。野焼きをするという方針が出されていますけれども、草を集め、灰、ほこりの隔離をしないと、放射能は拡散するんじゃないでしょうかという不安も多くの村民が抱いているところであります。帰村者や作業者の被ばく対策を示すとともに、服装なりガラスバッジなどの計測と体制について何うものであります。

次に、命と健康について。

最近、60代の方々が5名ほど死去しております。放射性物質による過去の日本、世界の事故からして、8年目とか9年目、10年目を迎えるに当たって、これから体に影響が出てくるが、この間の死亡者数と病名、死因を示し、これから出てくるであろう体の症状、そのことへの対策をどうされているのか何うものであります。

2つ目に、村全域に降散された物質は、アルファ線、ベータ線、ガンマ線が放出する核種であります。ベータ線のみの問題にして事を片づけようというのが国や東電の姿勢かもしれないけれども、放射性物質を大空からまかれた飯舘村にとっては、飯舘村独自にそうではないだろうと、アルファ線もベータ線もガンマ線も出すんだらうと、それは体にど

う影響するんだらうということも村民の健康と命を守る立場から当然やるべき行政執行ではありませんか。放射能を浴びた村民の体は、細胞が壊される、やがて病気につながるということは、原発推進側の学者も医者も、反対する学者も医者も言っていることは同じであります。この被害についての考えと対策を伺うものであります。

3つ目は、高齢者が多数により検査しない、村からの通知が守れない人がふえています。食品問題をどう捉え、これ以上被ばくしない安心・安全食生活への取り組みを伺うものであります。

4つ目に、健康診断をこれまで以上に血液や尿など、今の医学検査でできること全てにわたって拡大をして、放射性物質被ばくでの検査推進を早期に計画的に進めること。幸い、福島県に県立医科大学のすぐ脇、日本一すばらしいとも言われる放射能専門的な施設ができておりますので、そのことを十分活用する意味でも、放射性物質を降散されて、線量が低下もしないのに戻されて、まるで村民が人間モルモット化するようなことをとめるためにも、きちんとした健康診断、検査が必要であります。あわせて、これから出なければいけないですけれども、細胞破壊によって出てくる病状、通院、入院にかかわる医療費の無料化継続をきちんと保障するべきだと思います。

次に、生活支援について。

村民の負担を各種税ごとに見通しを示すべきである。これは、多くの村民を私が訪ねて歩くと、どうなるんだらうという不安がちまたに相当広まっております。お年寄りがわかりやすい、見える、そういうものを1年先、2年先、3年先、きちんと示すべきであります。

2つ目は、各村内に戻った方を訪問している中で、どうも家にいるだけの人生になっている。これをどうにかしなければ、ストレスとノイローゼと、やがて薬局も医者も遠い飯館村にとって、薬がなくなればもらいに行かない、もうこんな生き方は嫌だと言って持っている薬を飲む、そういう今までも仮設の中で自殺や孤独死がありましたけれども、これから心配される点はそういうところあります。個々の仕事づくり、支援、各種制度活用など、収入のある、仕事ある生活づくり、あわせて生活費確保のための施策を早期に具体的に示さないと、生きがいをなくして、多くの村民がこれまでも早死にしておりますけれども、さらに早死にしていくのではないかという、そういう声もたくさん聞きます。その点についても具体的に示すべきであります。

3つ目は、ADRや裁判訴訟を起こしている村民の立場で、東電への5つの約束、3つの誓いを直接要求すること。あわせて、国へも要求して、村民に寄り添った行政執行をすることがこれまで以上に求められております。

先般、議会でも国要請に行ってまいりました。そのときも要求してまいりましたけれども、3つの誓いと5つの約束はどうしたんだと、言うだけの約束、誓いなのかということもただしてきましたし、その後、安倍総理のほうからきちんとADR対応をするよう指導するという発言の新聞報道はありましたけれども、現実に実態として被害を受けているこの飯館村からきちんと損害賠償については発信しなければならないのではないのでしょうか。現地が言わなくて、東京都民が賠償をもっとすべきだというふうなことにはならない

のではないのでしょうか。そういう意味では、きちんとした村民に寄り添った行政執行を求め、発言を終わります。

村長（菅野典雄君） 7番 佐藤八郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

大変多岐にわたっておりますので、私は、命と健康について4項目ありますが、2項目についてお答えをさせていただきます。

その前に、今のお話を聞かせていただいて、震災当時、対策室をつくるべきだと、こういう話がありましたが、対策室どころではなくて、村全体が対策室でありますし、あるいは各団体も全てかかわっていただいて、あの対策に全力を挙げたということでもありますので、誤解のないようお願いしたいというふうに思っています。

また、フレコンバックの行き先がわからずということですが、これもほとんど、大まかではありますが、行き先がちゃんと決まっていますし、予測ではありますが、大体このぐらいである程度なくなるのではないかと、処理できるのではないかと、こういうこともありますので、誤解のないようお願いしたいというふうに思っています。

それでは、命と健康の、最近60代の方々がなくなっている、放射性物質の過去の日本、世界の事故からして、8年目を迎え、これから体に影響が出てくるが、この間の死亡者数と病名、死因を示し、そのことへの対策はどうなっているのかとのご質問いただきましたので、これにお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

まず、60代の死亡についてであります。震災前の平成20年には10人、それから平成21年には6人、平成22年は7人、震災直後の平成23年は6人、平成24年は4人、平成25年は4人、平成26年5人、平成27年4人、平成28年8人、平成29年10人、平成30年は10人となっており、震災前に比べ特に多いとは認められず、ご指摘の放射能による影響とは結びつかないものではないかと、このように思っているところであります。

また、原発事故前後の本村における死亡者数であります。これは村に届けていただいている、あるいは県の人口動態統計の状況、これによるわけではありますが、震災前の平成20年は飯舘村で86の方が亡くなりました。平成21年は85人、平成22年は85人、震災直後の平成23年は95人、平成24年は93人、平成25年は82人、平成26年は77人、平成27年は87人、平成28年は86人、平成29年は104人、平成30年は93人と、総数については震災直後の平成24年までは増加傾向にありましたが、平成25年、平成26年は少し減少し、以後、平成30年まではほぼ従前同様となっており、平成29年の104人は老衰、肺炎の数が突出したことによるものではないかと推察しているところでございます。

また、死亡要因であります。若干の波が見られますけれども、震災前とほぼ同程度になっており、平成23年からの死亡者総数717人中、いわゆるがんが165人、高血圧を除く心疾患が142人、その他114人、脳血管疾患が87人、肺炎が77人、老衰が54人になっているところであります。もちろん対策はしっかり講じていかなければならないと思ひまして、これまででもですが、さらに総合健診の受診体制の整備と、あるいは受診勧奨により疾病の早期発見あるいは早期治療につなげることや、受診後の結果が要指導等の判定者に対しては適切な指導や受診徹底にこれから努めてまいりたいと、このように思っているところであります。

次に、2つ目ではありますが、被害を縮小するためにいわゆる加害者である国、東電は、放射能を浴びた村民は身体の細胞が壊され病気になる、この被害についての考えと対策を問うと、こういうご質問でございました。

これまで何度か同じ質問をいただいておりますが、福島第一原発事故により放出された村内に現存する放射性物質は、アルファ線としてはプルトニウム、ベータ線としてはストロンチウムとセシウム、そしてガンマ線として電磁波となっているところでもあります。特に飯館村ではセシウムが全域に存在をし、村内での場所の詳細は把握はしておりませんが、プルトニウムは2カ所、ストロンチウムは6カ所に存在すると平成23年9月に文科省から発表されているところでもあります。

なお、プルトニウム、ストロンチウムは村内の土壌についている量というのは非常に微量でありまして、体への影響はかなり少ないと、このように聞いているところでもあります。

現時点においても放射線の被ばくによる村民への直接の健康被害があったとは確認しておりませんが、避難生活など、生活の環境変化、あるいは放射線被ばくを心配することによるストレスが原因ではないかと思われる、高血圧であったり肥満であったり糖尿病であったり不眠症であったり、そういう体調不良というのは以前かなりあるというふうにも思っているところでもあります。

ですから、放射能を浴びた村民は体の細胞が壊され病気になる、この被害についての考えの対策はということですが、むしろ、いわゆる環境の変化によるそういうもののほうが、かなり多くの方がやはりそれによって病気になるということが多いのではないかとということではありますが、今、いわゆる細胞が壊されているという話は、現在も県立大など、関係機関での検証方法をしっかりとやっていただいているようですし、村としては今までと同様に放射線の影響で病気になったという事例は把握はしておりませんが、引き続き内部被ばくの検査あるいは甲状腺検査あるいは諸健康診断などをしっかり村民に実施してもらおうよう、そして村民の健康維持に努めていくと。このような形でこれからもしっかりとやっていきたいと、このように思っているところでもあります。

他の質問は、副村長以下、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

以上です。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、ご質問の1の自然環境復活の6点について、関連がございますので一括でお答えさせていただきます。

まず、1点目の放射性物質の降散による村内全域の自然環境実態の検証ではありますが、まず空間の放射線量、いわゆる空間線量率は、県が設置したいちばん館の前のモニタリングポストで平成23年3月15日午後6時20分に時間当たり44.7マイクロシーベルトを記録しております。

放射性物質が村内全域に拡散したことから、村独自で20行政区の農地及び宅地の放射線量を平成23年4月より測定してまいりました。平成23年4月21日の1時間当たりの線量の平均は、農地で7.63マイクロシーベルト、宅地で7.21マイクロシーベルトでありましたが、平成31年2月21日には、農地で0.36マイクロシーベルト、宅地で0.26マイクロシーベルトまでに除染や自然減衰等により減少しております。減少率では、農地で95.3%、宅地で

96.4%となっております。

また、農地の土壌濃度であります。村は平成24年1月より独自調査として、村内47カ所を基準点とした水田、畑の農地において土壌放射能濃度調査を実施しております。その実態であります。採取した土壌を乾燥させた平均値で、平成24年1月ではキログラム当たり9,602ベクレルでありましたが、平成30年11月ではキログラム当たり1,765ベクレルで減少率が81.6%となっております。

ここまで述べておりますように、これらの実態を村独自で検証をしております。

次に、2点目の放射性物質の核種であります。おただしのとおり、国の情報によりますと、原発事故により拡散された放射性物質の核種は31種類であります。村では、放射線量計やガンマカメラで確認した放射性物質はセシウム134・137の2種類と考えております。

次に、3点目の動植物への影響であります。県において本村内で捕獲したイノシシの肉の放射性物質の濃度測定を実施しております。平成25年12月に14頭を測定した結果、平均でキログラム当たり2,159ベクレルでありました。また、平成29年に7頭を測定した結果、平均でキログラム当たり2,983ベクレルでありました。

次に、植物の状況であります。村民から持ち込まれた検体や村独自で採取した植物の木の実や山菜は全体的に減少傾向にあり、県の指導により作付再開した白菜、大根、キャベツなど約70品目が食品放射能物質測定の結果、全て国の基準値以下であり、道の駅や市場に出荷しているところあります。しかしながら、キノコやこしあぶらにおいてはまだ高い濃度での横ばい状態であり、摂取・出荷制限が現在でもかかっている状況でございます。

次に、4点目の放射性物質の行方であります。原発事故後、国が本格除染を実施するに当たり、表土削り取りの厚さを決定するため実証等で調査したところ、放射性物質が約5センチの厚さにおおむね80%から90%程度、粘土と固着して存在することを確認しました。国は、これを受けて除染ガイドラインに表土の削り取りの厚さを5センチ程度にしてきたところでございます。

おただしの未除染地域の放射性物質の行方であります。昨年度、長泥地区の農地5カ所の深度分布を、国の研究機関が調査を実施しております。調査の結果、放射性物質はゼロから5センチに61%、ゼロから10センチに86%分布しており、原発事故後からの年数経過により放射性物質が下方に移行しているものと思われま。

次に、5点目の土壌放射能濃度の測定と対応、計画であります。質問の1でもお答えしております。村は平成24年1月より独自調査として村内47カ所を基準点とした水田、畑の農地において土壌放射能濃度調査を実施しております。今後も村が定めた基準点の農地において土壌放射能濃度調査を継続してまいります。

なお、農作物の作付に当たっての土壌放射能濃度調査であります。作付者の要望により作付する箇所を測定を依頼された場合には、村で対応をすることにしております。

次に、6点目の野焼きであります。これまで村民懇談会や行政区長会等において野焼きの実施について強い要望がありました。村としては、平成29年度の国の研究機関の野焼

き実証結果を踏まえ、昨年の11月の行政区長会において6つの条件での村内での野焼き方針を説明し、決定したところであります。その後、議会には12月議会全員協議会で報告をさせていただいているところでございます。

おただしの野焼き実施に当たっての対策、体制であります。去る2月28日に各行政区の農業団体組織の会議において野焼き実施に当たっての注意事項の確認をさせていただきました。まず、放射線防護対策であります。長袖、長ズボン、マスク、帽子、手袋を必ず着用して作業に当たり、野焼き責任者の方には個人積算線量計を所持し、身体に受けた放射線量を把握してまいりたいと考えております。

また、空気中においては、各地区にあるモニタリングポストで放射線量を把握し、野焼きから発生するほこり、ちりについては国の研究機関の協力を得ながら、大気を吸引する簡易型ダストサンプラーでモニタリングを計画しているところでございます。

私からは以上でございます。

健康福祉課長（齊藤修一君） それでは、私からは質問の2の命と健康についての3点、4点につきましてお答えさせていただきます。

まず、3点目の高齢者の多数が検査しない、村からの通知が守れない人がふえている、食品問題（需要供給、野生動物など）をどう捉え、これ以上被ばくしない安心・安全食生活への取り組みはとのご質問にお答えさせていただきます。

まず、食品問題であります。需要供給、野生動物などということなんですが、「これをどう捉え」の部分であります。

さきの12月定例会でもお答えしておりますが、現在帰村されている村民の多くは高齢世帯の単身あるいは夫婦2人程度と少人数世帯という状況であります。これらの世帯では自家用野菜での食事に限られたり、あるいは調理器具にふなれであったり、調理量が少なく無駄が多くあるとか面倒であるということから、でき合いの総菜や弁当、インスタント食品での食事が中心となっているケースも多く見られます。

そのような生活の中で、村の社会福祉協議会の生活相談員あるいは放射線相談員からの相談報告におきましても、帰還間もないころは山菜を含め村のものは思うように食べられない、食べないようなことがありましたが、最近では山菜やキノコを食べたいが、どうしたらよいのかとの相談件数がふえているようでもあります。

このようなことから、食する場合には事前に放射線の測定をされるよう案内しているところでありますし、現在、いちばん館などの村の施設や幾つかの地区集会所に設置しております野菜等を切り刻まずに丸ごと測定できる非破壊式の食品放射能測定器により測定されているようでもあります。また、ふなれな村民に対しましては、委託業者が検体を持ち込んだ村民に指導しながら一緒に測定をしているところでありますし、操作になれた皆さんは自分で測定を行い、判断をしているようでもあります。

今後とも無用な被ばくをせず、安心して安全な食生活が送れるような内容のパンフレットなどを作成しまして、訪問の際に持参させるなどの対応をまいりたいと考えているところであります。

また、野外で採取した山菜やキノコ類、自家生産した農産物等の検査結果についても、

お知らせ版、ホームページ等で周知し、無用な被ばくをしないよう徹底してまいりたいと思っておるところであります。

続きまして、4点目の健康診断を血液、尿など、これまでより拡大して放射性物質被ばくでの検査推進を早期に計画的に進めること、あわせて医療費無料化を強く求めることとご質問にお答えさせていただきます。

村では、原発事故後の早い時期の平成24年10月から甲状腺検査や内部被ばく検査の受診体制を整えてまいりました。健康診査につきましても、従来の検査項目に加え、県が実施する白血球分画等の検査の項目を上乗せして実施しております。

以前にもお答えさせていただいておりますように、今後につきましても今までどおり、内部被ばく検査の継続、甲状腺検査につきましては現在、福島県では隔年ごとの検査というふうになっております。ただ、村では県が実施しない年に検査を実施することで、切れ目のない検査を毎年実施できるよう、今後も長期にわたり継続して検査できる体制を引き続き整えてまいりたいと思っております。その裏づけとなる財源につきましても、国や県に要望してまいります。

さらに、検査項目につきましても、長期にわたり継続して検査できる体制を維持し、年に一度の健康チェックの機会としてさまざまな機会に受診の呼びかけをし、安心・安全が確保できるようしっかりと対応してまいります。また、村としても引き続き各種疾病に対する予防、健診事業に取り組み、疑わしい結果が見られた場合には速やかに医療機関での受診を勧奨してまいります。

さらに、医療費無料化継続につきましては、村単独での事業としては難しいので、引き続き国、県に継続の要望をしてまいります。

以上であります。

住民課長（細川 亨君） 私からは、3番、生活支援についての1番であります村民の負担をと、3の2の入居しているだけでの人生ということで、この2点について答弁いたします。

まず、3の1、村民の負担を各種税等ごとに見通しを示すべきであると、例えば固定資産税とか国民健康保険税とかは何年からかという質問でございます。

村では今年度、村民税、固定資産税、軽自動車税の農耕車両分、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、合計3つの税金、そして3つの保険料等で減免が行われております。このうち住民税につきましては、今年度で減免が終了しまして、平成31年度より通常に課税するということになります。

また、固定資産税については、避難解除後3年間は国が地方税法により半額を減免、残りの半額に当たります4,285万円を村が独自に負担するという形で村民の負担をなくしております。この運用は3年間としておりますので、平成33年度からは固定資産税の全額を村民の皆様にご負担をいただくことになります。

続きまして、軽自動車税の農耕車両分につきましては、減免の期間を平成31年度で終了させ、平成32年度から通常課税といたします。

残りの国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、上位所得者以外の村民と帰還困難区域の村民につきましては平成32年3月まで免除されます。保険税や保険料並

びに医療費などの窓口負担の免除につきましては、村といたしましても国の方針に基づくこととしておりますが、いつまで継続されるかは現在のところ不透明であります。

なお、国の次年度の方針は毎年2月ごろ確定しますので、保険税等の免除につきましては、国の方針が確定次第、速やかにお知らせ版や広報、行政区総会資料などで村民の皆様にお知らせしてまいります。

続きまして、3の2、入居しているだけの人生となっておりますが、個々の仕事づくり、支援、各種制度活用など、収入ある、仕事ある生活づくり、あわせて生活費確保のための施策を早期に実体的に示さないと、生きがいをなくして早死にしてしまうのではないかと、という質問にお答えいたします。

まず、ご質問内容の村内で生活をしている方々への支援に係る部分であります。帰還者の多くが高齢者ということから、高齢者の社会参加に対して村は社会福祉協議会と連携、共同して高齢者の積極的な社会参加のきっかけづくりや高齢者が活躍しやすい地域づくりを引き続き図ってまいりたいと考えております。

内閣府が実施している高齢者の地域社会への参加に関する意識調査によりますと、生きがいをどの程度感じているかとの設問に対して、健康状態がいいほど生きがいを感じる傾向があると報告されており、健康づくりは高齢者の生きがいつくりに必要な不可欠となっております。そのため、介護予防事業などを通して高齢者の自主的な生きがい、健康、体力づくりなどを行ってまいりたいと考えております。高齢者が健康で生き生きと生活できることは村の活力を維持、増進し、高齢社会をより明るくする活力あるものに変えていくという大きな意義を持っております。

現状では、帰還した村民の憩いの場として開設された「つながっぺ」により、村民同士と一緒に食事やレクリエーションを楽しむなど、住民コミュニティの空間として一定程度の成果を見せているところであります。また、村内循環バスの運行が始まったことにより、村民が自主的に役場や病院などに外出できるようになり、住民生活の自主自立の一翼を担っております。村民が自主的に外出する機会がふえることで、生活の中で張り合いが生まれ、孤立、孤独が遠のき、ご質問にあった早死にを防ぐことにもつながってきます。

そこから漏れた人たちをどうサポートできるかが今後の課題となりますが、村としてはフォローを続けながら、自立できるようになるまで寄り添う取り組みを今後も続けてまいりたいと考えております。

次に、ご質問内容の収入ある、仕事ある生活づくりに係る部分に対してお答えいたします。

高齢者が長い人生で培った経験や知識、技術を社会に生かすとともに、社会の大切な一員として生きがいを持って活躍できるよう、地域活動の担い手になろうとする意識づけを図ることが大切であります。それは、各行政区や老人会などの地域活動や社会福祉に関する活動、自然環境保護に関する活動への積極的な参加を促すことなどであります。また、高齢者の意欲、能力と健康に応じた働き方が選択でき、職業、生活設計、キャリア形成を支援できるような仕組みをつくりたいと考えております。

具体的には、高齢者の生きがいや適正を踏まえた新たな雇用の場の創出、例えばあいの

沢周辺の花の植栽や手入れ、深谷拠点花卉栽培施設の花の管理、公共施設の草刈りなどの維持管理、生きがい農業による道の駅などへの農作物の販売、このような物づくりや試作などの分野において、わざや知恵、村の伝統を次世代の村内居住者に継承する担い手の育成を図っていききたいと考えております。

以上であります。

副村長（門馬伸市君） 私からは、3点目の生活支援のADR、訴訟関連のご質問にお答えをさせていただきます。

村としては、原発事故による損害賠償は、原発事故によって全村避難を強いられた村民のため、原発事故がなかったらこうむることのなかった損害を可能な限り賠償させることであり、これまで村民の立場に立って一つでも多くの賠償を得るために、一例ではあります。従来は帰還困難区域だけの住居確保損害でありましたが、帰還困難区域以外の地区についても住居確保損害の賠償が取り入れられるようになりました。

また、牧草地を畑の地目での賠償、あるいは井戸掘りですね、飲料水の確保賠償などなど、村民生活を安定させるため、村民に寄り添い、村民への情報提供はもとより弁護士による相談支援など、積極的に取り組んでまいりました。

また、これまで村民からご相談をいただいた案件については、村民の状況を東京電力の相談窓口におつなぎし、村民が納得できる賠償が受けられるよう支援をしてまいりました。

今後もこれまでと同様に引き続き村としては支援をしてまいります。損害賠償はあくまでも原子力損害賠償紛争審査会が定めた基準に基づいた賠償が行われておりまして、この基準に納得できない方については、ADRや訴訟などの手続で請求されているところであります。

ご質問の東京電力及び国に対し、ADR、訴訟している村民の立場で東電への5つの約束、3つの誓いを要求すべきとの件であります。ご承知のとおり、ADR等の団体での申し立て内容や訴訟内容はそれぞれが個別に異なっており、また、内容も複雑かつ多岐にわたっておりますので、村としては従来からお答えしておりますようにそれぞれが個別案件として対応をすべきものであり、東電や国に対し直接要求することは考えておりません。

なお、福島県原子力損害賠償対策協議会という組織がございます。これは県知事を筆頭に各関係機関、団体、さらには被災自治体など、全部で230ぐらいの組織なんです。それが県知事が本部長になって毎年この損害賠償については国と東電に対し要求・要望活動をしておりますので、個別の自治体ではなくてそういう組織、団体として要望をしていることを申し添えさせていただきます。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） ただいま答弁いただきましたけれども、平成29年6月23日、飯舘村除染検証委員会報告書が出されていて、これをどういうふうに行行政執行に生かしたのかわかりませんが、総合評価で「飯舘村の放射線環境は1年間に5ミリシーベルトをおおむね下回る状況にあります」というふうにあります。

初めて日本でこれほどの原発事故被害、放射能が降散されて、歴史的にウクライナでも事故が起きて、そのウクライナでの基準からすれば、5ミリシーベルト未満というのは移

住制限にウクライナではなっております。私どもは5ミリシーベルトをおおむね下回る状況にあるというふうに言われていますけれども、2週間前に役場のモニタリングポストが0.22を指しているのに、役場の裏山の裾ではかると2.15マイクロシーベルトでありました。この実態からして、ここで言う年間5ミリシーベルトをおおむね下回る状況、おおむねですから下回らないところもあるということを含みなんでしょうけれども、そういうのが真実であります。

まして、この1ミリシーベルトなり20ミリシーベルトというのは、環境省は1日のうちの16時間を遮蔽効果のある屋内にいるものとしての計算ですから、私どもが生活しているのには16時間遮蔽のところにいるという生活にはなっていませんので、本来であればやっぱり年間1ミリシーベルトというのは0.19マイクロシーベルト時間当たりというのが国際的にも認められた正しいものだというふうに思います。

さらに、除染と言われている除染の袋ですね、このつくっている業者が3年対応の袋のメーカー、そもそも放射性物質を入れることは想定していないという発表もされていますね。こういうもので今、村の中にあるんです。

そういうことからして、非常にここで言う、この総合評価で2番目にある「農地の土壌は、放射性セシウムの農作物への移行に関する点では、営農再開に支障ない状態だと考えられる」と。こういうふうに言っていますけれども、この袋一つを見てもこういう状況ですから、先ほど示した線量も実測値ではそういうふうにあるという。

まして、先ほど質問いたしましたように、飯舘村の約85%は除染していないというのが現実であります。雨、風、空気の流れ、雪、全ての自然環境のもとに流動します。流動するのが放射性物質、毒物の特徴なのであります。ですから、35キロ、50キロの飯舘村においてたくさんの放射性物質が降散されて、このような8年間もかかるような、8年を過ぎてもまだまだ飯舘村内には生き続けています、放射性物質、毒物がね。そういう状態にあるわけです。

3番目に、「空間線量率を上昇させるほど山林から放射性セシウムが流れ出たり飛散したりする可能性はありません」というまとめ方なんですね。そうしますと、15%除染したわけですから、このことが真実だとすれば、その後下がったままでいなければならないんです。ところが、現実には除染したところもどんどん高いところ、高濃度のところが村民によってもみずから確認されているわけであります。だから、この3番の総合評価のことも、これは少し間違いではないかというふうに私はこの総合評価書を見て思うんでありますけれども、課長はどういうふうに感じますか。

復興対策課長（中川喜昭君） ご質問いただいた内容、あとまた、再質問いただいた内容が、この6点の部分で私のほうではこう考えていたところですが、今、佐藤八郎議員からは除染検証委員会からの総合評価の部分での質問ということだったものですから、ちょっと資料等を持ってきておりませんが、まず検証委員会での確認という部分では、検証していただいた内容については、まずはその除染がどうであったかということでありまして、

まずは、村としては除染が始まる前、国は何らかの基準、目標値も定めずに除染をする。ただ、20ミリシーベルトを一つの基準としながら、それ以上のものは20ミリに下げる、

あと20ミリ以下のところは20ミリをより下げるといふ部分だけだったものですから、これでは国の除染をこれからやっていただくのに心配、不安、それを感じたところでありまふ。これは復興計画をつくる上での下部組織の除染部会というところでの協議の中でありましたが、そういうところでやはり国が基準を設けなければ、村としては基準を設けたほうがいいんではないかといふことで、その基準として年間5ミリシーベルト、時間当たり1マイクロシーベルトという基準を村独自で決めさせていただいたと。その基準に対して検証委員会はどうであったかという検証でありますから、除染をしたところの検証といふことでの評価をさせていただいているといふところでありまふ。

除染をしたところについてある程度、全てゼロといふことにはなりませんし、全て1マイクロシーベルト以下という部分ではありませんが、総合的には年間5ミリシーベルト、1マイクロシーベルトになったといふような評価をさせていただいたといふところがございます。

あと何点かお話しさせていただいておりますが、例えばモニタリングポスト、20ミリ以下ですと3.8でありますし、年間1ミリですと0.23となるわけでありまふが、ただ、それは先ほど言ったように遮蔽があつたり、公式ルールにのつとつてやつての部分でありまふが、そこで一生、モニタリングポストの場所で暮らすわけではございませぬので、ある程度その生活実態に合つた中での線量を知るべきではないかといふことで、村としては今、個人線量計を村民の方々にも持ち歩いていただいて、実際に線量を受けている現状を知つてもらふといふような方策もしているところがございます。

いろいろあとご質問があつたわけでありまふが、また何かご質問があれば受けていきたいと思ひまふ。よろしくお願ひいたします。

7番(佐藤八郎君) 除染したことでの検証なんだと。だから、除染場所の検証。何で平成29年6月23日まで出さなかつたんですか。除染はずつと前に終わつていふでしょう。

3点目ですけれども、動植物への影響なんですけれども、毒性についての、答弁ではセシウム134と137の2種類と考へております。それで、31種類があるのは国が言つていふから、そのまま認めていふけれども。

一言でいいですけれども、自然界になかつた放射性物質ですから、今度落とされた31種類の種類と毒性があるのかどうかだけ、一言お答へください。

復興対策課長(中川喜昭君) 一言といふことでありまふが、まず原発事故になる前にも、他国で原爆実験をやつて、その影響は昔からあつたといふふう聞いております。そういう意味では、今回の原発事故があつたからどんとふえたわけではなくて、前からゼロではなかつたといふことでは多分、佐藤八郎議員も承知しているかと思ひまふが、そういうことで今回の事故ばかりではなかつたといふふう思つております。

あと、毒性については、あるといふふう感じております。

7番(佐藤八郎君) あと、土壌測定について、前々からずつと言つていふんですけれども、2年後、3年後で長泥あたりだと25センチ下にも毒性が、もう各種の反応があつて、深谷の辺でもこのぐらゐ挿して下のものをそつくり検査すると出てくるといふ。だから、5センチに執着した流れ。だから、どんどん深くなつて遮蔽されていふからいいんだといふ考

えで、土壌放射能測定は今後やらないつもりですか。

復興対策課長（中川喜昭君） さきの答弁でお話ししましたように、今後も継続していくという考えはしております。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） 命と健康について村長から何年は何人死んでと、60代は死ななくてもいいし、村民は死ななくてもいいんです。死亡者数は減れば減るほどいいです。延々としてふえている状況についてお聞きしたんですけれども、国と県と東電が言っているように、因果関係はないという答弁しかしないようなので、その辺はその辺でいいんですけれども、放射線そのものは村長も何かで見たことはあるでしょうけれども、ガンマ線、アルファ線、ベータ線、こういうふうにもいろいろ出しますので、それらが影響する。まして、放射能、国が公表したデータにも全がん死が4%、肝臓がん死が13%、肺がん死が2%、増加しているんだというふうにも国でもちゃんとやっていますので、それはそれで。あとは甲状腺についても、こういうふうにも各市町村別に何人当たり何人出ているというふうにもデータも県のほうでちゃんと出されていますので。

あとは、東京新聞で今度飯舘に戻った方々が食生活するのにどうなんだという部分で、「山菜高濃度セシウム」についての記事もあって、こういうものを若者、飯舘の人たちがネットやそういうものできちんと見られていて、それぞれ考えは持っていらっしゃるわけです。

そういう意味からすれば、あるものはある、ないものはない、毒性のあるものはある、きちんとわかるように村民に示すべきなんですよ、最初から。そして、こういうふうにも被ばく量と健康への影響の目安というものもちゃんと出されているんですね、世の中には、こういうものをちゃんと村民にもきちんと知らせるべきなんです。だから、8年がたった今だからこそ大事な年なのであえて示させていただいております。

さらに、食べ物基準ですね。3.11前に食べてきたものの科学技術庁の平成9年度の測定値、これから子供たちが食べていくものの厚生労働省の平成24年の基準値、これはこういう数値も違うわけですね。つまり、原発事故で放射性物質が落ちたことによって、基準値も都合よく上げてそれ以内なら大丈夫だというふうにしたいわけですね。そういうこと自体、私はおかしいというふうにも思うし、そしてこのそれぞれ落とされた核種がどこにどうというふうにも影響するのかという部分ももう医学界で常識としてあります。

そして、病巣については甲状腺蓄積とか成長ホルモンの異常があったり、セシウムについては筋肉に蓄積するとか、プルトニウムは肺や胸のリンパ節、肝臓、骨髄に蓄積する、ストロンチウムについては骨にまで蓄積するんだというふうにもう明らかになっているんです。そのものが飯舘村に降散したというのは事実なんです。そのことにのっとなって、行政執行もきちんとしないと、国、県、東電の言いなりのやり方だけではとても村民の健康と命は守れません。

そういう意味では、こういった事実、真実として国や県が発表しているものをきちんと村民に周知するつもりはありますか。

村長（菅野典雄君） 震災以来、一貫して知り得た情報あるいは知っている情報は全て公開を

しております。ただ、やはり佐藤議員が言うように、いまだかつてないこの放射線の災害でありますから、それに対する考え方というのは百人百様であります。まだだめだな、危ないなという方、その人は全くその人にとって正しい判断でしょうし、いや、もう大丈夫だという方もその人にとっての判断であります。

したがって、今あちこちのところから、一体村民の帰村率は何%なんだという話を私はしょっちゅう受けていますが、飯館村は全く持ちません。何%というのは、それぞれに対して非常にやっぱりプレッシャーをかけることだ。それぞれ自分の判断で村外に住むのもよし、村に戻ってくるのもよし。そういう中で精いっぱい一人でも多く戻って来ていただけるように、村としては最前の環境整備をしていく、支援をしていくということだというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

7番（佐藤八郎君） 日本政府がIAEA国際原子力機関に報告したものの中に、アルファ核種、ベータ核種、ガンマ核種、それぞれが化学反応なりを起こして、ネプツニウムはベータ線を出してプルトニウム239に変わるとか、空気中では3ミリから4.5センチメートルぐらいしか進まないが、プルトニウム238、239、240は最強の毒物だとか、そういうふうにきちんと明らかに、そして8年目になったものだから、国内外で非常にいろいろな論文が出されております。

そういう意味では、この核種についてもきちんと出ていますし、国際原子力機関IAEAと福島県が共同覚書に署名して、2012年12月15日ですけれども、これは除染と健康管理の分野での研究所というものを福島県に設置するというようにこのときしたわけですね。その設置したもののその後の動き、実績など、わかっていたらお答え願います。

健康福祉課長（齊藤修一君） 現在、私どもでは承知しておりません。

7番（佐藤八郎君） 独立した自治体です、飯館村。県、国のお任せ下請機関ではありません。したがって、村民の命、健康、生活全てにわたって、行政執行は住む村民、この地域のために執行されているわけです。そのために県や国がいろいろなことをやっているのに関して、いかに村民のため、村のためになるのか、きちんと検証され、要求され、実現をしていく、見通しを示していくことが、よりよい村づくりをするというふうになるわけでありませう。

そのことをもってすれば、こういう大切な覚書なり、こういうIAEAが報告したことなり、全て情報はきちっととれるわけですから、今の時代、とってきちんと村に当てはめてきちんと検証されるというのが当たり前の仕事ではないかと私は思っていますけれども、その点について総務課長から伺います。

総務課長（高橋正文君） 議員おっしゃるとおり、行政としてもそのようなさまざまな総合的な情報は必要ではございますので、今後でき得る限り情報収集に努めてまいりたいと思えます。

7番（佐藤八郎君） 健康問題について、世の中みんな放射能は影響がなく、被ばくした者はいないという流れでありますけれども、各病院のデータがきちんと示されております。前も皆さんにもお知らせしましたが、各病院の名前も出て、どれだけの診療増加数、治療数の増加数ということも示された施設がきちんと出されております。その点は健康福

祉課で捉えて、因果関係はないけれども、このぐらいの病気がいろいろふえているんだというふうには感じているんでしょうか。

健康福祉課長（齊藤修一君） 現在、国あるいは県の医大のほうですか、そちらのほうを中心に村等を含めまして各種委員会、協議会等を開きながらそういった情報の共有、公開等を受けているところであります。

ただ、先ほども申しましたように、まだその内容については検証中ということもありまして、内容はまだ公開というような形はとられていないような状況であります。

以上です。

7番（佐藤八郎君） 私がきょう持っている資料は、飯舘村民が行くのではないかという部分では県立医大病院ぐらいしかないのかなど。竹田総合病院も行かないし、郡山にはなかなか行かないでしょうから、埴にも行かないでしょうし、坂下にも行かない。福島総合病院、日赤病院がありますね。例えば手足先天性疾患が県立医大だと3.6倍になっているとか、日赤病院だと卵巣、子宮附属器の悪性腫瘍が5.5倍になっているとか、そういうこの事故後ふえている状況が示されております。

飯舘の傾向では、先ほどの答弁では震災前と余り変わらないような答弁をしていらっしゃいますけれども、特に村長も言ったようにストレスとかそういうものが大きいのかなという部分もありますけれども、それから付随した筋肉やいろいろな部分で私自身もいろいろなストレッチやいろいろやらないとなかなか、農業をやっていたような体を使わないので苦勞しているんですけれども、そういう点では十分なる、そういう気軽に座っていても、ちょっとした散歩でもできるようなそういうものを普及させないと、本当にストレスと体力が弱るということで、先行きが不幸なことにつながるという部分、思っていますので、十分な処置を願いたい。いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 確かにこの放射線のリスクというのは最大に注意をしなければならないと、こんなふうに思っていますが、もう一方で、今お話しのように、生活の変化、環境の変化による、やっぱりそのリスク、ストレス、その他で非常に影響が大きいと。こういうことがありましたので、村としては確かに避難のときに目標よりも時間がかかりましたけれども、余り遠くに行くことのないようにということで、大体、避難先は村から車で1時間以内に90%ということでありました。

ただ、いずれにしましても、やはりそれぞれの村民の健康を守っていかなければならない、あるいは心配を少しでもということで、少なくともかなりのいろいろな人たちが、あるいは村の事業の中でいろいろな事業をやったりやっていると。今も戻ってきた人たちにクリニックでいろいろなことをやっていますし、また、体育関係も、多分きょうかな、公民館でやっているはずであります。

全て満足というわけにはいきませんが、これからもしっかりと村民のいわゆる健康あるいは心配を取り除くように努力をしていきたいと思っておりますので、何かいい例がありましたらまたご紹介いただければというふうに思っております。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） インフラ整備が整っている飯舘なので避難解除されてきていますけれど

も、皆さんもご存じのようにセブンイレブンとローソン、あとは移動販売車ですか、買い物はね。医療については、診療所が週2日という実態。

人間、衣食住というのは基本ですので、家があって住んでいればよいというものではなくて、食事そのもの、これは日本科学未来館が11月7日に出したもので、この飯館のコウタケからサクラシメジからセンボシシメジからマツタケやらフキノトウやら、いろいろなデータが出ていまして、非常に高い数値を示している。私は参考のために仙台市の南端のほうの調査もずっと追っかけて見ているんですけども、2018年でキノコ、コウタケ、乾燥だと1万9,813ベクレルというんですね。あとは杉林の中で52.43ベクレルあるとか、ここでは土壤検査をきちんと、いろいろなところの土壤検査をしていますから、畑の脇で幾らかとか、そういう部分をきちんと出しているんですね。

そういうところでさえ出しているのに、この事故の被害を受けた飯館村で自分の住んでいる周りのデータも調査もしないのはおかしいでしょう。もう8年がたったんですから、再三言ってもやらない、自分たちの住む地域、自然災害だったら現場を見て原因を追及して、これを直すのには、同じく直すのか、さらなる強固なものに直すのかという、道路や橋や、そういうようにするでしょう。なぜ原発事故の放射性物質がおりに対しては、何物が、何毒物が村中にあるのかをちゃんとつかまえないんですかと、不思議なんですよ、私は最初からずっと。そのことが、先ほど示したいろいろな放射線を出しているから危険で住めない地域なので避難しなさいというふうに国から指示を受けたわけですよ。もう危険でないから戻れというのが、村長の言う5ミリシーベルト年間未満という、ウクライナの国からすれば移住地域なんです。なぜ国が違う、何かウクライナの人と違って私たち飯館の村民の体は放射能に対応できる体になっているんですか。そういうことではないでしょう。そうしたら、より健康や命を守る、安全・安心な地域を取り戻すというのが大事でしょう。

240億円をかけて除染や拠点施設、建物をつくったから、今度170億円をかけて長泥の拠点をつくるからいろいろな事業をやる。それが安心・安全な飯館村になるというふうに私は思えないんです。テレビやマスコミ受けしますよ。いかにも復興したと。ああ、すばらしくなったんだと宣伝にはなるでしょう。宣伝してどうなるんですか。村民の命、健康、生活、仕事もできない、家にいるだけ、野山の山菜も食べられない、お店も近くにない、交流するにも隣近所も戻っていない、こういう状況、状態が今の飯館村に戻った方々の苦痛ですよ。予算が、震災前は45億円から50億円の村予算だった、それが4倍、5倍ある。だから、村民が復興してよくなっているんだということにはならないので、村民にきちんと村長が言うように寄り添って寄り添って、あす、あさってが見えるような、そういう村づくりを進めていただきたいというふうに強く要求をして、終わります。

議長（菅野新一君） これで佐藤八郎君の一般質問を終わります。

続いて、4番 高橋孝雄君の発言を許します。

4番（高橋孝雄君） 4番 高橋孝雄であります。

私は今、4点ほど質問をさせていただきますが、全てに関連することを前段で申し上げます。

間もなく東日本大震災から丸8年になろうとしています。そして、本村避難解除から2年がたとうとしております。いまだに避難状況が続く村民それぞれが安心して生活できる施策を実行するための予算獲得は大きな課題であります。

2月13日に菅野議長を先頭に上京し、要望活動をいたし、その成果も必ず出てくると思われます。今後も引き続き国に対しての要望活動を実行し、予算の獲得に関係各位の協力を願うところであり、また、政府与党のさらなる協力も重ねて要望しなければならないと思うところでもあります。全ての事業に当てはまるのがやはり予算の獲得であります。

それでは、私から4点ほど質問をさせていただきます。

1番の里山復興再生について。

生活圏里山の復興、再生を進めるには、切り倒した雑木を搬出、焼却（減容化）するためのバイオマス導入を採算性を度外視し建設すべきと思うが、村当局の考えはいかに。

2番、有害鳥獣駆除隊について。

村民が避難中にふえたイノシシや猿を駆除しなければ、農業を再開することは困難である。村内のハンター全員を駆除隊員に委嘱すべきである。何とか実現をしてほしいと考えるが、村の考えを聞かせていただきたい。

3番目の村道の整備について。

昇口は舗装により整備されたものの、幹線道路から昇口までの間の村道（5級）が砂利道となっている。このような条件の村道については舗装による整備をすべきと思うが、考えを聞かせてほしい。

4番、荒廃家屋対策について。

空き家で持ち主不明の荒廃した家屋は、村が要望すれば環境省の事業で取り壊しをしてくれると聞いているが、幹線道路沿いの家屋について早急な対応が望まれるが、村当局の考えを聞かせてほしい。

以上4点、お伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 4番 高橋孝雄議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、里山の復興、再生でございますが、村では平成27年7月14日に林野庁に直接訪問をいたしまして、村内での林業再開に向けて里山再生事業の創設、あるいは獣害策を兼ねた間伐作業と、村内作業員の許容放射線量基準の策定と安全対策、木質バイオマスの利用による焼却灰の処理を考えてもらわないとなどという要望を行っているところでございます。

その結果、平成28年3月9日付で復興庁、農林水産省、環境省の連名で「福島森林林業の再生に向けた総合的な取り組み」が示されまして、市町村の要請に基づき国が平成28年度から里山再生モデル事業というものに取り組んでいただきまして、平成31年度には取り組み結果が取りまとめられることになっているところであります。

飯館村もこの里山再生モデル事業ということで今、あいの沢での事業をやっておりますし、また、そのサブとして住民による再生などもやっているところであります。この里山再生モデル事業の成果として、モデル事業だけに終わるのではなくて、里山の再生をこれからずっとやっていくことを考えないとだめじゃないですかということも今強く要望

しています。何となくモデル事業で終わってしまうんでないのと、それでは違うでしょうという話であります。

本件については、特に各自治体に裁量権を持たせる交付金を我々に与えてくれないのかと、そうすると我々で一生懸命皆さん方と相談をして取り組んでいけるんだという話もしているんですが、なかなか思うようにいかないという状況ですが、これからも続けて要望なりお話をしていきたいと、このように思っています。

また、木質バイオマスですが、平成28年度に、飯舘村は森林の多い村でありますから、木質バイオマスの熱利用にかかわる事業の実現可能性があるのかないのかということで検討をしたところであります。この村役場、きこり、いいたてホームなどに熱供給をする場合の原料木材の必要量のほか、この木質チップ製造のために必要な施設、機材、コストあるいは灰の発生量などというものの試算をしたところでありますが、結果は、村内3カ所のバイオマスボイラーで消費できる木質チップ量は1年間で約2,700立方程度と少量であるため、木質チップの販売のみでは事業運営体のランニングコストを賄うことができないということがわかりました。

また、もう一つ、この焼却灰のいわゆる処理でありますけれども、高放射能濃度の灰が出てきますから、1キログラム当たり8,000ベクレルを超えれば、国の指定廃棄物の指定を受けて国が処分することになっていますが、今のところ、はい、わかりました、それをやりますと国は言っていない。ですから、そうなりますと、長期的に村にこの高濃度のものを置くという形になりますので、今の段階ではなかなか難しいなと。

ただ、何度も言いますように、やっぱり非常に大切なことでありますので、事業運営体の採算性と焼却灰の処理が大きな課題ということで、木質バイオマスの熱利用事業を喫緊に導入するということはちょっと今なかなか大変ではないかと。ただ、村としては、山が多いわけでありまして、そこを何とかしていかなければならないということでありますので、木質バイオマス事業というのはいずれ必要というふうになってくるのではないかと。ですから、今後もその辺の課題解決に向けていろいろ勉強したり国や関係機関と検討してまいりたいと、このように思っているところであります。

それから、イノシシ、猿の件でございます。

現在、村の有害鳥獣のいわゆる駆除隊員の選定は、村の鳥獣被害対策実施隊設置要綱の中で村長が指示する対象鳥獣の捕獲等に積極的に取り組むことができる方ということで、これを福島県猟友会飯舘支部からの推薦を受けた方を私が委嘱してお願いする形になっております。

震災前の平成22年度のこの飯舘支部の会員は59名いたわけでありまして、そこから推薦を受けた方25名がいわゆる駆除隊と。こういうことで来たところでございますが、震災後は放射能の影響により鳥やイノシシなどの鳥獣を狩猟をして食べるという楽しみができなくなり、猟友会を脱会する方が多くなっており、平成30年度の猟友会の会員は先ほど言った五十数名から27名に減っていると、こういうことであります。

その中から村猟友会の推薦を受けて当初20名の方がこの駆除隊ということだったんですが、年度途中で2名の方が亡くなり、本年度は18名の隊員で今活動していただいていると

いうことであります。村内の狩猟者全員を捕獲実施隊に委嘱したらいいんじゃないのというご質問であります。これまで、村への捕獲実施隊の推薦を村猟友会に委ねてきた経緯もありますので、さらに村民には村猟友会に入会していない狩猟免許所有者もおりますので、今後猟友会と協議をして少しでもその駆除隊員を多くしていきたいと、このように思っているところでありますし、近ごろまた新しい方が1人、2人、3人、免許を取ったという方があるようではありますが、一方で取ったからすぐ駆除隊にということになりますとやっぱり心配な面もありまして、ある程度の経験を積んだ中でとかという、そういうこともあるようでありますので、いろいろ猟友会と協議をしていきたいというふうに思っています。

猟友会の高齢化が進んでおりますので、新たに若い方や免許取得者に対しては取得費用の2分の1を支援するために、平成31年度、これから皆さん方に審議していただく当初予算に計上しているところでございます。

イノシシ、猿の被害は村民にとってある意味では死活問題だと、このように思っていますので、村としてはできる範囲であらゆる方法でこの駆除に向けてこれからはっきりやしていきたいと、このように思っていますので、どうぞご理解をいただければというふうに思っています。

他の質問は担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

以上であります。

建設課長（高橋祐一君） 私のほうからは、3、村道の整備について、昇口舗装工事によって整備されたものの、幹線道路から昇口までの間の村道が砂利道となっていると、このような条件の村道について舗装にすべきと思うがどうかというご質問にお答えしたいと思います。

帰還再生生活道路整備事業、昇口舗装工事ではありますが、平成26年度より着手しまして、申請件数586件、総事業費約10億9,000万円の事業が今年度完了いたしました。生活の利便性や維持管理の軽減に大きく寄与した事業となっております。

ご質問のとおり、接続の村道が未舗装化となっている路線は12路線、延長約5,400メートルでございます。現在のところ、該当する補助事業や交付金事業がございませんので、今後は震災前に実施してまいりました村単独事業の現道舗装や4割補助の村単独補助事業、通称「道普請事業」等で優先順位を考慮しながら計画的な整備を検討してまいりたいと思っております。

続きまして、4番の空き家対策についてということで、空き家で持ち主不明の荒廃した家屋は村が要望すれば環境省の事業で取り壊すと聞いているが、幹線道路沿いの家屋について早急な対応が望まれるが、当局の考えはということのご質問についてお答えいたします。

9月の一般質問でもお答えいたしました。昨年9月に被災家屋解体事業についての相談窓口が設けられまして、89件の方が相談されたとの報告を受けております。村としては、住民周知はもとより各行政区長に依頼をし、地域にある所有者不明等の被災家屋の調査を実施してまいりました。

最終的に54件の被災家屋の報告がありました。28件は村のほうから地域の方の情報や登記簿等から所有者と連絡をとりまして、解体する方向で環境省と相談を終えているところでもあります。残りの26件につきましては、所有者不明や未相続等で協議不可能なことから、環境省による被災家屋解体を実施することが困難となっております。

ご承知のとおり、環境省の家屋解体の新たな受け付けは現在いたしておりません。また、持ち主不明の家屋は、村が要望しても、被災家屋解体を実施することはできません。もし幹線道路沿いで早急な対応が必要な家屋の情報があれば、村としては現場確認をしまして、どのような対応ができるか検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 喫飯のため、休憩します。再開は13時10分とします。

(午前 1 1 時 4 9 分)

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、再開します。

(午後 1 時 1 0 分)

議長（菅野新一君） 4 番 高橋孝雄君。

4 番（高橋孝雄君） 再質問をさせていただきます。

1 番目の里山復興再生の中で、このバイオマスのお尋ねをしたわけですが、村の焼却炉と併用して利用することはできないのでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今の村の焼却は、実はもともとは小宮でやっていたんですが、もう耐用年数も過ぎたということで、何年前でしたか、南相馬市にお願いをしたところですが、飯館村は放射能高いんだからということで受け入れてもらえない状況で今いるところです。もう帰村がなりましたので何ともということで、今回特別な計らいで、いわゆる蕨平の焼却炉で燃やしていただいているということでございます。

今、一方で、南相馬市に何とかお願いできませんかという話はしているところでありまして、多分前向きにいろいろ考えてはいただければと思っておりますが、まだ全く返事までに至っていないところです。地元の皆さん方の了解とか非常に重要な課題でありますので。

焼却炉であります、今、小宮のほうはもう終わりました。更地になっています。蕨平のほうなんですが、いわゆる焼却炉が大型でして、それによって約4,500の建物の焼却なりなんなりをしていただいていると、こういうことではありますが、スケールが物すごく大きいものですから、それをまた村で譲り受けてそこから電気なり熱を出すということは、なかなか難しいのではないかと考えています。ただ、あの建物があと2年そこそこで、壊すのにも1年以上かかるとは思うんですが、あの敷地をどう使うかというのは非常に重要な課題になってきているなど。蕨平のためにも、そして飯館村のためにも有効に使えればいいなと思っております。その辺で何か今お話しのこととか、何かその他の使い道をこれから模索はしていかなきゃならないなと思っております。そういう意味で、今の段階の村の中にある焼却炉で熱なりなんなりというのはちょっと難しいと思うんですが、重要

なこれからの課題でありますので、いろんな角度からいろいろ検討して行って、できるものならばそれはぜひやりたいと、このように思っているところであります。

4番（高橋孝雄君） 今後も課題に向けて国及び関係機関と検討してまいりますという答弁がありますので、では次に2番目の有害鳥獣駆除隊についての再質問をさせていただきます。

平成22年度の村内の福島県猟友会飯舘支部の会員は59名で、村は猟友会の推薦を受けて25名、有害鳥獣駆除隊に任命しているということになりますが、震災前よりイノシシや猿がふえて、この猟友会の駆除隊員が減ったというのが、ちょっとこれは今までの流れからすると逆行しているような感じもするので、何としても今現在いるハンターに、何とか駆除隊としての委嘱をできるような方向でちょっと取り組んでいただきたいのですが、その点どうなんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 震災前は、かなり猟友会に入っている方がいて、その中から25名ということになります。それで、震災になってから20名程度にできてきている状況なんです。震災になって24年、25年からもやはりこういう駆除隊は動いておりましたが、やはり当時は避難をしている状況で銃の管理がなかなかできないという状況があったり、あとは避難先に銃を置いておくと、やはり警察への届け出の関係があったり、そういうことでやはり銃を持たなくなったという一つの理由がそこにもあるわけでありまして、その際に捕獲隊のほうに入っていただくといっても、やはり銃の管理ができないということで、なかなか人数がそろわなかったという状況はございます。そういう中で、その当時から20名程度はお願いしたいということで、人数を選んできたところであります。

そういう事情から20名と減ってきている状況であります。さきの答弁の中でもお話ししましたように、今まで捕獲隊に入っていたのが村の猟友会の方々のご協力をいただいてきたという理由もございますので、いろんな状況が加味されているわけですが、その辺も相談しながら今後詰めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

4番（高橋孝雄君） そういうことであるならば、やはり今現在猟友会に入りたいという希望者の要望も受け入れて、少しでも多くの駆除隊員をふやしていただきたいと思います、このように思います。

続いて、3点目の村の村道整備についてお尋ねをいたします。

確かに12路線で延長5,400メートル、これは恐らく5級村道だと思いますが、私が申し上げている昇口から幹線道路の間、昇口という起点から軒下まで本当に舗装をしてもらって助かっていると、こう思うんですけども、そこに行く間の村道が砂利道で、やはり雨が降るたびに舗装が汚れるということもありますので、特別な状況のわけですから恐らくこれ村に二、三カ所しかないと思うので、これを現道舗装とかできないものかなということで、今お尋ねをしているわけですが、その点。

建設課長（高橋祐一君） 今質問ありました砂利道の舗装でありますけれども、今後優先順位を考えながら、予算も伴いますので、少しずつ整備する方向で検討していきたいと思っております。また、今村で取り組んでいますのは幹線道路の機能回復ということで、舗装の敷設がえというものを今先行してやっているものですから、それらを鑑みながらこれから検

討していきたいと思います。

村長（菅野典雄君） 今、課長の答弁のとおりでございますが、追加でちょっとお話しさせていただきたいと思います。

村は1級から5級までの道路が、もちろんご存じでしょうけれどもありまして、総延長村道が230キロ以上と、福島から東京に行くぐらいの距離が村道としてあると。これは基本的に、飯舘村はどこかのところに集落が固まっているというのは、草野と白石ぐらいで、あとはほとんど点々とあるものですから、ここ30年、50年ずっと道路行政を何とかしてくれという話で、一般的にはほかの自治体よりも飯舘村は道路よくなっているねと、こういう話なんですけど、まだなかなか4級の一部と5級は、そこまでなかなかいっていないと、こういうことだったんですが、今回この震災のかかわりの中で、自分の昇口が舗装になってしまうと、目の前のところが何で砂利なんだと、こういう話。今まではどっちも砂利でしたから、そんなことはなかったんですが、うちの前の私道がよくなったがために、そういう話になっていると、ある意味ではありがたい要望かなという気はしますが、なかなか今財源のところでそういうわけにはいかないと。ほとんど、今課長が申しましたように、自前で6割、7割出す中でやる、あるいはどうしても緊急の場合には道普請事業ということで、材料は出しますから、あとは自分たちでいろいろな工夫をして、あるいは機械を借りてきたりして、器用な方もいますので、ということであります。

ちょっと今私よくわかりませんが、いわゆる5級の中で、言っていただけの方のところ舗装になっていないというのが何本あるのかわかりませんが、一般的には我々はその先に何軒ぐらいうちがあるかという基準で、軒数の多いところから一つ一つ進めるという、こういうスタイルといいますか、一応思いの中でやっているんですが、その辺で今おっしゃられたようなところが、その該当の早い段階のところに入るのであれば、これから随時、やっぱり4級一部、5級をやっつかないかなきゃならないと思っていますので、また改めてその辺を、そういうお話をされた方のところを聞かせていただきながら、早目にできるところなのか、もうちょっと待っていただくことなのか、あるいは今何か昇口と砂利道では汚れるというところを何か工夫がないか、その辺をちょっとまた聞かせていただきながら考えていきたいと、このように思っているところであります。

以上であります。

4番（高橋孝雄君） この答弁の中に現道舗装ということがあります。また、道普請事業ということもありますけれども、できれば現道舗装ぐらいにして、何とかお話を聞いていただければなという思いをいたしておりますので、あとは村当局の努力をお願いしたいと思います。

最後になります。荒廃家屋対策についてでございますが、実は2月13日に議長を先頭に環境省にも要望に行った際に、荒廃したうちの持ち主がわからない場合は、行政が対応すれば壊してやるということで、はっきりと答えをいただいたわけなんです。それは行った議員の人たちがわかっているとおりでございますので、そのところを何とかならないものかなと、その手続がどのようなことを踏めばいいのかわからないが、手続次第では環境省では壊してやるというお話を伺ってきたんですが、その点どうなんですか。

村長（菅野典雄君） 我々も要望に行ったときに、よくある話なんですけど、要望いただければ、それはこういうふうになればできるんじゃないのという話などはいただくんですが、いざ我々がやっぱり現場の担当者と話をしていくと、それはこういうことですから無理ですということがあって、もうちょっとその辺が何とかならないのかなという思いをしていることは結構あるんですね。でも、今そういう話があるということでもありますから、もう一度その辺が、いわゆる現場の方から、上のほうでお仕事をされている、全体的なところで仕事をしておられる方のつながりが間違いなくつながるのか、つながらないのか、もう一度確認はさせていただいて、もちろん私たちはできるだけ美しい村をつくっていくのに、ぼろぼろになったうちがいっぱいあるということは決していいことではありませんので、うまくできればいいなと思うんですが、なかなか今現場との話の中ではもう既に終わったことだと、こういう形で思うに任せないんですが、今こういうご質問をいただきましたので、もう一度可能性があるのかないのか、しっかりと当たってはみたいと思っています。

以上であります。

4番（高橋孝雄君） 特に幹線道路の近く、とにかく村の荒廃が何ですか、荒々しく見える状態の荒廃したうちはやはりイメージも悪いと思うんで、山奥の一軒家だったらそれはまだ差し支えないんですが、やはり国道沿いとか県道沿いの荒廃したうちについては、何とか手を打って壊していただくように努力をお願いしたいと、このように思います。

以上で質問を終わります。

議長（菅野新一君） これで、高橋孝雄君の一般質問を終わります。

続いて3番 佐藤一郎君の発言を許します。佐藤一郎君。

3番（佐藤一郎君） 3月定例議会に当たり、私の一般質問をいたします。

議員も2年目に当たり、牛飼いをしていた私が議場に立ち、一般質問をするのは大変なことでもあります。これまでも議員活動とあわせて畜産経営の規模拡大もあり、大変な毎日、無我夢中でここまでやって来たのが本音であります。

私は2年前、議会選挙に当たり、一緒にやりましょう、ふるさと再生を選挙公約に掲げ、ふるさとの飯舘村を次の世代に引き継げるよう活動してきました。具体的には、2年前に掲げた5つの施策をもとに、人と人とのつながりを大事に誰もが活躍できるように活動してきました。1つには、少子高齢化を全力で。2つに、子供の育てやすい村づくりにさらなる支援を。3つに、農を原点とするふるさとづくり、飯舘ブランドの復活ということです。4つに、村民の不安の声を村政へ。5つに、若者らしい大胆な提案と徹底した対話づくりということで、5つであります。きょうは5つの施策の中から、この初心を忘れないように、3点についてご質問をいたします。

まず1点目は、私が掲げた農を原点とするふるさとづくりに関する質問をいたします。

これまで私は村のお世話になりながら、経営拡大に当たり国の補助金を受け、規模拡大を図ってきた一人であります。各行政区にも村が柱になる農家の育成をしてきたことは、評価をしているものです。しかしながら、最近、我々のような比較的経営規模を大きくしている農家が、行政区の農地を守り、村内の農地全般を守り切れるものではないと感じていますし、村全体で農地を守る盛り上がりが必要だと思っております。私は営農基盤を大倉に移

し、議員になって2回目の当初予算を審議するに当たり、村が震災以降進めてきた大規模な営農再開の取り組みから、一方で多くの農地保有をし、これまでの村の農業を支えてきた兼業農家への営農再開支援、また、営農再開を進めるための土地利用計画、農業再開全般についてどのように進めようとしているのか、現状と当初予算における村の考えを伺います。

質問の2点目は、私が掲げる村民の不安の声を村政へということで、関する質問をします。

今村民の不安の一つは、買い物をするところです。今、村内での買い物は道の駅、同駅のセブンイレブン、白石のローソン、また、2つの移動販売に頼っていますが、震災前の規模のようなAコープ、あのような大きな規模まではいかなくてもよろしいかと思いますが、そのような買い物の場所が必要であると思います。また、当初予算における村の考えを伺います。

質問の3点目は、私が掲げる若者らしい大胆な提案と徹底した対話づくりに関する質問をいたします。

これまで質問してきた一般質問の中での総合振興計画の策定が31年度の当初予算に計上されましたが、私としては計画策定に当たり、若者の声を計画に反映してほしいと思います。立ち上げようとしている策定委員等にも、男性でなく女性の若い世代を委員に入れてほしいと思っています。その総合計画、振興計画をどのように計画づくりを考えているのか、策定に当たりどのような構成員とするのか。また、当初予算の村の考えを伺います。

以上3点を質問します。

村長（菅野典雄君） 3番 佐藤一郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目は、農を原点にということで、営農再開についてというご質問をいただきました。

村では避難指示解除直後の平成29年度当初に、飯舘村営農再開ビジョンというものをつくりまして、今後の村の農の再生に向けての方針を示してきたところでございます。このビジョンは、全家庭にそのビジョンのプリントを配るということではなくて、各集落で集まりを持っていただいて、それを説明するというところで、佐藤議員もご存じでしょうけれども、農業を4つのステップに分けて考えていただきたいという、いわゆるビジョンの要旨をそれぞれ説明しながらやったということでございます。その4つのステップのどこからでも取り組みますよということです。ワンステップずつではなくて、それぞれの状況に応じてどこからでも入れますよということで、その説明をしたところであります。

具体的には、ステップ1では農地を守るということで、これは福島県の営農再開支援事業とか中山間地域等の直接支払交付金事業あるいは多面的機能支払交付金事業、こういうものを使って、平成30年度は約1,500ヘクタールの農地保全などを実施しているところでございます。平成31年度、今度の年度の当初予算においては、合計約10億8,000万円を計上させていただいているということでございます。

また、ステップ2、生きがい農業については、陽はまた昇る基金事業として、国、県が幾らやってもかゆいところまでは届かない、村としてできるだけ住民に沿ったことをやっていくための事業です。ここ五、六年ずっとためてきたお金が陽はまた昇る基金ですが、

そこから農による生きがい再生支援事業という村独自のことをつくって、平成29年、30年を合わせて290件以上の活用実績がございます。金額にしてこの2年間で1億3,000万円出しています。いわゆる生きがい農業2分の1で、最高限度50万円までと、こういうことで、290件以上がそれを使ってそれぞれのステップの中で生きがいで行こう、その生きがいからまたなりわいに行く方もいるわけでありましてけれども、そんなことがあります。

ステップ3は、なりわい農業であります。県の原子力被災12市町村農業者支援事業あるいは通称4分の3の補助事業、これが出てきたものですから75%に、それじゃあ村で5%上積みをさせていただいて80%にしようと、こういうことで、畜産再開の素牛事業、これも村独自であります。それとも合わせて大体4分の3事業はこれまで70件が素牛導入については50頭近くの事業活用実績があり、当初予算で合計3,500万を計上しております。なお、この4分の3の5%というのは、農業ではここ2年、3年の間に4,500万円、陽はまた昇る基金から出しておりますし、商業のほうでは2,700万円、合わせて7,200万円をこの陽はまた昇る基金から、住民のいわゆる農業を守っていただく、農地を守っていただくのにお出ささせていただいている、こういうことでございます。

ステップ4は、新たな農業であります。これは、被災地域農業復興総合支援事業という名前ですが、基本的には村が事業主体になって、いわゆる皆さん方が、新しいものをやりたいという方に支援をしていくと、こういうことでありまして、これまでも花卉用ハウス、和牛繁殖用のハウス型牛舎、畜産用機械、ソバ収穫・乾燥・調整用の機械、ミニトマト用ハウスなどを整備してきてありまして、当初予算では、このハウス型牛舎や畜産用機械の整備費用として約10億円を計上しているということでもあります。

このほかに、実はご存じのように、JAふくしま未来がライスセンターとかラック式倉庫をつくりたい、約20億でありますけれども、これはまだ国との協議が途中でありますので、決まった段階でまた補正予算を計上させていただきたいと思っております。

このほか、新規就農者に対する事業あるいは協定した大学との連携事業、水田農業に関する各種協議会事業に係る予算も計上しているところでございます。なお、これまで営農再開されている方は、震災前の複合経営ではなくて品目を限定しての専門的な農業経営を選択されているなど思っていますが、村としてはこれまで農家の方が希望される経営内容を支援してきましたので、もし兼業農家で農業に従事することを希望される方がいれば、今後もまたご相談に乗らせていただきたいと思います。

また、土地利用については、意欲ある担い手に農用地を集積していくことが大切だと、これはもうずっと言われてきたんですが、なかなかやっぱり動かなかったということなんです。今回不幸にしてこの避難生活になったことによって、かなり農地をどうしたらいいかわからない、こういう方がいますので、これからいわゆる農地の集積を推進する事業というものが必要になってくるのではないかと考えてありまして、新たに農地中間管理事業に取り組むことを今回の計画の中に入れてあるということでもあります。なお、農地中間管理事業については、集落内の農用地面積に対して一定の集積率を達成すれば交付される地域集積協力金というのが出たり、あるいは農業を完全にとめて農用地を貸すことによって

農業部門の縮小を図る方に対しての経営転換協力金というのもあり、当初予算で約3,400万円を計上させていただいているということでもあります。

また、和牛経営体をふやす取り組みとしては、さきに説明した被災地域農業復興総合支援事業でハウス型牛舎を整備することを計画しているほか、素牛の導入については畜産再開素牛導入支援事業、これは村がやっているものですが、先ほども50頭近くということなんですが、43頭ということで、この3年間に約10頭まで、60%を補助し、今までに2,000万円を村から出させていただいていると、こういうことでもあります。あるいは、今度県の原子力被災12市町村農業者支援事業によっても、これから支援ができるのではないかなと思っています。

村としては、復興に産業再生が必要不可欠であると考えておりまして、これまでも農業再生に力を入れてきましたが、平成32年度に迎える復興創生期間の終わりを見据えて平成31年度当初予算においては、農業振興費、畜産振興費、水田営農活性化対策への合計で約20億円の事業費で組ませていただいている。ここにとりあえず、創生期間がその後どうなるかわからないので、必死に手を挙げさせていただいている。これをなかなか進めていくには、むしろ手が足りない、人手がないということのほうが非常に心配になってくるということでもあります。

このほか、農業基盤促進事業などによる用排水路や暗渠の再整備費用、これも約10億円を別途に計上させていただいている、こういうことでもありますので、また予算の委員会でご審議していただければと、このように思っています。

2つ目の、村民の買い物についてということでもあります。まさに議員ご質問のとおり、道の駅の駅あるいはセブンイレブン、それからローソンのコンビニ、このぐらいで、あとは移動販売と宅配で、まさに住民にとっては、もうちょっとやはりいろんな買い物ができるようなことがないかという要望というのは、村にかなり上がってきています。いずれにいたしましても、震災前のようにそろえ切れない生活必需品や生鮮食料品が必要でありますので、村民から村に対して強く求められておりますので、今までも何回かいろいろ話しかけてはいます。いろいろところで挫折したり、ちょっとやっぱり今は難しいとかという話にもなるんですが、今も実は村商工会や関係者との協議をしております、商工会員のある方などが、何人でやるのかもわかりませんが、小規模の施設であります商業施設の整備を図りたいとの情報が入っております。

村としては、商業施設整備への支援として、国、県の事業を大いに使いながら、村としては以前からあったベンチャー企業創出補助金というのがありますので、31年度当初予算に200万円ほど上げさせていただいているところでございます。今後、開設者となる商工会員の方と積極的に協議をしながら、できるだけ早く村民の希望に、全てとは言いませんがそろえていけるように、支援してまいりたいと、このように思っていますのでご理解をいただければ、またご協力をいただければと、このように思っています。

あと、担当の課長からお答えをさせていただきます。以上であります。

総務課長（高橋正文君） 私からは、総合振興計画についてのご質問にお答えさせていただきます。

第6次総合振興計画は平成31年度、32年度の2カ年をかけて策定することとしております。計画の期間は平成33年度から37年度までの5年間の中期計画とする予定でございます。策定に当たっての構成員、策定員につきましては、現在検討しているところでございます。村民の意見や考えが十分反映できるような構成になるよう、配慮できればと考えているところでございます。

これに伴う平成31年度当初予算の考え方でありますが、策定に協力いただく方へのいわゆる報償費に170万円。議論を深め策定を効果的に進めるための手法の提案、情報の収集、資料づくり、計画の取りまとめなどをお願いするコンサルタント会社への業務委託料に1,034万8,000円。委員等の研修旅費に350万円。そのほか会議等に係る費用に65万9,000円の予算化をお願いしているところでございます。そして、計画策定の期間は2年間ですので、平成32年度についても引き続き予算化をお願いしたいと考えているところでございます。

平成31年度はこれらの予算により基礎調査や資料の収集、研修等を実施し、まずは計画全体の柱となる基本理念や目標策定から進め、2020年度で全体の取りまとめを行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

3番（佐藤一郎君） まず、1点目の質問の再質問になりますが、もう一度確認のため。

さきの一般質問でも伺いましたが、多くの方が村外に住んでいる状況の中で、行政区の中で農地流動をどのように進めるのか。先ほども詳しく説明がありましたが、もう一度伺いしたいと思います。

各重点事業を進めるに当たり、村の生産計画なりその計画を進める工程表を示すべきだと思います。

さらに次の総合振興計画に合わせて、具体的にどのような進め方をするのか、村の考えを伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） 3点ほどご質問いただいたかと思っておりますが、まず1点目の行政区での土地利用という部分でございます。これも何度か今までご説明しておりますが、まずは地域地域で個人個人の土地を、その所有者の方々が、今後自分がその土地をどんなふうを活用していくかという部分が一番基礎になってくるのかなと思っております。村としてどうしよう、こうしようとか、地域でどうしよう、こうしようかといっても、地権者なり所有者がやはりその計画といいますか考え方を示さないと難しいのかなということで、営農計画をまず個人個人につくっていただいて、その中で米をつくるか牧草をつくるか、そういう作物をつくるという方もおりますし、もう機械もない、今後なかなか農業をやるには自分は難しいという方については、その土地をどんなふう、例えば地域の方に貸すとか、もしかしたら山沿いのほうは山に戻す考えがあるとか、そういう一人一人の考えが多分農地を持っている方々で出てくるかなと思っております。そういうものをある程度地域で、行政区単位とか地区でまとめていただいて、そこからある程度農地として使えるものをその地域がどういうふうを活用するか、そこでその土地利用の計画が出てくるのかなと思っております。

答弁の中でも農地中間管理事業という部分も出ておりますが、これもやはり人・農地プランができてそこに行くということになりますので、それぞれの土地をどう活用するのかを、やはり個人、あとは地域で考えていって、そこから地域としてつくり上げていくという部分で、そこから土地の貸し借りが出てくるのかなと思っております。そういう意味では、かなり準備が必要だったり、一人一人の考え方が必要という部分がありますが、やはり個人の考え、地域の考えを優先にしていきたいなと思っております。

あと、生産計画という部分でございますが、今まで避難解除になってから、農業をその方々がどんなふうに希望していくのかと言いますと、やはり見てみますと、震災前につくっていた作物をもう一度やってみたい。やはりそれは新たな部分に挑戦するという部分ではなくて、除染が終わった農地を活用してどんなふうになっていくんだらうかと、昔のようにやれるんだらうかという、やっぱり不安があったりして多分取りかかっている方々が多いのかなと思っております。

そういう意味では、村としてはまず震災前にやっていたそういう業種と申しますかそういうものをやっていたか一方、それらをつくることによって今度は販売先、出口が、きちんとそれができるかどうか、村としてはやっぱり一緒になって考えていかないとだめなのかなと。つくるはつくったけれども、それが販売できなくては何もならない。やはり村に戻って農業をやるうとしている方が一番先に口にするのは、つくっても売れないという言葉がイの一番に出てきた経過もありました。そういう意味では、つくってみてそれが売れるという、あとは自信を持って売りたいと、そういう農家の方々のやはり強い意志がないと、避難解除になってからの農業は難しかったのかなと思っております。それで、今のところはそのような形で、農家の方々の意思、あと意欲を発揮していただくように努めてきました。

ただ、先ほどありましたように、今後総合計画をつくる中では、ある程度村としての目玉商品となる作物の検討とかそういうのも必要なかなと思っておりますので、今後の総合振興計画の中でも、地域の方々、あと行政も入っての計画づくりになるかと思っておりますので、それらを十二分に協議していただいて進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

3番（佐藤一郎君） 3点目の質問の再質問をさせていただきます。

31年度当初予算の重点事業の中には、復興期間32年で終わらない事業もあると思います。そして、総合計画にまた移行するということになるかと思いますが、その32年で終わらない事業は、大きくどんな事業があるのか。そしてその財源は、期間を過ぎても大丈夫なのかを伺います。

村長（菅野典雄君） 飯舘村、必死に前を向いてきました。もうなってしまったことを幾ら愚痴っても仕方がないので、大いにやっぱり普通だったらできないことをやりながら、普通だったら住民ができなかったこともやっていこうと、こういうことでやってきましたので、かなりハード的なことなり、あるいはそういうことはできてきたなと思います。それで十分というわけではございませんけれども。

そうしますと、多分これからやらなきゃならないのは、先ほどご質問をいただいたいわ

ゆる産業、農業であり、商業であり、あるいはいろいろな起業。こういうことをしっかりと、やっぱりやっていただくことが大切だろうし、それを支援なり、あるいはいろいろな事業を使うというのが大きな柱になるのではないかなという気はします。それ以外では、もうほとんど私はソフトだと思います。ですから、やはりこの飯舘村がずっと営々とやってきた、お互いに助け合ったり、あるいは田舎に住むことのよさとかそういうものを、どういうふうにやっぱりこの6次計画の中に入れていくかということがもう一つあるのではないかなと思っています。

そんな計画を頭に入れながら、先ほどお話がありましたように、若い方も含めて、場合によっては子供さん方も含めて、あるいは年配の方も多分ふるさとに対する思いがあるでしょうから、できるだけいろいろな人の声を聞きながらこの2年間しっかりと計画を練って、次の世代の方にしっかりとバトンを渡し、ふるさとをこれから盛り上げていく形にできればいいなど、このように思っております。

以上です。

3番（佐藤一郎君） 今後の村の執行を期待して、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（菅野新一君） これで佐藤一郎君の一般質問を終わります。

続いて、2番 長正利一君の発言を許します。長正利一君。

2番（長正利一君） 2番、長正でございます。私も議員になって2年を迎えようとしております。そういう中で、帰村宣言から2年目ということで、いち早くふるさとを愛する一人として私は飯舘村に住みついている一人でございます。そうした中で、先ほどの一郎議員の質問に対して村長が、一生懸命やってきてここまで来たと。本当に誰しもが経験ない部分で飯舘村をつくり上げていくというのは、私も村長初め村の職員、さらにはこの地域の皆さんが両輪のように回ってここまで築いてきたのかなと私は思っています。

今回のこの経験したことのない原発の事故から、やはり村長の言葉をかりますと、できたものはしょうがないと、前に進むと。私もその一人でございます。そうした中で、村民が今までの窮屈な仮設、さらには借り上げと、飯舘にいれば隣の人に気を使うなんていうのは経験などしたことがないと思います。それが一瞬にしてあのような状況になって、精神的にもダメージを受けた方、さらには飯舘村に戻れないでこの世を去ってしまった方、本当に今回の事故は大変なのかなと思っております。

私はそのような中で、飯舘村でこれからどうするんだと、本当にこれを村政につなげてくれという声を、今回この3月の定例会で声をいただきましたので質問させていただきたいと思います。

まず1点目でございますけれども、今、帰村、20行政区のうちで長泥以外は皆自由に入りをし、そして住んでいるわけでございます。長泥が飯舘村で唯一の今出入りが厳しい状況で、まだ除染も進んでいない状況でございます。そういう中で、今村が長泥の地区の住民の方にこれからいち早く長泥に戻ってもらうというために、ともにやりましょうという提案をして、32年ころまでは本当に飯舘村で全行政区が解除されるという工程になっているかと思っておりますけれども、そういう中でまず1点。

本当に地区住民と十二分に話し合っただけで進めていかないと、村は村で一生懸命やっているでしょうが、行政区の住民から言えばちょっと疑問な話が出てくると。でありますので、そういう点も含めて、やはり住民に十分な理解をいただくようご努力をお願いしたい。そういう中では、この特定復興再生拠点区域復興再生計画についてということでご質問をしたいと思います。

長泥地区の復興拠点づくりは、どのような拠点整備を図るのか。また、住環境、農業環境をどのように整備し、いづろ拠点全区域の避難解除を目指すのかお伺いしたい。これがまず1点でございます。

あと、2点目でございますけれども、やはり飯舘村に今帰村している状況。きょう回答で3月1日現在で905人が戻ってきていると。439世帯と書いてありますけれども、そういう中で、やはりこの数字的なものを見て行政としてこれは多分にしているいろいろな考え方があるでしょうが、これからの飯舘村を後世につなげるためにどのような判断分析をしているのかをお聞きしたいと思っています。やはり人が集まらないところには、先ほど佐藤議員の質問にもありましたけれども、やはり人間は食べていく部分で衝動的な買い物もしたいという部分も含めて、やはりスーパーを希望しているのがこれは一番かと思えます。そういう点も含めて、まず人が集まる部分で村はこの数字的な部分をどのように分析しているのか、ご回答をお願いしたいと。

それにつけ加えて、まず村職員の帰村状況はと。大変村職員にこだわって申しわけございませんけれども、やはり飯舘村の職員の方が常日ごろ村を思っているでしょうが、先頭に立って、やはり一人でも多くの帰村者が戻ってこられるような、そして村づくりができるような考えを、強制するわけではございませんけれども、そのような考えをもって村民の声が聞こえてまいります。そのようなことで、帰村状況について聞きたいと。また、職員は、今はこのように考えているが行く行くは飯舘村に戻ってきて村を支えるんだという考え等々の職員に対する意向調査的なものは実施しているのか。それをお聞きしたいと思っております。

あと3点目でございますけれども、30年度の当初予算で村は移住・定住・交流事業について力を入れていくと。それで一人でも多くの村民を飯舘に受け入れたり呼び戻していきたいという考えを掲げていますけれども、今年度の最重点事項としているこの移住・定住事業は、やはり人口減少は非常に重大な問題であるために、村は最重点課題としておりますけれども、この交流事業は現在どのような事業に取り組んでいるのか。そのようなことをお伺いしたい。

あと最後になりますけれども、午前中の高橋議員の質問にもありましたけれども、有害鳥獣の駆除隊、これも本当に今問題となっている部分でございます。牧柵とかいろいろな対策、それはわかりますけれども、私のこの近くには、やはり定年をした、それで時間的なものもあると、そういう農業も一生懸命やっている方でございますけれども、やはり目の前にしてそういうものを捕獲、駆除していかないと、この村はイノシシ、猿に食われてしまうんじゃないかと。時間的な余裕があってせつかくそういう免許をとっても、駆除隊に入れないんだと。何とかならないのかという声があります。平時であれば、それはこん

なにイノシシも猿も出ませんでしたから考えられますけれども、今人が少ない中でそのように、猿とイノシシばかりが多く出没、そういう中では、特例としてやっぱりこれから考えていかないと、免許取得して5年経過しないとこの会に入って活動できないのでは、ますます高齢化になってそういう駆除隊はいなくなってしまうんじゃないかと私は危惧します。そういう点も含めて、村を思うその声に伝わるようなご回答をお願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

村長（菅野典雄君） 2番 長正利一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、長泥の件、ご質問をいただきました。ここにおられる議員の中では、全員ではないんですがほとんど避難区域の区分けの状況をおわかりいただけない方がいると思えますので、ちょっとお話をさせていただきますと思えます。

年間20ミリ以下、20から50、50以上、この3つをそれぞれ帰還準備区域、居住制限区域、困難区域と、このように分けたということがあったわけでありす。その結果、準備区域は4行政区、それから困難は長泥と、こういうことになったんですが、当然線量はいろいろ動いているわけでありすから、準備区域にも居住制限の線量があったり、あるいは居住制限のところにも困難基準のところがあったり、そういう中でどうするかというのがあったわけでありす。

その中で、飯館村はずっと行政区でそれぞれみんなで頑張ってきたんで、行政区で区分けをしましょうということでやってきたことでありす。そのときにある行政区は、いわゆる準備区域が10軒ある、居住制限が20軒ある、さあどっちにするといったときには、やっぱり軒数の多い中でやらせていただくしかないんじゃないかと、何ほど会合を開いたかわかりません。その結果、いわゆる長泥だけが困難区域。あの当時、蕨平、比曾、八和木前田も困難区域にぜひ入れてくれと、こういう話もあったわけでありす。そのとき入れたとしたらば村も大変なことになっていたなと思えますが、何とかご理解をいただいて、困難区域は長泥だけということでありす。20行政区しっかりやってきた中でたった1つだけ、やっぱり困難区域でいまだかつてほとんど何もしていない地域ということですから、村としては精いっぱい長泥のこれからのことに意を注いでいかなければならないと思えているところでありす。

そこで、困難区域に対して、ある程度解除になった中で、いわゆる復興拠点整備、特定復興再生拠点地域、こういうことでやってあげますよと、こういうことをやりますよということになったわけでありす。飯館村は復興拠点は既に深谷に復興拠点ということでやっていますから、村の外れの長泥に大型の復興拠点というわけにはいかないということで、最低限やっぱり長泥の皆さん方が入ってコミュニティーができるようにということで、公民館周辺を2ヘクタール、もっと小さかったんですが、それをやっぱりやっていこうということだったんですが、できるだけ2ヘクタールぐらいをやっていくという、2ヘクタールか3ヘクタール、それで我慢してもらうしかないなと思っていたんですが、ご存じのように環境再生事業をどうでしょうかと、このような話があつて、当然ある意味では大変なリスクを背負うわけでありすけれども、そのかわり、やはりもっと別な形の、いわゆる別なプラス面が出てくるということで、180ヘクタールの除染と家屋解体をやっていた

できます。戸数にすれば、今七十四、五軒ですが、50軒ぐらいですかね、五十幾らかがその中に入ってくると、そういうことで今進めさせていただいているところでもあります。

それで、今どうなっているかという、先ほどお話ししました公民館周辺のところを居住促進ゾーンという形、それからいわゆる環境再生事業をやる場所は農の再生ゾーン、それから神社など文化遺産があるところは文化交流ゾーンと、こういうことで、3つのゾーンで今長泥を進めようと、このようにしているところでもあります。居住促進ゾーンは、長泥のコミュニティセンターがあった地区の中心地周辺を約2ヘクタール程度の土地に短期宿泊ができるようなところとか、集会施設をしっかりと建設する。この辺が、今長泥といろいろ協議をしているところではありますが、そんな形で、長泥の皆さん方あるいは長泥にかかわっていただいている多くの先生方や何かのコミュニティーを図る地域と、こういうことにしていきたいとこのように思っています、30年度の9月14日に議会の承認を得まして事業用地の一部について、公民館の2ヘクタールは、実は公民館はもうほぼ1ヘクタールもないところですが、やっぱりせっかくやっていたらもっと広げようと、こういうことで、地権者との間で土地の売買計画を議会に承認をいただきまして、11月から既に環境省による除染及び家屋の解体事業が始まっている、こういう状況でございます。

なお、当該ゾーンにつきましては、現在土地利用や建設施設の基本計画をつくってございまして、今後地元住民とよく協議の上、内容を固めていきたいと思っています。

次に、この農の再生ゾーンであります、いわゆる除染で出た廃棄物を分別して線量を下げた上で、再生利用可能な資材を農地に使用することにより除染廃棄物の早期撤去と農地の再生利用を図る環境省のこの再生事業であります。

現在、除染のほか安全性を確かめるための実証事業を行っておりまして、いろいろな作物を植える実験もしております。それから、廃棄物の分別施設の建設が進められていますし、長泥地区に運び込んだ廃棄物を一時保管するヤードもつくられているということでございます。今後、実証事業による安全性が確認された後は、今申しましたように分別された再生資材が農地に客土され、その上に仮置き場において使用されていた遮蔽の土、これは全く放射能のないものでありますけれども、それを上のほうに五、六十センチ覆土されることになり、作付が可能になるということですが、いずれにいたしましても慎重の上にも慎重、あるいは安全性を確認しながら進めていただくことを何度も国にお話をしているところであります。その後は基盤整備も入る予定であり、営農再開を目指す地元住民または営農組合などその他の組合、団体による作付の再開が期待されるところであります。

つまり、長泥はほとんど田んぼの基盤整備はやれておりませんから、それに土を上げてということになりますと、上がった上にはまだ同じような形ではない、この機会にやっぱり基盤整備もして、道路も入って、後で使いやすいようにしなければならない。あるいは誰かにやってもらうにしても、基盤が整っていればそこをお願いすることもできるということで、そんなことも入れながらと思っていますので、非常に必死に何回も長泥地区とお話をさせていただきながら、十二分に理解をもらいながら進めていきたいと、このように思っているところであります。

最後に、文化交流という点については、地元には神社や旧所名跡があるようであり、これらは地元住民が中心となり保存継承を図っていくような形にしていければということでもあります。

これらの事業であります、計画では平成35年までに事業を完了し、その後、避難指示の解除を目指す、ということになっております。一定程度整備が整った場合には、先行解除することも可能だという話はいただいておりますが、いずれにいたしましても、必死にやっていた中で、少しでも早く長泥の皆さん方がほかの19の行政区と同じような形になっていければいいなと思っております。

ただ、もう一つ課題は、いわゆる復興拠点を180ヘクタールに広げたとしても、十何件の入らないところがございます。そこを今度どうするかというのを、今、国は後で考えるということなんですが、それではいけないのではないかという話を、今困難区域を持った6自治体と協議を持って、何とか要望を上げていきたいと、このようにも考えているところであります。

次に、帰村についてということでもあります。各自治体、戻った住民の考え方はいろいろあるようですが、村では避難住民届に「村へ帰ります」と記載をして届けを行った住民を集計しています。自治体によって集計の仕方はいろいろあるようですが、飯舘村はいわゆる避難をやめました、そして飯舘村に住みます、そこを何人だと、こういう形でありまして、平成31年3月1日現在の状況は、帰還者数は905人、世帯は439世帯であります。1,000人という話もありますが、いわゆるもともと避難されなかった方と、特別養護老人ホームの方も1世帯になっていきますので、そうなりますと1,000近くになるということですが、今のところ3月1日現在は905人の439世帯ということでもあります。

なお、ご存じのように、飯舘村に少しでも多く帰って来ていただければということで、おかせりなさい補助金を出していますが、1戸20万円のいわゆる簡単に言えば引っ越し費用ということではありますが、先日400人に達しました。400掛ける20で8,000万円を一般財源から、基金から出させていただいているということでもあります。これを行政区別に見ますと、深谷行政区が最も多く89人、43世帯。反対に、最も少ないのは蕨平行政区で4人、3世帯のようでございます。一方、帰還率で見ますと、最も高いのは大倉行政区で、帰還者数34人で、行政区全体の33.3%、こういうことに現在なっているようでございます。階層別に見ますと、905人中60歳以上が684人で、75.5%。そして反対に、60歳未満の人は221人で率にして24.5%。こういうことでもありますので、ご存じのように若い世代の帰還が進んでいないというのは、これは飯舘村に限らずでございます。この理由につきましても、村民一人一人それぞれさまざまな事情があると思われましますので、一概には判断できませんが、例えば長期化した避難生活において避難先で新たな仕事についた、あるいは生活の拠点を村外に持った、または子供が避難先の学校に入学した、お年寄りが体が弱いために、今介護やサービスができない村ではなかなか大変なので、そういうことでそこに住まれた、あるいは人によっては子供の放射線に対する不安も残るなどなど、いろんな事情があつて今後村外で生活することを選んだ方もおられるのではないかと、このように思っておりますが、いずれにいたしましても、先ほどお話ししましたように90%の方が村から車で1時間

以内でございますので、行った来たができる距離ということでもありますので、その辺は皆さんにご理解をいただきながら、それぞれの家庭、地域で頑張ってもらえればと、このように思っているところであります。

今後の村づくりについてであります。原子力災害の特異性から、住民の帰村については決して楽観的な見方はできないということでもあります。これはもう避難中から既に予想されたことでもあります。そのため、一人でも多くの村民が帰村できるように生活環境の整備、なりわい、生きがい対策の推進、村民同士のきずなを維持する催しの実施、新たな移住・定住者を呼び込むための施策などなど、一定の成果を上げてきたと思っているところであります。今後の帰村の見通しについても、同様に厳しい状況が予想されますので、引き続き必要な対策を講じていくとともに、村の人口の推移を注視しながら、コンパクトで身の丈に合った村づくりの必要性があると考えております。平成31年、32年度でつくります第6次総合振興計画においても、新しい村づくりの道しるべとなるように計画づくりに努めてまいりたいと、このように思っております。

次に、帰村についての職員の件でございます。現在正職員75名の中で、現在村に住んでいる職員は8名でございます。うち、震災当時に村に住んで避難指示解除後に帰村した職員は5名ということでございます。一方で、震災後に採用した職員32名中、村外出身者は20名と、村外出身の職員の割合が高くなっているという状況もあるというご理解をいただければと思います。言うまでもありませんが、災害や緊急時に役場に速やかに駆けつけ、必要な住民サービスを提供すること、これはもう公務員の責務であります。今までも職員は村内、村外に住む、住まないにかかわらず、除雪のときもありましたし豪雨のときもありましたし、24時間対応しなきゃならないというところもありますが、いち早く役場に駆けつけたり、あるいは役場に泊まるなどして適切な対応をしてきたと、このように思っていますし、これからも間違いなくしてもらえると、このように思っています。

職員の意向調査の件ですが、原発事故という特異性を考慮していただければ、職員にいわゆる村内居住を強制することは、私としてはやらないほうがいいのではないかと。そのかわり、その自覚をしっかりやっばり持ってもらおうと、こういうことではないかなと思っていますので、意向調査は今のところ実施する予定はないということでもありますので、ぜひご理解をいただきたいと、このように思っているところであります。

ほかの質問は、担当課長からお答えをさせていただきます。以上であります。

総務課長（高橋正文君） 私からは3番の移住・定住・交流事業についてのご質問にお答えさせていただきます。

初めに、村は交流事業の柱として関係人口の増加を目的としたふるさと住民票登録制度事業を行っているところではあります。これは、住民票が村にない方のうち、村を応援したい、村とつながりをもちたい方に対し、村がふるさと住民カードを発行し、カードを持っている方に対しては村からさまざまな情報の提供を行ったり、村が企画する事業への参加のお知らせをしたりするなど、さまざまな特典が受けられるものでございます。昨年3月の制度開始以降、今年2月末までに計292名がこの制度に申し込みをし、ふるさと住民として登録をされているところであります。

このふるさと住民制度登録者を対象とした交流のための事業として、昨年10月25日と26日の2日間、ふるさと住民バスツアーを開催いたしました。また、11月23日、24日にはカメラ教室ツアーを実施したところであります。この2つの事業には合わせて22名のふるさと住民が参加し、村内をめぐりながら村民と交流をするなどし、飯舘村への理解を深めたところでございます。

さらに、ふるさと住民登録者に対しては、村が作成した移住推進パンフレット「まていな暮らしへの誘い」の知人への配布をお願いしたところであり、登録者と村との関係性を高めた結果などが、今年度の移住相談者数64名の実績につながっているものと考えております。

来年度もふるさと住民登録者を対象としたツアーイベントの実施を年3回程度予定しております。引き続き移住・定住・交流促進のきっかけとして、移住関係の事業を推進してまいります。

また、そのほか村内で実施された村民以外も対象となる事業、例えば昨年の10月21日に道の駅で行われた秋祭りや、オオカミ絵を見学するツアー、交流センターにおけるコンサート、新春村民のつどいなども、村外からの参加者が多数村を訪れていますので、これらも移住・定住・交流促進のきっかけとして一定程度効果があったものと思っております。

今後も、移住・定住担当部局の事業だけでなく、庁内を横断的に移住・定住・交流事業を推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、ご質問4の有害鳥獣駆除隊についてお答えいたします。

さきの高橋孝雄議員にもお答えしておりますが、震災前の平成22年度の村内の猟友会飯舘支部の会員は59名であり、村は村猟友会の推薦を受けて25名の有害鳥獣捕獲隊に委嘱をしておりました。震災後は、放射能の影響により鳥やイノシシなどの鳥獣を狩猟して食するという楽しみができなくなり、猟友会を脱退する方が多くなっており、平成30年度の村猟友会の会員は27名であります。その中から村猟友会の推薦を受け、年度当初20名の方に鳥獣被害対策実施隊を委嘱しましたが、年度途中で2名の方が亡くなり、今年度は18名の隊員数で活動をしてまいりました。

活動としましては、隊員同士の情報共有、申し合わせ事項の確認などを協議するための月1回の定例会、また、2人1組で週3回村内パトロールと、44カ所に設置してあります箱わなの見回りを18名の捕獲実施隊全員が交代で行っております。2月末までの捕獲頭数であります。イノシシは昨年の実績の232頭を大きく上回る650頭を捕獲し、猿は27頭であります。

また、新規猟銃取得者で意欲のある方は駆除隊員にすべきについてであります。現在有害鳥獣の捕獲、駆除隊員の選定は、福島県猟友会飯舘支部から推薦を受けた方を村が委嘱をして選定しております。年々、イノシシや猿などの頭数がふえる中、鳥獣被害対策実施隊員をふやすことも重要であると考えておりますが、一方、狩猟による事故防止や安全

対策も必要でありますので、推薦に当たっては猟銃免許の所持年数、猟銃やわなの経験年数、射撃の訓練などを配慮して推薦をいただいていると聞いております。新たな隊員の必要性は理解するところではありますが、村への推薦については今後とも村猟友会と協議をしてみたいと思います。

なお、平成30年度は新規にわな免許取得費用の補助を行ってきましたが、さらに平成31年度には、狩猟免許を取得する方々への支援として免許取得費用の2分の1助成を平成31年度当初予算に計上しているところでございます。

私からは以上でございます。

2番（長正利一君） 再質問、まず第1点目、長泥の件でございます。

まずこの件については、本当に地権者一人一人に早期の帰還をお願いしたいと。一部報道によりますと、49世帯で180人近くが戻りたいと、これが非常に新聞に大きく出されて、本当に県内の注目を浴びていると。やはりこういうふうな、飯館村は大変な村なんだと、そういう中でもふるさとをこよなく愛するんだと、愛している人が多いんだという部分では、我々も応援しなくちゃいけないのかなと思っています。

その中でこの答弁をいただきましたけれども、この拠点促進ゾーンの中に短期滞在交流云々の文言が入っていますけれども、一番住民がちょっと何だという声があるのが、当初の村から出された資料では、村営住宅8棟、これも設けるんだよと。そうした中で本当に我々も長泥住民として、やはり無理ばかり言ってもいかなものかと。やはり国も村もこうやって長泥のために力を注ぐとすれば、こういうものもつくっていただくとすれば、当然納得するしかないという部分で、この報道が多分されてきているのかなと。新聞には村営住宅をつくるんだと。それで、この49戸で180人が戻ってきても、35年に解除されたとしても、一長一短にそこに自力でうちを建てられるという人は、なかなか全員がそうできるわけではないと思います。補償内容も違いますし、本当にあそこで専業でやっていた農家が何人いるのかと。そういう方は自力でも居住、建屋はつくることはできるんでしょうが、やはり長い間、戻ってきても住むところがない部分については、村営住宅の取得があるという部分でこの49戸の人が入っているのではないかと私は推察している。そういう中では、この文言というのは、村としてこの村営住宅をつくる予定があるのかなのか、お聞かせをお願いしたい。

村長（菅野典雄君） その新聞を私見ていませんからわかりませんが、49戸が長泥に戻って住みたいという話は、全くどうなのかということでございます。私らが調査をした結果は1人ないし2人ぐらいと、こういうことでもありますので。

それで、長泥の計画をつくるときに、少なくとも何人かは来られるだろうし、ほかから来られる方もいるのかもしれないな。あと、この避難の間、ほかから、何ていうんですかね、指導に入っている方なんかもありますので、村としては七、八戸ぐらいの住宅は必要ではないのかということで計画を立てたところでもあります。その結果、いざつくる、つくらないに当たってアンケートをとったところ、1戸かせいぜい2戸。ただし、そのときに言ったことは、この補助事業でつくる限りはいわゆる村営住宅ですよということです。ですから、少なくとも時々来て泊まるという話でも、住宅費は払ってもらわないといけないん

ですよという話をしております。ですが、そうなると公民館も、それぞれコミュニティセンターも自分たちでこれからやっていく、そして住宅も8戸それを払っていくという話でいいんですかねということで、いろいろ話をしております。結構、やはり理想と現実をしっかりと見ながら、理想も大切ですがけれども現実の中でということで何回かお話をさせていただいて、いろいろな形で今かなり調整が進んでおりまして、住民の皆さん方にもご理解をいただく形になりつつあるというところでもあります。つまり、確かにそういう意味では居場所は必要だろうと、こういうことでこのコミュニティセンターの中に入れるということもあったんですが、なかなかそこではだめだということがあったり、じゃあ話しながらというのもあったんですが、それもなかなか、8戸があったんでないののをずっとこだわりのながら、自分たちは1人か2人だという、こういう話ですので、やはりその現実をずっとお話をしてくれているところでもあります。

ですから、もっと別の方法で皆さん方が集まったり泊まれる場所ができないのかということで、今いろいろな案を出させていただいたり、国との調整も今やっているところでもあります。ぜひこの総合計画の中に、復興計画の中に入れますと、長泥に8戸の村営住宅をつくと、こういうことであります。村が全責任を持って管理をしていかなきゃならないということになります。お金もそれなりに払ってもらわなきゃならないということになります。それでいいのかどうかというのを、村としても非常に重要な決断ですし、住民の皆さん方の意向もあるというところで、今調整を図りながら皆さんに喜ばれるような形にしていきたいと、このように思っていますのでご理解をいただきたいし、もうちょっと見守っていただければと思っております。

2番（長正利一君） 今村長の回答を聞いて、ちょっと理解できない部分があります。新聞がですね、私この飯館の再生復興関連に関するものは大体コピーをとって見ていますけれども、この30年2月27日火曜日の新聞、これは福島民友に出ていました。飯館長泥のミニ復興拠点100ヘクタール整備案を了承したんだと。その中にいろいろ、今ここに回答いただいている部分で、大体同じようなことが書かれていますけれども、想定帰還人口178人、村は25日、同村長泥地区の避難指示が解除された際に想定される帰還人口、49世帯178人と発表したと、このようなことで、これが非常に大きく載っている部分と。

私は今村長がおっしゃって本当に、後のものをどうするんだと。ここで49戸で182人近く戻ってきてやるから180町歩の、例えばあそこ造成をかけて基盤整備をして、そうやってもとの長泥につくり上げるんだということですよ、基本的に。今村長の答えの中では、1人、2人しか戻らない、それではいかなものかと。じゃあ村営住宅としてつくったとき、当然支払いもあるわけですが、そのとおりであると思えます。いずれにしても、地権者が村の思いと地権者の思いがかみ合っていない部分がありますので、やはり丁寧に説明をしながらやっていかないと、なかなか行政で住民にお願いする部分はそんな簡単に一長一短にはいかないと思えますけれども、前例で言うと深谷の問題。村は村で一生懸命やっているが、深谷の住民からいうと何だ、違うんでないかという声も聞こえますので、この部分については私もそんな長くは質問しませんので、今後進める中ではやはり丁寧にやっていただきたい。それだけの投資をするわけですから。例えば、せっかくあのように整備

をしてやっても、誰一人も来なかったら、村長があの時言った1人、2人しか戻ってこなかったら、じゃあどうするんだとなりますので、ひとつ今後協議の中ではお願いしたいなと思っています。

村長（菅野典雄君） ちょっと私の言い方が大変拙速な話をしたために大変誤解を受けていると思いますので、お話をさせていただきたいと思います。

いわゆる環境再生事業をやるに当たって皆さん方どうですかという話の中で、いや、俺もやっぱり長泥はふるさとだから、特に長泥は、この避難の困難区域でありながらほかの自治体、ほかの行政区よりも、かなり多く皆さん方がゲートの中に入って一生懸命やってきたところなんです。ですから、その思いをさらに我々も評価をしなければなりませんし、住民もその思いがあって、環境再生事業をやるに当たってはたとえ福島に住んだとしても、やっぱり自分のふるさとに行き行って耕作なりなんなりができるんじゃないかということで、いわゆる180人ぐらい、49戸ぐらいがうちを持ったり、あるいは時々福島から通ったりして管理をするという、こういう中で、いわゆる環境再生事業をお願いしているということなんです。誰も戻らないよという中で環境再生事業は成り立ちませんので、ですから、それぞれ長泥の皆さん方は何も私らが強制したわけでもありませんけれども、もしそういうふうになれば戻ってやったり、あるいはどうしてもできないときにはほかの人に委ねたりしてやりたいなというところの意思が49戸、180人と、こういうことをございます。ただ、今住宅をつくるに当たっては、本当に戻ってその住宅に入るんですか、どうですかという話になりますと、なかなかそうはいかないし、復興拠点整備の事業の中に住宅費を入れると補助事業であります。やっぱり高額の住宅になって、そして村営住宅になってお金を払ってもらわなきゃならないということになると、それでいいんですかという話なんです。ですから、皆さん方がやっぱり戻るに当たっては、何軒かはやっぱり自分のうちをリフォームしたり、あるいは壊して今度新築をしたりという人も出てくるだろうと思いますし、村も何かこう公的な住宅があって、それも村営住宅でない形で長泥の皆さん方が自由に使えるような、そんなこともできないのかということで、今いろいろ詰めているというのが先ほどの話でございますので、ご理解をいただきたいと思っています。

2番（長正利一君） どのように理解するかということで、村長の思いと私の質問の思いがちょっとかみ合わない部分がありますけれども、私らは基本的には49戸で180人が戻ってくるんだと、すごいなと、やっぱり一番そうやって大変な部落であっても、ふるさとに戻って頑張るという形で来ていると思っていますので、福島から通おうがどこから通おうが、ここに来て通勤農業やって云々という、普通のこの新聞を見ればそういうふうには理解できないのかなと思っています。いずれにしても、住民と十二分に話をさせていただいて、やはりいい方向でお願いできればなと思っています。

農の再生ゾーンについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

住民の方でちょっと危惧している方がおりまして、例えば今、環境省が進めようとしている村内で出たトンパック、5,000ベクレル以下のものをあそこの長泥の農地造成に使って、そこに遮蔽的なものを覆土をして農の再生を図っていくような事業の進め方を聞いておりますけれども、一般的にその除染土、例えば覆土する前に、普通であればそこの線量

をはかって、ここは高いから例えば剥ぎ取ってそこにやろうというのが普通の除染の仕方だと思うんですが、この長泥地区については再生土壌というのが、その一帯に持って行って埋め立てをして、そこにやるような事業なんですか。ちょっとお願いしたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 長泥の環境再生事業の部分のおただしであります。今回の長泥の部分の計画は、一つは帰還困難区域という区域の解除を目指すための復興拠点整備計画という大きなものがあります。それは、長泥の方々が長泥に戻って農地を活用するよという方々がいれば、その方々の例えば住宅なり農地なりの除染はしていただけるという内容になっております。ただ、その時点で今後5年後にどうなるかわからないという不安の中では、なかなか長泥の方々が前に一步踏み出すことができなかつたという部分があったわけで、そこで今のコミュニティセンターのエリアと、あとは白鳥神社とか曲田地区とか、そういう3つのエリアを何か所か地元で挙げたそうでありまして、その計画を長泥の方が進める中、復興庁の拠点エリアの区域づけをする計画と別個に、環境省による環境再生事業、今おただしいただいたように、村内にある除去土壌を5,000ベクレルの線量以下に分別したものを、農地に盛り土をして、そこをあとはその遮蔽土で50センチ程度を覆土して、そこを農地として活用するために、その除去土壌の再利用を計画してはどうかという話も一方であったわけでありまして、今回長泥の全体の復興拠点という考え方に環境省の環境再生事業、盛り土事業の組み合わせをして、エリアをある程度広げられる方式がとれるんじゃないかという話で、いろいろ地区の方々と協議をさせていただいたところでございます。ですので、環境再生事業は除染とか云々ではなくて、農地に盛り土をするという考え方です。分別をして、ある一定の線量の土を盛り土をするということですので、除染をして云々ではない。あくまでも農地に5,000ベクレル以下の土、再利用して盛り土をしますよと。その盛り土をした上に50センチの汚染されていない遮蔽土を盛り土しますよという部分。地域的に考えれば、県道が東西に走っていますと南手の農地がその盛り土の場所になるかなと思っております。

それで、いわゆる再生利用土、除去土壌を使うことへの不安等もありますが、その辺については国でいろいろ実証されてきていまして、それを今実証事業の中でそういうものをつくって、どの程度きちんと国の計画の中でできるかという実証も、今やっているところでありますが、そういうところで不安を解消しながらやっていくということでもあります。

ですので、自分の農地を活用して戻るといふ状況にあれば、長泥に戻れると。そこは除染なり解体ができるという部分で、先ほどの180ヘクタール、あとは先ほどの四十何戸の180人というのが、意向調査の中で自分の意志として出されたという数字がその部分であります。多分、2月の部分は復興拠点の計画が村から出たという新聞ではないかと思っておりますけれども、そのような形で進めるということでもあります。ですので、環境再生事業は安全性を確認しながら盛り土事業を進めるという形で、今実証している状況であります。ですから、除染ではなく盛り土事業で進めるという内容になっております。

以上であります。

村長（菅野典雄君） 補足させていただきます。

多くの人たちにいろいろなご心配もいただいていますし、当然リスクもあります。でも一方で、今までほとんど長泥は除染しないまま拠点だけぐらいで終わるということから、かなりの方が除染をしていただいたり解体をしていただくと。それを両方全てお話をして、私らが押しつけたわけでは全くありません。皆さん方の判断ですよ、どちらをとりますか、どちらでも構いません。その結果長泥は、いろいろな意見もあったかもしれませんが、やっぱり我々のふるさとだから、少しでも戻れる環境をつくりたいというところから今のような事業になっていると、こういうことでもありますので、どうもその辺が、何か国から押しつけられたんだ、村が押しつけたんだという考え方があるかもしれませんが、まさに本人たちがそちらの選択をしたということです。ただ、我々がやっぱり国に言うことは、安全な上にも安全を、あらゆる手をしっかりとやっぱりやってもらって、後で失敗したとか危ないんだなんていうことのないようにしなければならないということだけは、村の責任でやっぱりしっかりとやっていくというのが、我々の今の村の考え方でないかなと、このように思っております。

2番（長正利一君） いろいろな意見がありますけれども、何というのかな、この長泥地区についてこれから3万袋あそこに搬送して、そこで分別をしてやると。ほかであれば当然もうだめだよと、反旗を翻している市町村がありますけれども、長泥は立派だなど。一日でも早くそういうものをやろうとして、この部分で5,000ベクレル以下のものについてはそうやって内諾をしたと。先ほども繰り返すようになりますけれども、基本から言えば、そういうふうに戻ってここで頑張るから、村も国もこういう拠点づくりをやるんだから、そうやって共にやりましょうということが、まず穏便なやり方であったが、一部ここに来て1人、2人しか戻らないのにそういうものはできないと示されたという話があったものですから、やはり住民と丁寧な話し合いをして、しこりの残らないような対策を私は講じていただきたいと思ってこの話をしています。

時間もありますのでこの辺でやめますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、帰村状況についていろいろ大倉地区が33%の帰還率で最も高い数値を示していますが、私はいずれにしても村づくり、戻りたい人が戻って村をつくれればいいんだと、強制することはできませんから、それはそれで結構でございますけれども、村として6,000人もあった人口が、今後飯館村の名を残して後世につなげていける行政のラインというのは、私はわかりませんが、やはり人がいないところに交付税も来ないであろうし、そういう中では一人でも多くの村人が戻ってきて、ほかから来ていただくという努力をお願ひしたいなと思ひています。

あと、役場職員云々と憎まれるようなことを質問しましたけれども、やはりこれはそのような思いを持ってこの職を全うしていただくと、より以上に全うしていただくということでご質問させていただいていますので、失礼のあったことについては訂正しますけれども、そんな思いで今後ともよろしくお願ひしたいと思ひています。

あと、移住・定住交流事業について、各部落ともめいめいにいろいろな大学が入ったり、いろいろな団体が入って支援をいただいていますけれども、やはり村として、そういう方

について全てがよしではないと思いますけれども、やはり全面に出してこのようなことで取り組んでいるんだと、そういう周知徹底をして、この明るい村づくりをお願いしたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。特に、飯樋四区については、佐須で活動している団体が毎年やっているそうでございますけれども、20名ぐらいの外国人が飯館に来て、そこで農業を体験しながらホームステイをしたり、何とか飯樋の伝統を見せていただいたり、そういうホームステイをして日本文化に浸っていきたいという思ひがあつて、我が四区については前向きにやっていますけれども、やっぱりそういう関係で村としてバックアップできる部分については、さらなるご協力をお願ひしたいと思ひています。

あと、最後になりますけれども、本当にこの駆除隊については前向きに、この30年9月に高橋議員が質問し、さらに課長が答弁をして、なかなかそういう中で高齢化になったり人がいないと、そういう現状で困難を来しているという回答をしていますけれども、本当に六十二、三歳でハンターで免許取得して、こうやって頑張ろうという意欲的な者については、やはり育てる部分もありますので、一斉に5年になってから駆除隊に入るではいかなものか、ありますけれども、そんなことで一人でも多く隊員をふやしていただいて、そしてそういう被害のないような村づくりをお願ひしたいと思ひています。

あと24分ありますけれども、皆さん疲れているでしょうから、私もこの辺で終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

議長（菅野新一君） これで、長正利一君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

(午後3時04分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月7日

飯 館 村 議 会 議 長

菅野新一

同 会議録署名議員

長正利一

同 会議録署名議員

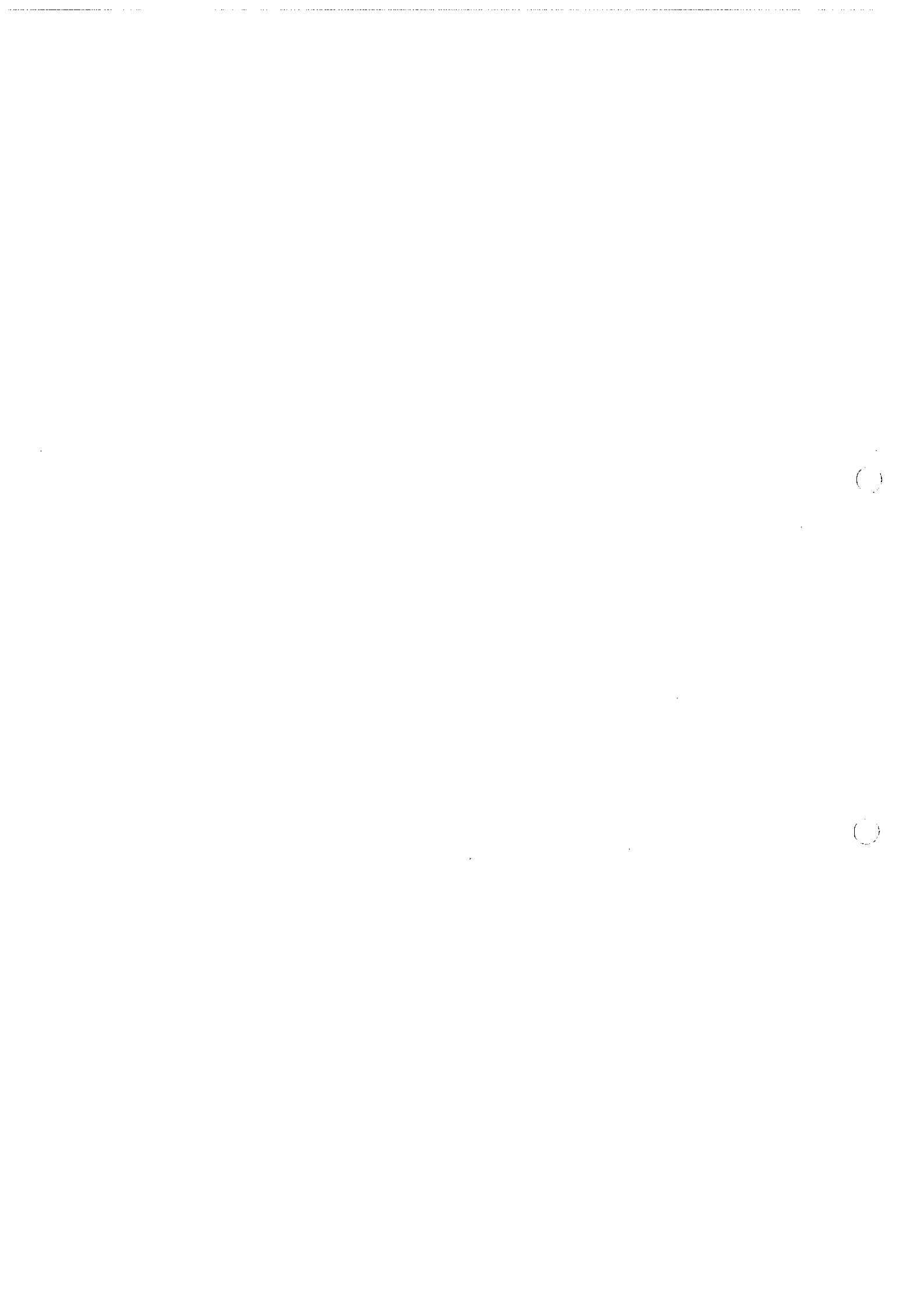
佐藤一郎

同 会議録署名議員

高橋孝雄

平成31年3月8日

平成31年第2回飯舘村議会定例会会議録（第3号）



平成31年第2回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	平成31年3月8日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成31年3月8日 午前10時00分				
	閉議	平成31年3月8日 午後 2時25分				
応（不応）及び並 招議員出席議員 出席9名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応 △○招欠 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	5番 高橋和幸		6番 渡邊計		7番 佐藤八郎	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 草野健太郎	
地方自治法の 第121条の1 規定による 説明した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	齊藤修一	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育長	中井田榮	○
	教育課長	村山宏行	○	生涯学習課長	藤井一彦	○
	代表監査委員	高橋賢治	△	農業委員会 会長	菅野啓一	○
	農業委員会 局長	石井秀徳	○	選挙管理委員会 会長	伊藤利	△
選挙管理委員会 書記長	高橋正文	○				
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年3月8日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順5～6番）
- 日程第 3 平成30年 請願第6号
- 日程第 4 平成30年 請願第7号
- 日程第 5 平成31年 請願第1号

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） ただいまの出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。事務局長、但野正行君。

事務局長（但野正行君） 報告します。

総務文教常任委員長から平成30年請願第7号及び平成31年請願第1号の審査結果がお手元に配付のとおり議長に報告されています。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番 高橋和幸君、6番 渡邊 計君、7番 佐藤八郎君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に続き、通告順に発言を許します。

5番 高橋和幸君。

5番（高橋和幸君） おはようございます。

それでは、よろしく申し上げます。

質問に入る前に、私事ではありますが、昨年、年末より体調を崩しまして、2月まで議会等を休んでしまいましたこと、この場をかりてお詫びを申し上げます。病院に通院して精密検査を受けた結果、肺疾患と肝機能障害とわかりまして、医者からは食生活の改善から始めることを推奨されたため、残りの任期を全うするためにも、現在、日々食事管理に取り組んでいる最中でありました。

また、これも私事ではありますが、月日が過ぎるのは早いもので、本日、議会議員となりまして6回目の一般質問に立たせていただいております。議員になってから収集してある資料は膨大な量でして、今回もさまざまな資料をかき集めて足りない知恵を補いながらこの場に立っておりますが、実を言えば、今回は新年度の行政執行を拝見した6月の定例会にて一般質問をと思っていたのですが、御承知のとおりこういうスタイル、妥協のできない性格なゆえ、選ばれた議員として3カ月に一度の定例会にて行える一般質問を一度休止するという事は職務の怠慢と責任の放棄であり、支援者への背任でもあり、地方自治法の発言の自由と責任にもあるとおり、議員活動の基本は言論である発言自由の原則を行使しなくてはという基本的観念から、連続登壇とさせていただきます。

また、行政の方々も多分にして今度の一般質問では高橋は何を聞いてくるのだろうと、

さぞやお楽しみではないかと思ひまして、その御期待に応えることといたした次第であります。

さて、私事はこの辺で、本村も帰還宣言がされて本年度から3年目に入る現実を迎えますが、これまでの道のりは決して平たんではなく、また、これからの再生への道のりも、これもまた非常に厳しい現状下にあることは察するまでもありません。

今月末で終了する仮設借り上げ住宅支援の打ち切りにて飯舘村における帰還者の総数割合も大まかなながらも把握できる人数になるのではないかと思います。帰還した人、これからする人、帰還を迷っている人、さまざまな状況から帰還をあきらめた方々、その全ての方々にもそれぞれの立場や考え方や見解があり、不平不満も多々あることと思われます。行政及び議会ともに、救いの声には差し伸べる手を持たなければいけません。今回の原発事故があってもなくても、最終的に自分の人生は自分自身の力で生き抜いていかなければならないのが現実であって、どこまでその本人の問題にかかわらなければいけないのかの判断は、個人の自主及び自立性を鑑みれば、非常にナイーブな性質を持った課題ではあると思われますが、今後とも被災前のふれあいとまでいな精神を行政及び役場三役、そして私たち議会議員も忘れることなく、行政執行とともに挑んでいくことを提案いたしまして、「重いこれからの課題と現状」と題し、一般質問に入らせていただきます。

1番、本年度の行政執行について。

①昨年3月に所信表明された本年度の飯舘村の復興テーマとも言える革新的な移住・定住・交流事業に関して、データに基づく的確で詳細な事業成果・実績等をお伺いします。

②たびたびご指摘のある村民に寄り添わない行政組織への声。「一人ひとりに寄り添った将来構築への支援」の具体的かつ人道的な根拠のある事業成果・事業姿勢及び取り組み内容をお伺いします。

2番、本村における税収入の確保について。

以前に自主財源について質問いたしました。割合は29%との返答でした。項目及び事業ごとの収入割合の金額、全ての基金の残額高、29%の自主財源率と採算性を理解できる健全かつ明瞭な現村税の内訳を再度お伺いします。

3番、本村が将来的に直面する課題について。

①今月で終了する仮設・借り上げ住宅支援で、村の帰還者の高齢者社会は現時点においても確実であります。今後の高齢者支援をどのように模索していくのかをお伺いします。

②若者の帰還者が少ない現状ですが、確定的となっている少子化対策・問題に対して、いかなる手段を用いて、今後中長期的な計画に取り組んでいくのかをお伺いします。

③飯舘村の異様な風景、フレコンの山が、帰還宣言を本当にした場所なのか。また、今後の帰還者の行く末を妨げている理由の一つであることは明らかであります。明確な搬出計画・年数をお伺いします。

④本年度である程度明確化する帰還者の人数、帰還をしないで生涯的に飯舘村にかかわっていきたくて考えている人たちのためにも、村民に寄り添う施策とは。現状・現実・行政力・財政、さまざまな観点から鑑みて、その土台づくり、要素とは何かをお伺いします。

⑤特措法が切れた後も、被災自治体には中長期的な支援が必要であると、要望の際、各

省庁の共通認識を確認できました。交付金、他力本願にならず、地元現場の努力も必要です。議会との意思の疎通や、これから山積みされている飯館村の課題への対処をいかように考えるかをお伺いします。

4番、学校・教育について。

①検討委員会の話し合いからの判断のもと、各小学校の統廃合が発表されましたが、どのように歴史の閉じ方を取りまとめて、新しい歴史づくりを紡いでいくのか、村民合意形成についてお伺いします。

②将来を担う村の宝である子供たちの教育は、今後の統廃合の結果、飯館村独自の個人と個性を生かしていく斬新な教育が必須であります。ICT教育・タブレット端末・ペーパーレス導入などなど、最先端技術教育のあり方をお伺いします。

以上、4項目、10の質問を一般質問とさせていただきます。

村長（菅野典雄君） 5番 高橋和幸議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私は、本村が将来的に直面する課題についてというところで、答弁をさせていただければと思っているところであります。

まず、高齢化のところ、少子化のところ、いろいろな課題のところからのご質問をいただきました。2点目の少子化のところでございます。

少子化対策ですが、村民、特に若い世代の帰還が進まないという、この災害の特異性があるわけでありましたが、村では何とかして人口確保を図りたいものだと、こういうことで、引き続き村民が帰っていただけるような環境づくりを進めていきたいと、このように思っていますが、ただ、前にもお話ししましたように、帰還の人口の目標などを立てますと、やはりそれぞれにプレッシャーをかけるみたいな形になってはいけないと、こんなふうに思いますので、精一杯みんなで環境づくりをしていくと、こういうことかなと思っております。その中で、村民の戻ってきていただくのもさることながら、移住・定住・交流人口の増を図るといってもあわせて必要だろうということで、平成30年から特別な組織をつくって進めてきたところであります。

その結果であります、移住・定住の相談が64件ございまして、19世帯25名が村に移住を決めておりまして、うち1世帯は2人の子供を含む家族4人での移住がありました。村では移住・定住・交流推進対策室において直接移住・定住に関する事業を進めておりますが、移住を決めてもらうためにも、いわゆる総合的な子育て環境づくりが重要だと、このように思っております。それは、親の働く場の確保、あるいは住環境がどういうふうになっているのか、あるいは子供の保育や学習の機会などなどがどういうふうになっているのかなどなど、総合的な環境整備というものの土台がなければ、なかなか個人であろうと、特に子供を持つ世帯が移住してくるということにはつながらないだろうと、そのように思って、これからも総合的な子育て環境の整備を基本にしつつ、村ならではの魅力をどういうふうに発信していくかということかなと、このように思っております。それは、今まで飯館村もありましたように、やっぱり飯館村村民の心の持ち方、あるいは来ていただく方に対してのいろいろ機会などをどういうふうにセットをしていくかという、その辺が大切ではないかと、このように思っているところであります。

ただ、少子化問題の対応・対策については非常に難しいなというふうには思っておりますが、やはり大切なことでありますので、議会の皆様とも相談させていただきながら、ともに知恵を出し合って、よい村づくりに努めていきたいというふうに思っています。

なお、今大体100人ぐらいの子供さん方がこども園・小中学校に通っていただいておりますが、当初4月は村内に住居を構えて学校に通っていた方は8人でありましたが、ほとんど遠くから通っていただいているんだな、ありがたいなというふうに思っていたんですが、来年度は22名が村の中から通われる、こういうことであります。ある意味では、遠くからのと、村内からの、子供たちへの通学の確保というのも一つの大きな課題ですが、その辺もしっかりやっていかなければならないと、このように思っているということでございます。

それから、3-4村民に寄り添う施策は何かと、こういうことであります。今申しましたように、この人口減や復興創生期間があと2年ぐらいで一応終了するので、そういう中でありますから、当然交付税の先行きが不透明だということで、その都度、我々はやはりソフトランディングをしていただかないと、急に人口が減ったから交付税激減ですよという話ではやっていけませんよと、こういう話は常にしているところでありますが、いずれにしても村の財政力や職員の体制をしっかりとしていかなないと、なかなか大変ではないかと、このように思っているところでございます。

現在のところ、その寄り添う施策としては、村から住居を外に移された方、あるいはほかから応援をしていただく方に、ふるさと住民登録制度をつくっております、現在、300人ぐらい入っていただいていると。村民と村外の方の割合がまだちょっと私つかめておりませんが、多分担当はつかんでいるだろうと思うんですが、そういう住民登録制度の中で村から外に出ていかれた方といいますか、住居を変えた方、村外から村に興味を持っていただく方に、情報を継続的にお届けしたり、あるいは、新春の集いとか、敬老会の村の催しに案内を出したり、あるいは、今までもずっとやってきたんですが、いわゆる転校して行ったとしても、子供たちの沖縄の旅とか未来の翼にどうぞ参加をしてくださいと、このようなことを取り組んできたところであります。ただ、これから非常に難しくなるなという気がします。今までこの子供たちは、いわゆる何年か一緒に学んだというところがあるんですが、8年、9年過ぎてきますと、昔一緒に学んだ、生活したというのがなくなってくる中で、その村から転校された子供たちとのつながりをどうつくっていくかというのも非常に難しい問題だなと、こんなふうに思っています。

また、飯舘村はご存じのように、地区別計画ということで、各行政区を単位に、自主自立の動きの中でやってきたところですが、今回こういう形で、今まで例えば50軒の家庭が15軒か20軒になる、100軒が二、三十軒になると、こういう中でどうやっていくかというのも大きな課題であろうというふうに思っております、その場合に、やっぱり一番大切なのは、お互いさま、助け合う心のシェアというものをやっていって、村づくりをやっていくということが大切ではないかと、このように思っているところでございます。

その次の、交付金など、あるいは他力本願にならずにしっかりと対応していく方法というご質問が、この将来に直面した課題の最後でございますが、これはご質問にありますよ

うに、この原発地区の影響を受けた被災自治体では、他の災害と全く異なっておりまして、長期的な不安のもと、特に子供や若い方が戻らないという特異性があるわけでありまして。国の責任のもと、中長期的な支援の継続が必要であると強く思っているところであります。しかし、支援継続を要望する一方で、それはそれで要望させていただいているところであります。いつまでもやはりこの賠償や支援に頼ることはできませんので、要望をしながら、一方ではやっぱり自立の考え方をどうやって植えつけてもらうということが大切なこれからの課題ではないかと。もちろんご質問の中にも交付金とか、あるいは他力本願に頼らず、これからどうやっていくんだというご質問ですから、まさに的を得たご質問です。我々がこれから真剣に考えていかなければならない課題だなというふうに思っています。

長い間、そういう意味で税金も払うことなく、保険税も払うことなく、こういう形で来ておりますので、その辺をどういう形で、余り強制的ではなくて、そうだな、やっぱり払っていかねばならないんだという環境をつくっていくか、そういう問いかけをどういうふうに優しくしていくかというのも大きな課題ではないかと、このように思っているところであります。

人口減少、財政運営、高齢人口の増、コミュニティーの維持、学校運営、産業振興、医療福祉の問題などなど、多くの課題が山積みしておりますが、これらは何せ一朝一夕、あっという間に解決できる問題ではございませんので、村では、先ほどから言っています、住民も自立をする、そしてまた、お互いに力を合わせてやっていく協働、また、もう一つは、いろんな人たちのネットワークを活用していくと、そのような考え方を取り入れながら課題解決に向けて努力をしていきたいと、このように思っています。

一方で、行政だけでは課題解決を行うことはできませんので、議会と行政はまさに車の両輪でありますので、村議会の存在は大変重要であるというふうに考えておりますので、この困難な状況を打破するためにも、お互いに課題解決の知恵を絞り、真摯な議論を行いながら、新しい飯舘村をつくっていければいいなと、このように考えているところであります。

その他は担当のほうからお答えをさせていただきます。以上であります。

総務課長（高橋正文君） 私のほうからは、1番の本年度の行政執行について、2つございますが、関連がございますのであわせてお答えをさせていただきたいと思っております。

初めに、移住・定住交流事業の成果、実績についてでございます。

村は、昨年6月に移住・定住交流事業を主業務とする移住・定住交流推進対策室を発足させ、これまでふるさと住民登録制度、移住・定住支援補助事業制度、空き家バンク制度などを創設し、パンフレットの作成、ホームページの開設などにより制度の周知を図ってきたところでございます。

ほかにも、ふるさと住民登録者を対象としたツアーの実施や、移住・定住促進のための各種イベントを開催、移住・定住のための体験住宅の整備、そして移住・定住希望者との相談業務を随時行ってまいりました。

それらの成果、実績としては、まず、交流人口の拡大施策としてのふるさと住民登録制度では、この2月までに292名の方に登録をいただいたところであります。ふるさと住民

登録者には、ツアーに参加していただいたり、知人、友人に対しても村の各種イベントへの周知への協力であったり、さらには一日村長としても村を応援してPRをいただいたところでもあります。

次に、移住・定住支援補助事業についてでございます。

今年度2月までの実績についてでございますが、住宅の新築について補助の決定が1件400万円、住宅リフォームが3件218万1,000円、家賃補助2件7万円、就農支援2件163万円、そして引っ越しの費用の補助に17件で340万円、合わせて25件で補助の決定額が1,168万1,000円でございます。これらのさまざまな支援が本村への移住・定住の意思決定につながっているものと捉えているところでございます。

次に、空き家、空き地バンク制度についてでございます。

移住者の受け皿となる住居確保のため、売却または貸したい方の空き家、空き地について登録し、購入または賃貸借希望者にご紹介するこの制度でございますが、昨年10月16日のスタートからこれまで29件の登録件数となっております。うち賃貸借で2件成約をいただいているところでございます。

次に、移住推進パンフレットの作成配布についてでございます。パンフレットは全部で2万部作成いたしました。そのうち約1万9,500部の配布を現在終了したところでございます。主な配布先としては、ふるさと納税者に約1万5,000部、ふるさと住民登録者に1,120部、こちらはお一人の方に4部ずつお送りしてPRをお願いしているところです。そして、村民の方に約3,000部を配布したところでございます。また、村ホームページ内に移住・定住ポータルサイトをこの2月4日から開設をいたしました。さらに、村紹介映像の作成もあわせて行ったところでございます。これらはパンフレットとあわせて村の様子や移住・定住・交流の制度、取り組みの内容を広く周知するために活用をしているところであります。

次に、交流イベントとしてのバスツアーを昨年の10月と11月に2回開催してございます。このツアーには、ふるさと住民登録者22名の参加がございました。村内をめぐりながら村の様子を見聞きし、また村民と交流をしていただきながら、飯館村への理解を深めていただいたところでございます。

次に、移住体験住宅事業についてでございます。昨年の12月から運用を開始いたしまして、現在まで利用の問い合わせが3件、利用の実績が1件となっております。そのほか、東京近辺を会場とした移住・定住フェアへの出展も計3回行っており、村職員が東京に向いて来場者に対し村をPRしてきたところでございます。

以上のとおり、事業を実施した結果、今年度は2月末までに64名からの移住の相談を受けまして、うち19世帯25名が村のほうへ移住をいただいている状況でございます。

成果・実績につきましては以上のとおりでございます。

次に、「一人ひとりに寄り添った将来構築への支援」についてでございます。

農業を中心とした生きがい、生業の再生、商工業者への支援、住宅整備による居住環境の整備、医療・介護・福祉・教育分野等、可能な限り支援を行ってきたところであります。一方で、将来構築のためには、村民それぞれの自立を促すことも必要と考えられますので、

今後はそれら両面の視点に立ち、各階層の村民の声を取り入れながら事業を推進していきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

住民課長（細川 亨君） 私からは、2番、本村における税収入の確保について、以前にも質問した自主財源について、その割合は29%とのこと、項目及び事業ごとの収入割合の金額、全ての基金の残金額、29%の自主財源と採算性が理解できる健全かつ明瞭な現村税の内訳について伺うとの質問に対し、お答えいたします。

まず、平成29年度決算における自主財源の割合は、おただしのとおり29%で、58億6,853万円であります。その内訳であります、村税が2%で4億186万円、分担金及び負担金が0.3%で6,229万円、使用料及び手数料が0.2%で3,024万円、財産収入が0.3%で5,989万円、寄附金が1.3%で2億5,979万円、繰入金が18.7%で37億7,116万円、繰越金が3%で5億9,808万円、諸収入が3.4%で6億8,519万円となっております。

次に、平成29年度における全ての基金残高であります、財政調整基金など全て合わせて26基金でありまして88億7,687万円となっております。

ご質問の基金残額と自主財源と村税の関連については、基金からの繰り入れによって自主財源の割合が大きく変動するものでありますので、採算性との関連というのは特にはありません。

次に、平成29年度における村税4億186万円の内訳についてであります、村民税が1億6,915万円、固定資産税が2億31万円、軽自動車税が2,041万円、たばこ税が1,197万円となっております。

私からは以上であります。

健康福祉課長（齊藤修一君） 私からは、3番、本村が将来的に直面する課題についての1点目、今月で終了する仮設借り上げ住宅支援で、村の帰還者の高齢者社会は現時点においても確実であるが、今後の高齢者支援をどのように模索していくのかというご質問にお答えさせていただきます。

村といたしましても、現在の帰村者の状況を見ますと、議員おただしのとおり、高齢者世帯が多いということも確認しております。また、健康維持、日常生活の面からも、安全で安心な生活が送れるか危惧しているところでもあります。

今後の支援策といたしましては、大きく4つを柱として考えているところでありますが、1つ目には、村内での移動手段の確保としまして、コミュニティーバスの運行については、震災前のように2台で帰還された皆さんの状況にあわせ、現在の路線の見直し等を行いながら運行してまいりたいと考えておりますし、さらに、村社会福祉協議会によりますお助け合い事業の利用の呼びかけを行ってまいりたいと考えております。

2つ目に、見守り事業の強化といたしまして、村社会福祉協議会の生活相談員による訪問活動の強化、郵便局による訪問事業と安否確認、健康支援事業の実施を行ってまいりたいと考えております。

3つ目には、健康管理事業及び介護予防事業といたしまして、現在行っておりますサポートセンターつながっぺを初めとした集会施設等での運動教室の実施、保健師による家庭

訪問にあわせ、薬剤師や栄養士による食生活を含めた生活指導の実施。

4つ目には、高齢者の活動の場、雇用の機会の確保とあわせといたしまして、あいの沢周辺への花の植栽や清掃などの公園管理、深谷拠点花き栽培施設での花の手入れ、震災前に各行政区で取り組んでいたような行政区内の主要幹線道路沿いへの花壇の整備や管理などを検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、ご質問の3番、3点目の除染廃棄物の搬出計画についてお答えいたします。

まず、除染工事から発生した除染廃棄物が入ったフレコンバッグの発生総数は、環境省の発表によりますと、草木等の可燃物が78万袋、除去土壌の不燃物が173万袋、合わせて約251万袋でございます。

本年度の村内仮置き場等からの搬出状況であります。可燃物については42万袋を蕨平減容化施設へ、また、不燃物については16万袋を中間貯蔵施設へ搬出したところでございます。

現在、可燃物が36万袋、不燃物が157万袋、合わせて約193万袋のフレコンバッグを村内の仮置き場で一時保管をしております。

国の中間貯蔵施設への搬入計画については、平成30年12月に公表された2019年度の中間貯蔵施設事業の方針では、県内各地で一時保管されている除去土壌等を2021年度までに中間貯蔵への搬入の完了を目指しております。

なお、村の平成31年度の中間貯蔵施設への搬出計画は、約40万袋となっております。村としては、村内に除去土壌等があることで不安を感じている村民の声を聞いておりますので、今後も国に対し早期搬出を求めてまいりたいと考えております。

以上であります。

教育長（中井田 榮君） 私からは、4番、学校教育についての1つ目、小学校の統合に係る進め方についてお答えをいたします。

既にご承知のように、草野、飯樋、白石の3小学校につきましては、2020年4月からの統合を目指し、昨年10月から飯館村の学校等のあり方検討委員会を設置し、草野、飯樋、白石小学校の統合、さらには中学校を含めた義務教育学校を視野に協議を進めてまいりました。去る2月13日には第3回の学校等のあり方検討委員会を開催し、3つの小学校と中学校を統合し、新たに義務教育学校を設置することで検討委員会としての合意を得たところでございます。

これまでも検討委員会の経過につきましては、議会を初め学校運営協議会、教育委員会、PTAの保護者会、さらには行政区長会等で説明をしてきたところでありますが、これから各行政区の総会の時期になりますので、わかりやすい資料を準備をして、村民の皆様にご理解をいただけるよう説明をしていきたいと考えております。

最終的には、村議会のほうに学校の設置条例の改正や、関係条例等について決定していただくこととなりますので、各詳細がまとまり次第、議会にお諮りをさせていただきますので、よろしくお願いたします。

なお、今後の進め方ではありますが、特に3つの小学校はそれぞれ100年以上の歴史があり、地域コミュニティーのよりどころとして思いを寄せている村民も多くいらっしゃると思いますので、今後、丁寧な説明を重ねてまいりたいと思います。

さらに、これから3小学校の閉校に当たり、閉校記念誌、閉校の式典も予定されておりますので、これらを進めるに当たりましては、村民を交えた実行委員会等を設置し、そうした思いを寄せていただける多くの方々に配慮したものにまいりたいと思います。

また、新しい義務教育学校の設立につきましても、村の復興のシンボルとなるように、村民を初め、関係機関と十分に協議をし、少人数教育のモデル的なすばらしい学校につくり上げてまいりたいと考えております。

次に、学校教育についての2つ目、新しい学校の教育のあり方に関するご質問にお答えをいたします。

新たに設立いたします義務教育学校は、一人一人の子供たちに寄り添うという少人数教育のよさを生かした村の一貫教育をさらに進めていく上で有効であると考えております。既に村では、平成27年度からこれまで子供たちの個性をより伸ばしていけるように、課題を見つけ、自分の考えを話し合い、結論をまとめて発表する力を育てる飯舘型授業スタイルを進めてまいりました。その成果は学習発表会等でもあらわれているわけではありますが、さらに「花まる学習会」や「笑育」の取り組み、いせひでこさん、柳田邦男さんらによる命の授業、ヤングアメリカンズや各種芸術教室など、国内外からの多様な支援をいただきながら、総合的に考える力を伸ばす取り組みを積極的に行っております。

ご質問にあります最先端技術教育に関しましては、タブレット端末や電子黒板など、ICT教育のための設備は既に学校再開時に整備をしておりますし、既にそれらを活用した授業を行っております。また、交流のある全国の学校とインターネット回線を利用したテレビ会議授業なども実施をしており、活用に努めているところでございます。

ご質問のとおり、引き続きこれらのICT教育関連機器を活用しながら、本村の少人数一貫教育を効果的に進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

5番（高橋和幸君） それでは、再質問を項目を追って行っていきたくと思いますが、今回の答弁書を拝見させていただいて、これまでの6回の中で一番わかりやすく、簡略化した答弁をいただきまして、大変ありがたく思っております。

それでは、1項目目の本年度の行政執行についての再質問ですが、何事も取り組むという行為の中においては、全てが成功で収まるとは言えないと思われれます。施策に取り組む過程において、この1年間直面した課題や発見、気づかされた改善点など、また、それらに向けていかなる最善な解決策を見出すことができたのか、事例があればお伺いします。

総務課長（高橋正文君） 今年度も年度末が間近に迫っておりますので、いろいろ事業については庁内で検証をしながら進めてきたわけではありますが、移住・定住交流事業を例にとりて申し上げますと、昨年の6月から立ち上げて10カ月ぐらいですが、さまざまなメニューをつくる中でも、職員が、その相手の方にどうよい利用ができるか、取り組んでいただけるかということも見直しを重ね、ほかの事業についても職員が工夫をして、努力をして年

度末まで今、たどり着いているというような状況であります。

5番（高橋和幸君） 同じ項目に関してですけれども、新聞報道、ニュースなどを見ていますと、特に西日本のほうは、瀬戸内海、また九州地方ともに海に恵まれて、離島もあり、都会からや、定年を迎えたり、自給自足にあこがれて移住・定住者が大変に多い事実を拝見しておりますが、家屋や土地の優遇措置だけではなく、家族移住や子育て世代の移住にも力を入れているのをよくテレビなどで拝聴しますが、人口の少ない自治体で、これはすごいなといった取り組みをしていたのが、子供1人を産むごとに100万円、2人目には200万円、3人目には250万円という支援策を施している過疎地の自治体もありまして、こういう日常生活に金銭的問題に直結する支援策は移住・定住交流者には大変に魅力のある取り組みであると感心した次第であります。自治体の財政力も問われる課題ではあります。ぜひ今後の検討課題として、このような、またこれに付随する支援策の拡充等を視野に入れていただけることは可能でしょうか。

また、参考とし、今後の取り組みに生かせる材料の一つの要素としていただけるかを伺います。

村長（菅野典雄君） 以前から子供さんを産んだ場合に、お金をという話は結構あちこちの自治体であります。ただ、ある意味では、いわゆるお金がもらえるので子供を産むという話でいいのかどうかというのも考えなければならぬというふうに思っております。場合によっては、将来に向けて、例えば高校に入る、大学に入るにしても、貯金をつくるという方法もやっているところもあります。飯館村は、できるだけやっぱりお金をという形にならない方法でできないかということで、以前はまでいな子育てクーポン券ということで、いわゆる5万円を3人目以降に、2人目までは親の責任でお願いしますと、本当はそこから出せばいいんですが、そんなような形で毎年出しておりました。それで、村の中で大体その教育にかかわる経費、場合によってはガソリンスタンドでも何でもということになりますが、大体80%が教育にかかわるのに使っていただいて、最高5冊毎年もらっていく方がいました。5×5=25で25万円でございます。1年、1年ということですね。ですから、いろいろな方法が考えられると思いますので、いずれにしてもいろんな形で応援をしていかないといけないと、このように思っていますので、ただ、何となくお金をぶら下げてというのはいいかどうかということ。それでも、やっぱり大切だなと思っていますので、例えば、移住・定住交流も家を建てるに当たっては何百万円ありますよということもやっていますので、ただ、子供を産むというのにどうなのかなというのちょっと考えなければならぬというふうに思っていますので、何らかの形でそういう応援もこれからみんなアイデアを出してやっていきたいと、このように思っています。

その当時は、結構お店屋さんがあったので、今のところなかなかないということで、避難中はいわゆる図書カード等のプリペイドカードですか、コンビニとかで使える、そんなのを出したこともございます。そんな前例はございますので、またみんなで知恵を出していきたい、このように思っております。

5番（高橋和幸君） それに関しましては、今、村長が申されたお金です、まあいろんな考え方はあると思いますけれども、今後もより一層のこの施策に対しては取り組みを期待い

たします。

そして、この取り組みですけれども、当たり前のことをほかの自治体のように当たり前に行っていたのでは、飯舘村の特色を出すことはできないと思われまので、行政にも多角的な視野を持って全国の多々あるすばらしい施策を参考にし、またこれまで以上に情報収集力を高めて今後の検討課題等に盛り込んでいただけることを改めて強く推奨します。

続きまして、本年度の行政執行の②に関する質問ですが、行政側の捉え方と私の捉え方がちょっと相まみえていない部分もあるんですけれども、ほかの自治体の議員、県議会、国会議員のある一部の先生方からも飯舘村の帰還者と帰還をしない人への対応の差の明暗がはっきりしていますねと。つまり、村民への寄り添う姿勢の差が顕著に見られるというお言葉を私、直接にいただきました。

私なりに考えますに、行政が何をしても、しなくても、人の考え方はそれぞれありますから、非難も賛美も浴びることと思われま。ですが、全てに応えるというのは現実的に考慮しても接点の折り合いのつけどころはとても難しい選択になるという実感はしておりますが、決して忘れてならないのは、議員は村民の声を行政に届けて、行政はその声に真剣に耳を傾ける、これだけは絶対に曲げてはならない事実であります。村民に寄り添うというけれども、賠償、ADRは関与しない、ここに行ってください、寄り添うと述べながらも、行政として大変矛盾していると考えま。村民の約7割が申し込んだADR、これは住民の大きな意思表示であります。村が主導で行っていないから関与しない、これは住民を守るべき立場にある行政として責任の放棄にほかなりません。一人一人に寄り添った将来構築への支援とは、最後まで生活の基盤が、村民全てに至るまで責任を持つということではないでしょうか。

もちろん昨日の村長の答弁にもあったとおり、それは受けて側のそれぞれの価値観、感受性、満足感があるので、どこまでが行政の役割という困難極まる過程と結果の見出し方があると思われることに関しては、私も同感であります。この問題に対して自治体の長として村長の見解を改めてお尋ねします。

村長（菅野典雄君） 行政は、公平、公正にしなければならない。でもどこかでは線引きをすると、そこにいわゆる線の中に入った方、入らない方というのが出てくる。そこをどういうふうに説明をしたり、納得してもらおう、そういうことが大切ではないかと、ずっと思ってきております。そういう意味で、今まで避難の前は、まさに一体の中でやってきたわけですけれども、避難ということになった場合に、我々はまさに全村民をどういうふうに、やはりここを乗り切っていただくかというのが、一番やっぱり大切なことだろうなというふうに思っています。

そういう意味で、今までいろいろな形で国なり東電とやり合いをしてきました。話し合いもしました。要望もしてきました。例えば、ほかの自治体ではなかなかできないようなこともかなりやってきたつもりです。それは、ある一部の方というのではなくて、できるだけ皆さん方に村としてのいわゆる公平・公正、全てではないんですけれども、そのようになるように、例えばイグネの木を切る、すごくうちがある場合にはお金がかかりますけれども、それもお金をもらってきていただいた、昇口舗装もそうであります。牧草地なり牧野

などは、全く安い金額ですが、畜産の村ですよという形でやってきたり、そのほか多様なことをやってきたわけでありませけれども、そういう全体の中で要望してきたのと、あとそのADRの方はどういうことでその要望を上げているのか私はわかりませけれども、多分、7割ということなんです、7割なのか5割なのかわかりませけれども、少なくとも何かそれでは足りない、もっとこういう思いがあるということでしょうから、やっぱりそれは村としては当然大いに出していただいて、少しでもいただければいいんではないかなと思いますが、それに村がかかわって、その方たちのところもよろしく、何とかしてくださいということになると、そこに入らない方がどういうふうに考えるのかというふうに考えますと、それはやはりできるだけその方たちの中でやっていただいてということがあります。違うという声も何かあるようでありませけれども、私はそれが正しい、精一杯村民全体のことを考えてやってきているということでもあります。

5番（高橋和幸君） 今、村長の答弁がありましたけれども、非常に問題の接点のというか、折り合いのつけどころは非常に難しいところであって、ただ、今、現状、各地域でこのADRの問題騒がれております。ほかの被災自治体や、被災自治体でないところでもADRをしているところもあれば、裁判もしているところもあり、それにはほぼほぼ行政がかかわったり、応援したり、行政から国に言ったりもしています。先日、国のほうでも安倍首相の発言があり、経済産業省に指導を促すということがありましたし、きょう、資料提出してもらいましたけれども、福島の木幡市長も損害賠償見直しなどを訴えておりますので、今の周りのお話を聞くと、飯舘村の行政だけが、ADRの住民を、5割か7割かわからないと言いましたけれども、約3,100名か3,200名いるんですよ。比叢と長泥を入れると4,000名を超えるんですよ。それを把握していないのかどうかは、していないから言っているんだと思いますけれども、6,000人いるうちの4,000人以上、4,500人近くがかかわっているこの問題に、その入っていない人がいるからとかじゃなくて、この4,500人の思いはいかにように受けとめるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今まで言ってこなかったんですが、ある自治体がいわゆる10万円では足りないので35万円という話を自治体でやっていた当時のことを、私は目の当たりにしています。ほとんどのほかの自治体は、何を考えているんだという話です。自分のところだけもらいたいという話でいいのかということでもあります。その結果、あちこちからいろいろな声をいただいて、県も入りました。そして、県は、何とか今のうちにそういう形でないほうがいいんでないですかと、私は直接言いましたけれども、なかなかそのままでいかなかった。その結果、多くの声が県にも届いたし、我々も議会から、何であの自治体やるのに、この自治体やらないんだという話がありました。6月の議会だったかと思いますが、当然どこの自治体もそれが来るということが、県もわかりましたので、わざわざ各自治体を回って、県のほうにこういう苦情が入っていますから、ぜひこういう話をしながら議会を乗り切ってくださいと、こういう話であります。ですから、全体としてやることは必要です。我々も何ほど言ってきたかわかりませけれども、そういう意味で、今例えば、困難区域の特定拠点に入らなかったところ、飯舘村も十数軒あります。葛尾もあります、大熊、双葉は当然もっともってあります。やっぱりそういうものを何とかしてやっぱり助け

てあげなければならないということで、今回も私、声かけさせていただきまして、皆さん方が組織、6自治体でつくって、4月になってから要望する予定になっています。ですから、そういう形で、それなりに全体を考えてやるべきは一心にこれからもやっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

5番（高橋和幸君） 私が休んでいる間に、議運の資料をもらいまして、これまでも、また一般質問においても、生活支援金等、村長は何もしてくれないって言うてきたんですけども、平成29年度の資料を拝見というか、いただきまして、飯館村村長名でいろいろな項目、生活支援等も含めて国への要望書を出していたことを知りまして、ちょっとこれは、大変失礼なことを申し上げたなど、実際感じた次第であります。それで、この問題、人の心を満足させる、また、村民の声に十二分に沿うというのは、非常に難しい課題と思っております。ですが、そういう声に応える行政運営に努めるのが議会または役場及び行政の役割ですから、村民から見てでき得る限り不満の出ない最大限の行政執行を強く求めて、今後の対応を拝見させていただきたく思います。

続きまして、2項目目の本村における税収入の確保についての再質問ですが、以前の一般質問においてお聞きしましたが、再度確認の意味で再質問いたします。

この質問でありますけれども、事業や積立金、正直申し上げて予算書等を拝見すれば、私たち議員でも把握できる内容であります。村民の皆様が見る機会はなかなかありません。村のホームページからダウンロードして見ることもできますが、私も過去の先輩議員の答弁を参考にしようと思ひまして閲覧をしたことがあるのですが、あの細かくて長い文章を拝見しておりますと、閲覧することに正直疲れを覚えてしまいます。幸いにも飯館村の議会もネット配信が始まったということで、少ないながらも私の未熟な一般質問を見ていただける方も多少なりともおり、励ましのお言葉もいただけますし、生中継を実際に見たほうが村民も一番わかりやすい部分になっているのではないかと感じていることから、あえて議会の場で村民の皆様にも数字が把握できるように聞かせていただいております。

そこで、交付税や多種多様にある税の収入等ではなく、本村自体が純粋に得られるための税収をつくるためには何が必要か。現状、このような帰還率ですから、村税としては不足であります。さまざまな種目にかけている項目ごとの税収、これもまたこの人数では成り立ちません。かといって、課税や徴収税率を上げる、これは論外の発想であります。議会からの提案もある企業立地、これも規模や内容や種目によっては採算性が度外視され過ぎてしまいます。では、何ができるのかと私なりに考えますに、一時期においては箱物行政と揶揄されたときもありますが、今だからこそ逆の発想の転換で、商売でも動かないお金のところには金銭の動きが発生しませんので、使う選択肢を選んでみてはいかがでしょうか。

私の過去の一般質問でも発言させていただいた光ファイバーを使用した風評被害に左右されない質の高い野菜づくり、屋内におけるキノコの生産もしかり、海に面していなくてもできる少額の資本と膨大な面積を必要としない全国的にも取り組まれている需要と供給を苦にせず、利益の見込まれる養殖業、例えば、草野の河川を一大整備し、桜の植樹を

して将来的な観光地の整備、広大な敷地を利用して日本や国際基準に対応した二輪及び四輪のサーキット場、花き栽培を売りにしている本村ですから、季節ごとに楽しめる庭園や遊歩道の整備、田畑や未使用建物などを利用した参加型イベントやアート祭典、取り上げれば切りがありませんが、考えるという行為に限界はありません。今述べた一部の施策に関しても、2月の関係省庁への要望に上京した際、国会の先生及び関係省庁の副大臣等から飯舘村の、また飯舘村議会のやる気を見せていただければ、国としても最大限の支援策を考慮したいとのご回答をいただきました。その点に関しまして私は、本村の収入確保に対しては、村民努力、ほかの企業に頼るばかりではなく、本村みずからが事業運営、経営に直接的に関与し、本村が村民に求めている自主自立を隗より始めよとして、行政が示すべきではないかと思われませんが、これに対してはいかなるご見解かを伺います。

村長（菅野典雄君） いろいろな角度から大変ユニークな、あるいは大変可能性のあるものもあるかもしれませんが、提言をいただきました。

実は、飯舘村は、震災前は過疎地域としてずっと指定されてきております。このため過疎債というものを有効に使いながら、健全財政を保ちながら進めてきたと、こういういきさつがございます。今回はこういう災害に遭ったことによって、今はこういう復興財源、あるいはそれにまつわるいろんな支援事業を使って、少しでも将来のための基盤整備をしていかなければならない、環境整備をしていかなければならない、こういうことであります。ある程度、もう少しかかりそうですけれども、落ちついた中ではいろんなことが考えられるのではないかと。今もいろいろな話はちよくちよくと出てきておりますが、どちらかというと、今お話をいただいたのは、ある程度自前でやるとか、つながりの中でやるということになりますので、そういう意味では、今、当面手いばいの中でやっている。

実は、熱意があれば応援しますよということも事実です。随分村の熱意で、先ほども話しましたような、でき得ないことができたということも事実です。ただ一方で、そう言うものの、まさにいろいろな制約に頭を抱える、あるいは、1年、2年おくれるということもあります。そういう意味では、全くやる気がないとだめですから、いろいろお話いただいたことを一つでもできるように進めていければと、このように思っていますので、また今後もしも提言をいただければと思います。

5番（高橋和幸君） この件に関しましては、今後の行政努力を期待いたします。

続きまして、3項目めの本村が将来的に直面する課題についての再質問ですが、現時点においての仮設に残らざるを得なくなった方々の人数把握等がわかれば教えていただきたいということと、その方々の今後の自立に向けた支援をどのように行っていくのかを伺います。

住民課長（細川 亨君） ただいまの質問は、仮設住宅等に残る方々であります。

現在のところ、特定延長ということで、5戸6人がおります。そのほかの方は、今、退去を勧奨しておりますが、まだ進路が決まっていない方もおりますが、ほとんどの方々は進路が決まっておりますが、今、順調に退去が進んでいるという状況であります。以上です。

総務課長（高橋正文君） 今、住民課長からございましたが、仮設住宅に残らざるを得ない方

が数名出る見込みだということではありますが、その支援については、現在、草野小学校の東側に大師堂住宅を整備をし始めております。この竣工が31年度中を見込んでおります。その将来設計がなかなかできないという方は、その、これは仮設を払い下げて12戸整備する予定でございますが、将来設計がまだできない方は、そこに受け入れるような支援を進めてまいりたいと思っております。

5番（高橋和幸君） 今、答弁された内容に関してですけれども、これから村営の住宅に入る方もいれば、今おっしゃったように残られる、事情があつて残られる方がいるということでしたけれども、中には本当に貯蓄がない方とか、仕事もしていない、帰ってきてもしない、できないという方がいると思うんです。そういう中において、その仮設を延長してそこにいる、または村営の住宅に入ってもらふことに関して、家賃支払などができるのかどうか、その額とかもちょっと気になるので、もしわかるのであれば、この場でご返答できるのであれば教えてもらいたいですけれども。

総務課長（高橋正文君） 村営住宅の家賃関係等の経済的なことということであると思ひますが、そういう場合、福祉関係の扶助という制度もございますので、その個々の方とご相談させていただかないと、どんな支援ができるか、生活保護とかという相談もさせていただきながら、皆さんを受け入れていきたいと思ひます。

その家賃については、その方々の収入によって家賃が設定されるということでもあります。

5番（高橋和幸君） 今、収入によってと言われたんですけれども、うちの親も、実家にうちのじい、ばあも帰っていますけれども、仕事はしておりません。収入はゼロです。そういう方々が仮設に入っていて、飯舘村に家がなくて、じゃあ飯舘村のその村営のものに入るとした場合に、収入に応じて支払っていただくと言いましたけれども、収入がない場合はどうするんですか。

総務課長（高橋正文君） 収入がゼロ、所得がないという方は、家賃については最低額に設定になると。その家賃を支払うためには、生活保護に家賃の分という積算の基礎がありますので、生活保護によって生活をしていただくということになると思ひます。

5番（高橋和幸君） 今の件はわかりました。

同じく1番のこの高齢者の問題であります、この問題はさまざまあります。交通手段からデイケアサービス、介護、福祉、医療、生活の支援等々、課題は山積しておりますが、第1の問題は何を主体として取り組んでいくのか、さまざまな課題への取り組みは行政に委ねて、次につながりますけれども、若者の帰還者が少ない、帰還者の約7割が高齢者、これが5年、10年経過すればどうなるのでしょうか。これに関して大分抽象的な質問になってしまいますが、高齢化社会への対応という大きな課題を行政としていかように認識し、現実的生活への支援に直結する対応策を今後回答書のほかに何かありましたら、どんな形で取り組まれていくのかを伺います。

村長（菅野典雄君） 実は、なかなかその高齢者の介護とか、それからいろいろなサービス、これがやはり今の段階ではなかなか村として難しいという状況があります。一生懸命やっているんですが、人手不足であつたりとか、あるいは施設までの距離の問題とかいろいろなことがあります。そういうことで、できるだけ一方ではやっぱり村に来ていただいて、

その中でいろんな対応をするということで、例えば今、村外の介護施設に行く場合には、その車をこちらで用意すると、こういうようなこともやったりいろいろしているんですが、なかなか以前のようにはうまくいかないというところもございます。ということで、またいろいろお叱りを受けるかもしれませんが、むしろ今戻ろうと思って、でも飯舘村ではそれのいわゆるサービスが受けられないのでという方もいっぱいいます。その方は戻ってきていただけるというよりは、場合によってはそちらのほうの自治体のサービスを受けられたほうが飯舘村のサービスを受けるよりもいい形になるのではないかと、こんなこともあります。ですから、それは人それぞれの思いがあったり、どちらを選択するかというのはそれぞれの判断でありますけれども、いろいろ相談にしっかり乗らせていただいて、その辺を一つ一つ対応させていただくということが大切ではないのかなと、こんなふうに思っています。ただ、いずれにしても、その人手不足というところ、今のところ、何て言うんですか、村内に戻ってきた人と、まだ戻ってこれないところにもいろいろなところがある。ですから、少しずつ少しずつやはりそういう施策を講じさせていただきながら、両面をやるという形を少なくしていく形にしていけないと、どちらも中途半場ということになりかねないので、その辺をソフトランディングになるでしょうけれども、やっていかなければならないと、このように思っているところであります。

5番（高橋和幸君） ちょっとこの問題に関してもう一つあるんですけれども、時間がないので簡単に。この答弁書の中に、日常生活の面からも安全で安心な生活が送れるか危惧しているとあるんですけれども、先日起きた教育委員会への犯行メール、皆さんご存じかどうかもわかりませんが、お年寄りがこれから飯舘村において、こういうご時世ですから、どこでいかなる問題が起きるかわかりませんので、こういう問題に関してもきちんとした取り組みの強化策、また施策を考えていただくことを提案いたします。

次に、2番に関しての再質問ですが、これ若者の帰還者が少ない現状であります。これこそが飯舘村のみならず被災地各自治体が抱える最大の問題ではないでしょうか。若い世代の帰還率をどのように取り戻せるか、促せるか、地元には何もない、きのう村長が申しましたとおり、今生活基盤が安定している、または行政は魅力を失った、または子供のために、人それぞれさまざまな理由があつての現状が突きつけられている課題であるとは思われますが、だからとはいえ、若い世代の帰還を行政としても簡単に見送ってははいけないと思われます。どの地域も全てが若者だけが大事というわけではありません。その地域、地域を築き上げてきた先人の偉業があり、それを引き継いできた年配の方々の知識や知恵や経験もありますが、やはりそういう地元の伝統などを若い次の世代に引き継ぐ行為を繰り返して地域は成り立っていますから、こういう特殊な環境下におかれた本村にとっても、短期間では解決不可能な問題かもしれませんが、若い世代の帰還に真剣に取り組まなければならぬと考えます。

現時点においても、町村議会の担い手不足が全国的に問題となっています。今回の原発事故が原因かは判断のつけがたいところではありますが、10代から30代の地元離れ、地元意識の低下、行政への不信感は顕著に示されていると感じます。その中において、私が感銘を受けたのが、北欧の研修を通じて感じた今の飯舘中学校に通う生徒たちの将来村にか

かわりたいという熱い言葉であります。こういう若い世代の情熱を行政執行の不振によって失わせてはいけません。今は2地域居住が可能ということで、飯舘村に籍はあれど、ほかの地域で生活してる若者の帰還に行政としてもこれまで以上に取り組まなければいけません、何がこの問題の解決を阻んでいると行政は認識しているのか、短めにコメントをお願いします。

村長(菅野典雄君) 一番はやっぱりこの放射線に対する考え方が百人百様だということ、大きなネックになっているんじゃないかというふうに思っています。ただ、それはもうなってしまったことでありますので、仕方がないので、できるだけやっぱり村が魅力的になっていく、あるいはすばらしい形になっていくということをみんなでやっぱりやっばいやっていけば、おのずと戻ってこられる方、よくおじいさんは帰ってきたんだけども息子は帰らない、でも孫はまた帰ってくるというの、いろんな事例でございますので、いろんな多様な考え方で、これからしっかりやっていきたいと、このように思っております。

5番(高橋和幸君) まだまだ質問あるんですけども、時間ということで、この辺で終わりますが、いろいろと述べさせていただいた中でわかってほしいのは、決して行政や村長とやり合おうとかそういうことではないんです。議員は行政の監視、私はそれだけに固執するつもりはありません。ただ互いに意見や考えを主張し合い、理解し、これからの飯舘村の再生に行政、議会ともに村民のために向かい合いたいという思いからであり、行政議会として後生に人としてのレガシーを残し、譲り、託したいという考え方なので、その辺はご了承ください。

これにて私の一般質問を終わります。

議長(菅野新一君) これで高橋和幸君の一般質問を終わります。

続いて、1番 佐藤健太君の発言を許します。

1番(佐藤健太君) 議席番号1番 佐藤健太です。

3月の定例会に当たり一般質問をするものです。

あの日の震災から間もなく8年の月日が流れようとしています。あのころ、まさか私は今こうしてこの場に立っているなんてことは夢にも思っていませんでした。改めてこの7年のことを思い浮かべ、国内外問わず本当に多くの皆さんにお会いをさせていただき、さまざまなことを教えていただいたなというふうに思っています。

この震災から8年を迎えるに当たって、ここまでお会いさせていただいた皆さんにもう一度お会いをして、直接感謝と御礼を伝えながら、改めてつながり直すこともこの時期に必要なことではないかなというふうに改めて感じています。

また、そうした中で、また今後のむらづくりのヒントを集めていければなというふうに思っています。

おととい、私の会社で社員が出張で誰もいなかったので、私1人で作業していたんですが、私の家業で型枠整備も人生も一枚一枚磨いて積み重ねるということで、ようやく人様の役に立つものになるんだなどと一丁前なことをぶつぶつと言いながら仕事をしてたわけですけど、この中で、我々が扱う品物は全てお客様の大切な資産であるという、うちの父の言葉を思い出し、これは議会にも共通しているところがあるなと思いがらいま

した。これは、我々村民の皆さんから、また、国民の皆さんが納めてくださった大切な税金をお預かりをして仕事をさせていただいているということを前提に、来週の予算委員会もありますが、このことを改めて肝に銘じて3月の定例会の一般質問に入らせていただきます。

それでは、私からは5つの質問をいたします。

1つ目、村内事業所の人材確保の支援についてでございます。

これは日本中どの業種においても人手不足が大きな課題となっておりますが、本村も例外ではなく、各事業所の従業員の確保が非常に難しい状況が続いており、仕事は実際あってもなかなか受け切れないという状況があるというふうにも聞いております。この中で、本村の今後の税収や復興にも大きなロスとなることが出てくるかもしれません。これに当たって、国、県へも人材の確保の支援を要請し、移住・定住交流政策とあわせて、村を挙げて人材の確保対策をより積極的に行うべきではないかと考えますが、村の見解を伺います。

2つ目、いいたて村の道の駅までい館についてでございます。

いいたて村の道の駅までい館の経営改善の状況を伺います。

3点目、旧学校施設の利活用についてでございます。

旧小学校の校舎や体育館などの利活用方法をより具体的に検討するための地域や企業の皆さんを交えた話し合いなどはされているのか、また、その窓口はあるのか、これを伺います。

4点目、村内の農地についてでございます。

1つ目が、村内の農地の利活用状況がどうなっているのかを伺います。

4の2、外国人や法人等の農地取得や売却、貸し借り等に関する制限や明確な決まりはあるのかを伺います。

村長（菅野典雄君） 1番 佐藤健太議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは、までい館と旧学校施設の利活用についてお答えをさせていただきます。

まず、までい館のほうなんですけど、道の駅ですが、29年の8月12日に開業してから、商品の充実や地域拠点としての機能を拡充してきましたが、管理体制や仕入れコストの見直しが不十分なまま運営してきたために、過剰なコストなどが改善されず、経営が悪化し、資金繰りの厳しい状況になっているというのは、もう皆様方にお話をさせていただいたところでありました。

昨年の9月より国から委託を受けた外部コンサルティング会社が現在まで道の駅までい館の運営及び経営などの状況を調査、分析をして、経営改善策を検討していただきました。12月1日からは、道の駅までい館に専務取締役兼駅長を就任させまして、現在、駅長を中心として現場スタッフと施設運営や仕入れコストの削減、接客対応など、現場として改善ができることを積極的に今取り組んでいるところでございます。この道の駅の経営状況でありますけど、昨年同様、冬場の来客数の減少による売り上げの減少、あるいは高速道路ができてから車の数も随分少なくなったということもありまして、2月には資金収支がマイナスになるとの見通しを立てておりましたが、12月議会で特段のご配慮をいただきまして、増資をしていただいたということがあり、経営改善に加え、コスト削減だけではなくて、売り上げ拡大の施策にも少しずつ取り組ませていただいているところであります。

具体的な経営改善では、遠方からの仕入れを見直すことによる送料の減額や、仕入れ額の見直しによるコスト削減というのがあります。売り上げ面では、セブンイレブンの季節ものの商品を村内の施設や事業所に出向いて営業するなど、地道な営業活動を行った結果、一定の売り上げを得ることができました。

組織体制では、新たに専務取締役が12月1日から就任し、村との連携が強化されるとともに、組織内の役割と権限を見直し、内部統制の仕組みを構築するために毎週定期的に朝礼を実施して、目標などを共有しているところでございます。

さらに施設内の2カ所にアンケートボックスを設置し、お客様にアンケートの御協力をいただくことにしました。利用者のご意見とご要望を取り入れ、サービス向上に努めやっていきたいというふうに思います。

このように収益改善、組織改革、サービス改善で早急にできるものから実施をしているところであります。

これらの改善改革により、外部コンサルティング会社による試算では、3月末には、500万円ぐらいが現金として残る見通しとなっています。また後ほど全協のほうでお話をさせていただいて、ご意見をいただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、これから自前の産品などをふやしたり、あるいはそういうものを情報発信しながら、皆さん方に喜ばれる施設になるようにしっかりやっていきたいと。そして、一方で、健全経営というのに、これまで以上にやっぱり意を用いていきたいと、このように思っているところであります。

それから、学校の利用であります。国へは、今回の災害はほかの災害に比べて若い人と子供が帰らないということが大きな特徴であります。旧校舎をどういうふうに使って復興を進めていくかというのは、すごく大切なことだという話は、もう何度もしています。また、今月の30日に大臣と会う予定が入っているところでありますが、ただ、いずれにいたしましても、それをどういうふうに活用していくかというのに、この七、八年間、やはり使わなかったもんですから、最低限のリフォームはしてもらわないと、どの方に入ってもらにしても大変ではないかと、このように思っているんですが、先ほども言いましたように、補助事業、そう簡単に熱意があればできますよというだけでは事が進まないこともありまして、なかなか難しいところがございます。

ということで、村のほうで同時にいろいろな学校の利用、公共施設利用検討委員会というものを設置をいたしまして、草野小学校については、今いろいろな方たちに使ってもらっていますが、村の遺跡からの発掘品がございますので、それらとか、あるいは図書も随分いろいろありますし、そんなようなことの展示に使いながら、非常に場所もいいわけがありますから、いろんな使い道ができるのではないかと。また、飯樋小学校については、改修した上で研修施設として使っていけるのではないかと。臼石小学校については、民間への貸事務所とか、あるいはいろんな人たちがちょっと仕事場に使うとかという、そういうので使えるのではないかなどなど考えているところでありますが、いずれにいたしましても、先ほども言いましたように、機能回復工事をやっていかなければ、「さあどうぞ」というわけにもいかないと、こんなようなことでありますが、ただ、いつまでも待っているわけに

はいきませんので、できるところからやりながら、おいおい事業を入れさせてもらおうと、こんなふうにも考えているところでもあります。

建物の利活用については、建物の特徴などを十分生かした活用を具体的に検討するため、各小学校の学区にかかわる行政区、企業、村民の皆さんの意向を反映することができる仕組みについても今後検討していきたいというふうに思っています。

なお、草野幼稚園には、前にも話したかもしれませんが、一つの会社が入っていて、間もなく操業を開始されるのではないかと、このように思っているところでもあります。

以上であります。

あとはそれぞれ担当のほうからお答えさせていただきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、ご質問1の村内事業所の人材確保支援についてお答えいたします。

原子力災害以降、県の原子力被災事業者事業再開等支援補助金を活用し、村内事業者の皆さんが施設、設備等の整備や修繕等を実施しております。現在までに43件が採択され、村内での事業再開や帰還促進が図られております。また、県内外の企業から国の自立帰還支援雇用創出企業立地補助金を活用して、村内で事業を行いたいという問い合わせを数件いただいております。これまでに4件が採択となっております。この事業は、事業対象経費に応じて決められた人数の雇用創出が補助金の交付要件となっているため、いかに新規地元雇用ができるかが課題となっております。これらの補助金は、いずれも被災12市町村を対象地域としたもので、平成32年度までの事業でございます。このほかに人材を採用するための求人活動を支援する人材確保支援事業がございます。この事業は官民合同チームや福島求人支援チームの人材コーディネーターが事業者を個別訪問し、雇用状況等をヒアリングしております。これらにより、求人広告紙を作成して、折り込みチラシを年2回発行したり、インターネット上へ求人募集の掲載を行っており、その結果、平成29年度には26件の求人に対し16件の応募があり、このうち2名が採用になりました。

今後も関係機関と連携しながら情報を発信し、事業者と求人者とのマッチングを図り、人材不足の解消に努めてまいります。

また、村としては、今年度から移住定住交流施策を最重点事業として位置づけておりますので、これらの施策のPRを含め、国、県の補助事業や村の陽はまた昇る基金を活用した事業、既存の村の企業立地補助事業などの支援内容を周知し、あわせて企業、事業所の人材確保に努めてまいります。

私からは以上でございます。

農業委員会局長（石井秀徳君） 私からは、質問の4点目、村内の農地についての質問にお答えをさせていただきます。

飯館村の耕地面積は、直近の農林業センサスによりますと、2,225ヘクタールとなっております。内訳として、田んぼが1,260ヘクタール、畑が965ヘクタールとなっているところでもあります。

平成30年度の農地の利用状況であります。除染廃棄物の仮置き場及び仮仮置き場が約257ヘクタールで11.6%、営農再開支援事業により実施した農地の保全管理面積、こちら

が約1,545ヘクタールで69.4%、生きがい農業や試験栽培のための農作物の栽培を含めた農作物の栽培面積が約56ヘクタールで2.5%、その他の面積が374ヘクタールで16.9%となっております。

続きまして、質問の2点目であります。

外国人や法人等の農地取得や売却、貸し借り等に対する制限や明確な決まりがあるかのおただしに対してお答えをさせていただきます。

まず、外国人の農地取得についてであります。日本に居住していない外国人の農地取得につきましては、外国為替及び外国貿易法に規定があるようではありますが、居住している外国人については、特にその制限はないようであります。また、農地法では、外国人であるということで、農地の権利取得を制限しておりませんので、外国人居住者が農地の権利を取得する場合は、国籍の有無にかかわらず農地法の3条第2項の許可基準に基づきまして、農業委員会が許可、不許可を判断することになります。

また、配偶者が外国人の場合であります。こちらは農地法の相続については民法の規定によるというふうなことであります。

次に、法人の農地取得についてお答えをいたします。農地を取得できる法人は、農地所有適格法人である農事組合法人、それから合弁会社、合資会社、合同会社、それに公開会社でない株式会社というふうになっておるようであります。ただ、その主たる事業が農業である必要があるというふうなことであります。ただし、貸借であれば、一般法人でも貸借契約に解除条件が付されていれば、農地を借りて営農することは可能というふうなことであります。いずれの場合も、農地法第3条の許可が必要となりますので、そういった事例がある場合につきましては、農業委員会のほうに相談をいただければというふうに思っております。

なお、今後の農地利用につきましては、地域で話し合いを進めていただいて、人・農地プランを策定し、中間管理事業などを活用しながら、担い手に農地を集約するなど、農地利用の最適化に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 喫飯のため休憩します。再開は13時10分とします。

（午前11時53分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後1時10分）

1番（佐藤健太君） 午前に引き続き、議席番号1番、佐藤健太でございます。数点再質問させていただきます。

まず、1番の人材確保についてでございます。答弁の中で、ここまで企業立地補助金を生かして4件が採択になっているということですが、その4件の中で何名の雇用につながっていますか。

復興対策課長（中川喜昭君） 国の補助金を活用して4件の採択で、実際に採択を受けた後工場

等の改修なり建設なりということでありますが、一応4件のうち工場を建てたという部分が2件ほどになっております。あと2件はまだ工事途中ということで結果は出ておりませんが、先ほど答弁しましたように補助対象経費の中で例えば1億円程度が補助金であれば、5名の新規雇用をなささいということでありまして、今2件で上がったところは5名・5名で10名の新規雇用は実態としてあるということ、それが補助要件の1つとなっているということでありまして、10名ほど新規雇用になったということでありまして。

1 番（佐藤健太君） それでは、村独自に村内の事業所の求人数であったり、その事業所の業務内容という部分を把握はしていらっしゃいますか。

復興対策課長（中川喜昭君） 震災以降、継続している事業所等々ありますが、やはり村としては雇用人数の多い企業、事業所については力を入れているというところでありまして、その中では菊池製作所さんとハヤシ製作所さんの部分であります。一応菊池さんにおきましては現在の従業員が183名程度で、会社的には200名程度にしたいという形で、20名程度を今後採用したいんだと。ただ、広報等については「若干名」ということではあります。会社としてはそういう考えをしているということでありまして。

ハヤシ製作所さんにおきましては、今従業員が60名でありまして、やはり5名から10名程度欲しいということでありまして。ハヤシさんにつきましては、現在外国人の方のトライアル雇用ということでやっております。今現在アジアの女性3名ほど雇用しているというような状況でございます。

あと、本当に小規模で頑張っている事業所もあるんですが、ちょっとそこまで手が回らないという状況ではあります。今後とも村内の事業所さんのほうを訪問しながら、状況確認していきたいというふうに思っているところでございます。

以上であります。

1 番（佐藤健太君） 人材確保支援事業で、16件の応募のうち2名ということで採用があったということですが、逆に言うと2名しか採用にならなかったという、何か要因があるんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） これにつきましては、答弁でもお話ししましたように、国、県が広告等出したり、ネットでやっただいていてということでの実績ということではあります。この2名が採用になったというのは村内の建設業者1社と、実は「までい館」で1名の採用ということでございます。26人求人したことに対して、16件の応募ということではあります。やはりその内容等についてどうしてそこでマッチングできなかったかという部分もあるわけではあります。やはり給与面とかそういう部分での内容があったというふうに聞いているところでございます。

以上であります。

1 番（佐藤健太君） そういう状況の中で、なかなか求人から採用に至らなかったということで、その辺の情報なんかも商工会のほうとかも含めて情報共有していただいて、今後求人かけていく中でも各事業所の参考になると思いますので、ぜひそういう情報もいただければなというふうに思っています。

次ですけれども、例えば自分が新しいところに移住をしよう、どこか違うところに移住

しようとしたときに、仕事をやめて移住する場合に、もちろん住む場所というところは前提にありますけれども、それとあわせて重要になってくるのは仕事なんじゃないかなというふうに思います。移住・定住の案内とともに、村内の事業所の求人があれば親切じゃないかなというふうに思いますが、村のほうで今どのように出しているのかということをお教えください。

復興対策課長（中川喜昭君） 今お話しいただいたように、村としては移住・定住を強力に進めるということで、今入ってこられる方々の状況を見ますと農業系ですね。新たに畜産をやりたいとか、移住して畜産をやりたいという若い方2件ほどあるところでありますが、そのほかにも何件かあります。そういうところでは、村に入ってくる際にある程度目的を持ってやってくるという方々が、今農業系のほうが多いのかなというふうに思っております。

そういう意味では、今後村のほうに来ていろいろな状況を見ながら、こういう仕事をやりたいというような方々も出てくる。そういう方の受け入れもしているという状況もありますので、事業所関係については具体的な部分をまだ聞いている状況ではございませんので、ただ今おたのしいいただいたようにその辺も含めて村としての対応が必要というふうに思っておりますので、今後さらに詰めさせていただければというふうに思っております。

以上であります。

総務課長（高橋正文君） 村としての求人というお話でしたので、村としては村内の求人を集約はしていないんですが、企業のほうから募集のお願いということで「お知らせ版」等に掲載して、村内の皆さんにお知らせしているというような状況であります。

1番（佐藤健太君） ぜひ企業の支援ということも含めて、求人の情報も紙1枚でも構いませんので全戸配布だったり、村にいらっしゃる方たちに配布という形で、「こういう仕事も村内にありますよ」ということもあわせて御案内いただければなというふうに思います。

次ですね。村内の住宅、今整備をしていますけれども、会社の社宅等で借りたいというふうな住宅が今後できるのかどうかというところ、お聞かせください。

村長（菅野典雄君） 震災前、実は菊池製作所さんも300人ぐらいいて、結構遠くから来る方もいました。ある建設会社が社宅ということで、村が社宅というのではなくて建設会社さんのほうがいわゆる1つのサービス業ということで村の土地に建てようということで、若干基礎的な形までいったことがあるんです。そういうことでありますが、震災になっておじゃんになってしまったと、こういうことであります。

今、実は伊丹沢の分譲住宅、これはそれぞれが村から譲り受けて自分で建てた家なんですけど、震災になったことによって「結局ここにはもう住まない、解体してくれ」、こういう方も結構おられたので、今から2年半ぐらい前ですかね、そういう方に集まっていたいて「何とか安く売ってくれないか」と、こんなようなことで6戸とりあえずスタートさせました。「いいたてホーム」のほうは3戸、菊池製作所さんが3戸ということで、今菊池製作所さんのほうもそこに入っていらっしゃるようであります。多分、まだ足りないということもあるのかなという気がして、今また幾つかちょっとその後やはり「解体したい」という方、あるいは解体の申し込みはなかったけれども、申し込みがないので解体はでき

ないけれども、「譲りたい」という方も何人かおられるので、精一杯場所もいいことですからその辺を進めていきたいなど、こんなふうに思っていて、その後2つは地主さんとの契約はまだ結んでおりませんが、了解はついているということでありまして、なおもう何人かいましたらそういう形でいわゆる会社の社宅みたいな形でもやっていければなど、こんなふうに思っています。

1番（佐藤健太君） ぜひそういう場所がふえてくると、また働き手も村内に入ってくるのかなというふうに思いますので、例えば各事業所に「社宅が欲しいかのアンケート」だったり、住宅を持っている方で使っていない方、もちろん移住・定住のほうで把握はしていると思いますけれども、そういった方たちに「そういう使い方をさせてもらってもいいか」というようなアンケートを出すとかという形で、努力をしていただければなどというふうに思います。

次ですが、企業立地補助金なんですけど、これ気をつけないといけないなと思っているところが1つありまして、村内の事業者がこれを使うという部分はいいいんですけども、今のこの状況、人手不足が深刻な状況の中で大手が参入してくるということになった場合に、人も一緒に連れて来てくれればいいんですけども、逆に会社だけ入ってきて村内で求人をとると、そこに今度人を取られてしまう可能性もあるなというふうに思いますが、この辺なんかはどういうふうに村として捉えているのかということをお聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 今のおた達は「自立・帰還支援の企業立地補助金」、国等の補助金の部分かなというふうに思っておりますが、今答弁でもお話しのように数件村のほうに入ってきたというのが平成29年ごろからありまして、ただその内容を聞きますと国からの補助金をもらえるというのが一番頭にあって、規模が大きいものと言って「復興のために私ども頑張ります」という部分なんです。具体的にどういう経営をなさって、どういう事業で、どんなふうな将来を見据えているかという、なかなかそこまで言えない人たちという状況であります。

私の職場のほうにも経産省の職員がいますので、その職員にも内容を聞いてもらいながら、確実性があるのかどうか、その企業自体がどういう企業なのか、そういうのも調べながら今まで対応してきたところでもあります。言ってくる場所は、「場所、どこか飯館村はあるでしょう」くらいの話できます。ただ、村としてもやっぱり農地とか、あとは造成しないとできないところの場所しかないものですから、そういう話しをしますとあとは連絡がないというような企業だったりもしていますので、今おたいただいたようにやはり村外から来る企業についてはどういう形で村の復興とか雇用していくのか、どういう仕事を将来していくのか、そういうものもきちんと確認しながら、ヒアリング等を行いながら受けてまいりたいというふうに思っているところでもあります。

以上であります。

1番（佐藤健太君） あとは、草野幼稚園のほうに企業立地で1件入ったということで、先日その方に直接お会いさせてもらってきました。たまたま知り合いにつながった部分がありましたので、漠然と刃物屋さんという印象であそこに構えるとなると、不安に思う方たちもたくさんいらっしゃると思いますので、実際どういう経緯でどういう方がいらっしゃる

のかというところを、広報なんかでいち早く知らせておくということも非常に大事じゃないかなと思います。

40代で非常にいい方でしたので、ぜひ皆さんに温かく迎えてもらって、村の1つの産業になるということで、商工会のほうにも入ってもらおうということでお話しをさせていただきましたので、そういった形でご紹介をいただけるようなことがあればいいかなと思います。
復興対策課長（中川喜昭君） 多分お会いいただいたなら、お人柄がわかっていたのかなというふうに思っております。刃物屋といいましても鍛冶屋さんでありまして、実際には、なたとか包丁とかを作り上げるという形のものづくりの方でございます。

実は、先日全国鍛冶学会という組織がありまして、今回入られた方がその会員だということで、幼稚園を改修してつくったところを会場にして鍛冶学会をやってみたいということで、やっていただきました。全国から15名ほど来ていただきまして、実際に鍛造の研修なども参加された方がやっておりましたが、遠くは愛媛とか島根とか、本当に専門職の強い方々で、あの方々が言うのはやっぱり地元を大切にしていけないと、自分たちの仕事はできないという思いがあるようでありまして、いろいろ話しをさせていただいたときに感銘を受けたところでございます。

今ご提案いただきましたように、そのときに村の広報の担当が取材しておりますので、今度オープンになった際はそういうものを広報に載せながら、村内の方々にご案内していきたいかなと思っております。もちろん包丁とかもあって、自宅で切れない包丁の研ぎ方までやるというふうに言っていますし、子供たちの体験学習にもこの刃物をつくる部分を体験させたいという話もありましたので、村内的に活用できればなというふうな思いをしているところでございます。

以上であります。

1 番（佐藤健太君） 私もお話しをする中で、刀鍛冶の方でもありますので、飯館でもしそういう刀ができた場合には、ぜひ最初の1振りには村に寄贈してくれということもお伝えしてありますので、ぜひさまざまな面でサポートしていただければなというふうに思っています。

続いて、村の特別養護老人ホームなんですけれども、こちら職員の人材確保は近々の課題と聞いております。現状の状況が続けば、年間でも1億円から2億円ほどの赤字が出るというふうに試算をされていますが、震災後さまざま切り詰めを行ってきており、これ以上切り詰めることはなかなか難しいという状況でもあるというふうに聞いています。

そういう状況の中で、やっぱり改善していくには、待っている利用者さんをいかに受け入れていくかということで、職員を補充するということがまず一番大きなことなんじゃないかなというふうに思います。もしくは、あいている施設を切り離して別な使い方を模索するというのも必要かなというふうにも思いますけれども、このことに関して村ももつと職員を補充するということに対して危機感を持って求人に取り組むべきかなというふうに考えていますが、見解のほうを伺います。

村長（菅野典雄君） 以前スタッフは村内にほとんどの方が住んでいましたし、大変いい村だということで実習になど来た若い看護師さんがお勤めということで、何ら問題はなかったわけでありまして、こういう原発事故に遭ってから、自分では「やりたい」と言っ

ても、家族がそこにいるべきではないのではないかという、そんな形でどんどんと少なくなってきたということ、もともとは150~160人いたのが、今は多分37~38人ぐらいかなというふうに思っています。介護人がいない限りは、なかなかふやせないということで、その都度お知らせ版などにも出していますし、ハローワークにも出しているんですが、なかなかやっぱり来ないという状況です。

ただその中で、結構遠くからわざわざ来ていただいて2年、3年、あるいは場合によってはもうちょっと長く、あるいはこれからずっと勤めるという若い方もほかからは来ていただける、こういうことであります。そういう中で、先ほど3件ほどということなんですが、2件には遠くから来た人が分譲住宅の中を借り上げたところに入っているということでありまして、村としてもやはりこのまま見捨てるわけにはいかないということであります。どんどん高齢者の率が高くなってくるわけでありまして、また待機している人もいるということでありますので、何せいろいろな形でやっていかなければならないなというふうに思っています。

そういう中で、1つは中の改善をすれば、ある程度もうちょっと入居していただける方法があるのではないかとか、そういうのがコンサルを入れていることによって結構見えてきましたので、これから皆さん方といろいろ話し合いをしながらやっていければと、こんなふうにも思っています。

また、場合によっては1年半ぐらい前ですかね、いわゆる介護職に外国の方をというようなことも許可になりつつあるという、こういうこともありますので、当然いろいろな問題はあろうかと思うんですが、そういう方も入っていただきながら、ただ介護をするだけじゃなくてもっと広い意味で外国の方とおつき合いをするということも大切なことかなとこんなふうに思っています、何せ近々の課題だということで、今精力的にいろいろ皆さん方の話を聞かせていただいて、どこからどういうふうに改善をしていけばいいのかということをやっているところであります。毎月1回ぐらい、コンサルの方と介護職の人たちの話し合いを進めているところであります。

以上であります。

- 1番 (佐藤健太君) この特別養護老人ホーム、どこの老人ホームも人手不足ということがあると思いますが、どこでも人が欲しいということでありましようから、なかなか飯館だけというわけにはいかないかもしれませんが、この求人というのは募集したからすぐ来るというわけでもない、まずいいたてホームという非常にいい施設です。この施設をまず知っていただくということも大事かなというふうに思いますので、先日医療系のワークショップなんかにも私参加させてもらいましたけれども、知らない若い子たちが飯館に来て、いいたてホームなどで例えば実習をするなり何なりという形でいいたてホームのことを知ってもらって、自分の就職先の1つとしてそこが土俵に上がるということがまず最初の第1歩なのかなというふうにも思いますので、そういったところに対する予算なんかも今後考えていただければなというふうに思いますし、ぜひそういう形で1人でも多くいいたてホームのことを知っていただいて、そこに興味を持って働いてもらうということが今後も必要なんじゃないかなと思います。これは、求人を引き続き募集をかけていくと

いうことで、進めていただければというふうに思います。

この求人なんですけれども、村長よく「人生に自動ドアはない」というふうなことをおっしゃいますけれども、自動ドアがないように人も待っていても来ないというのが今の状況であります。村も、もつともつと商工業者だったり事業者に対して寄り添って、積極的に攻めの姿勢で人材確保の後押しをするということを来年度期待いたしまして、次に進みたいというふうに思います。

続いて、2つ目の道の駅についてでございます。外部コンサルに入っただき、調査分析をして新たな駅長を迎え、新たな体制で少しずつ改善に向かっているものと思っておりますが、これ実際にやってみないと何ともわからないところではあると思っておりますけれども、次年度以降の事業計画では今後いつの段階で黒字化に転換できる計画なのかということが、もしわかればお聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 答弁でも申し上げましたが、今回外部コンサル等にも入っただきまして現状の部分ですね、昨年度赤字決算という部分、あとは「までい館」でのいろいろな課題等々もあったところでありまして、それらも含めあと経営的な部分も今までコンサルティングをしていただいたところでもあります。

見通しのほうにつきましては、また全協でもお話ししますが、おおむねの話としまして平成30年度は赤字になるのかなと思っております。ただ平成31年度、先ほど答弁でもお話ししましたような経営改善策をやることによって、若干上向き方向になるのではないかとということでもあります。ですから、累積的な部分は残っていくところではありますが、単年度の中でそれらを回収していけるという見通しでは、平成31年度については見通しを立てたところでもありますので、それらに向けてやはり「までい館」、取締役一同がそれに向けて頑張るといような形で、今後進めていければというふうに思っているところでもあります。以上でございます。

1番（佐藤健太君） 事業計画自体は、数字はまだ出ていないということなんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 平成31年度の見通しということで、いろいろな改善策は挙げさせていただいてるところであります。今年、12月からも含めてやっている事業としましても、改善策があるわけでありまして、例えば仕入れコストの削減という部分ではやはり食堂における素材の購入の仕方のコストを下げるとか、あとはセブン等の廃棄の削減を図るとか、あとは今8時間勤務、冬場になるとどうしてもひまな時間ができる。そうした場合、8時間勤務から7時間にしながら人件費の抑制を図るとか、そういう部分を細々と挙げさせていただいて、平成31年度実施という形で計画を立てているところでございます。

以上であります。

村長（菅野典雄君） 補足させていただきますが、今いわゆるお金のことということだったものですから、去年・おとしの8月からスタートしての何カ月ということになりますが、約900万円から1,000万円ぐらいの赤字ということで、ちょっと銀行から借りてしのいだということです。その後も、やっぱりなかなか大変なこと、あるいは在庫の抱えなどなどがあって、駅長も頼んだんですけれどもなかなかそこも機能しなかったと、こんなようなことがありまして、ご存じのようにとても大変な年度末になるということで、皆さん方に大

所高所の判断から3,500万円を出していただいたと。こういうことで、多分今年度はその3,500万円を出していただきましたから、ある程度は3月末には借りることなくできると、こんなふうに思っています。

平成31年度の計画も後ほど出させていただきますが、今度はかなり何千万円、2,000万円、3,000万円ぐらいの黒字になるのではないかと。ただ、あくまでもこれは予測でございますので、やはりそれに甘えずにしっかりとやっていかなければなりませんし、私らも今まで以上にやっぱり経営、そして今なかなか村民の中で「村の中で買い物ができるところがない」と、こういうことでありますから、その他の買い物のできるところも伸ばしながら、あそこをやっぱりしっかりと経営をしていくことが大切だと、このように思っておりますので、後ほど詳しい話をさせていただきますので、必死になってやっていきたいと、このように思っております。

1番（佐藤健太君） 後ほど説明があるということなので、この質問はこれで終わらせていただきます。

「までい館」のコンセプトと経営理念というのが、もしあればお聞かせください。

村長（菅野典雄君） 1つは福島県全体、特に避難をさせられた自治体というのは、まさに大変なことになったわけでありますね。当然多くの皆さん方に、物すごい応援をいただいたということではありますが、やっぱりその人たちの思いに応えるように間違いなく復興をしているんだなというところを見ていただく、頑張っているんだなというのを見ていただくようなところが、まず1つ大きなことではないかなという気がします。

そしてもう1つは、やはり土地がある意味では汚されたと、こういうことですから間違いなくまだまだ課題はあるわけでありますけれども、それをどういうふうに払拭していくかということになると、花がある程度あちこちで見えるような形にしていく、あるいは場合によっては売っていくような形にしていく、そんなことがあの道の駅のほかのところとの差別化といいますか区別化というものを、やっぱりやっていく必要があるんじゃないかなという気がします。

ただ、もうちょっと心に寄り添えるといいますか、「ああ、ここは温かいところだな」「いい村だな」「までいライフだな」と、こんなふうに思えるようなところがもうちょっとこれからの課題かなと、そんな3つぐらいのコンセプトを私自身としては考えながら、これからもっといろいろなコンセプトもあろうかと思っておりますので、皆さん方にまたご意見をいただきながら、しっかりとした基本的な考え方の中で「までい館」を進めていければというふうに思っております。

1番（佐藤健太君） ぜひほかにはないユニークな道の駅ということでも、美しいという意味でも、またいろいろ意味がコンセプトとして込められるかなというふうに思いますので、ぜひ広い意見を聞きながら、皆さんの誇りになるような施設になるということを目指してやっていただければなというふうに思います。3,500万円という非常に大きな村民のお金を投資したわけですから、決して失敗は許されませんので、気を引き締めて進めていただければというふうに思っています。

続いて3つ目、旧小学校の利活用についてでございます。答弁の中に「庁内検討委員会」

という言葉が出てきましたけれども、庁内検討委員会以外にはまだ検討はしていないという認識でよろしいでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 庁内の公共施設利活用検討委員会という組織がございまして、平成29年度に2回ほど開催しております。平成29年度の協議内容は、主に解体事業に載せるか載せないかと、残すか解体するかという議論でありまして、そのように現在解体事業が進んでいるということでもあります。

平成30年度につきましては、今委員がおっしゃったとおり利活用については今年度は検討していなかった。ただ、これはなぜかといいますと、現在再生加速事業等で学校の現状復帰・機能回復事業の国との折衝をしておりますので、そういうことで今年は検討していませんが、その事業の概要が決まり次第平成33年度くらいからの利活用については平成31年度あたりからまた検討を始めるということになります。

1 番（佐藤健太君） となると、やっぱり利活用に関しては、まだ住民のほうから意見を聞くという窓口はないということですか。

総務課長（高橋正文君） 窓口は、総務課の財政係というところが窓口になるということになります。企業とか住民の方との話し合いということではありますが、これはまだその場を設けてはおりませんが、今後その方々のご意見とかよりよい案とか、それを反映できるようにそういう仕組みもつくっていきたいと考えております。

村長（菅野典雄君） 村民の意見を聞くのは、物すごく大切だと思います。ただいろいろな意見が出ますから、そこをどういうふうに調整していくかというのが大切ですが、今のところいろいろな話は入っています。例えば、飯樋小学校であれば「何かあそこで勉強会できませんか」とか、そういうのもあの施設を見てということでもありますし、臼石小学校で「こんな教室を使つてのいろいろなことができませんか」というのもありますし、また先ほど言いましたようにこの避難によって村の文化財をいわゆる博物館とか県のほうにお願いしているものですから「早く持って行っていただけませんか」というのもあって、そういうのもやらなければならないというふうに思っているんですが。

ただ、今仮に草野小学校が校舎等に見守り隊が入っているんですが、いずれにしても体育館などもみんな避難になって置きどころのないものがいっぱいに入っていると、こういうことですから、それを片づけながらやっぱりこれからやっていくということなんですが、一番の問題は学校として使うんだったら今の復興予算があるんです。ただ学校以外で使うということしかないですから、小学校は、ですよね。だから、学校以外でということになると、そこにまた国のほうでいろいろな制約が出てくる、こういうことなので、リフォームもなかなか大変だけれども、やっぱりやらないわけにはいかないし、あの施設を有効に使っていくというのが大切だということで、精力的に国とその辺は調整を今している最中だというふうにご理解いただければと思います。

1 番（佐藤健太君） なるほど。国の予算を使いながら改修ということですので、なかなか予算なんかも莫大な予算になると思いますので、いろいろ鑑みながら調整をしていただきたいというふうに思いますけれども、例えば庁内検討委員会の方針イコール決定事項という形にすぐもって行ってしまいうんじゃなくて、もっともっと広く情報を収集して今後の村

にとって必要な場所にしていってということが一番大事なことなんじゃないかなというふうに思いますし、この学校という1つの場所をめぐって村民が10年後、20年後というところの村を語るそういう場がつけられたりとか、そういったビジョンをつくれるような機会をふやすとか、そういう形でより多くの村民に集まっていたりしながらどういうふうに使っていこうというような会ができれば、さらに村の今後につながるんじゃないかなというふうにも思っていますので、そういった村の人たち、もしくは企業の人たち、もしくは思いのある村外の方たちも含めてそういったことが構築できればいい場所につながっていくんじゃないかと思っております。

これは、結構時間がかかると思っておりますので、なるべくこれをスタートするんであれば早い段階でスタートして、いろいろな人たちとコミュニケーションをとっていくことが大事じゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひそういう方向で進めていただけるように期待をします。

続いて4番目、村内の農地についてでございます。農地の保全管理面積が全体の69.4%ということですが、現在ここが既に作付けをしているところ、または作付けが決まっているところはこの69.4%のうち約何%ぐらいが決まっています、まだ使うことが決まっていないうるか、遊休地というような形になってしまうおそれがあるところがどのくらいなのかという部分。これ、まだ農地の利用計画なんかが出てきていないところもあると思っておりますので、回答は難しいかもしれませんが、わかる範囲でお聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしの農地の保全管理面積1,545ヘクタール、これは営農再開支援事業等で実際に保全管理で草刈りをしている面積、あとは米をつくっているところという部分を合わせてになるのかなというふうに思っております。その割合という部分だったんですが、まだなりわいの的にやっている農業の面積というのはわずかだということでもありますので、パーセント云々ではなくてまだわずかだということでご理解いただければというふうに思っております。

それで、何度かお話ししておりますが営農再開支援事業の保全管理、営農再開事業本体は平成32年度まででございますが、保全管理だけの補助支援というものは平成31年度で終了するというようになっております。これらについては、各地区にある農業組織、「中山間」「農地・水」関係、あとは「農業復興組合」の代表の方々にもお話ししておりますが、平成31年度で草刈りだけの保全管理はもう終わりますからということで、それらを今度改修するには、例えば作物をつくるための深耕作業とか均平とりとか、そういう部分はまだ営農再開支援事業として続くんですが、もう営農再開支援事業の保全会がなくなると。全て転換して、何か作付けしてくださいという部分は、まだ厳しい部分もありますので、そういう部分については今まで行ってきた「農地・水」とか「中山間」の事業はまだ継続して使えるという形になっております。

実は、農業団体との話では、営農再開支援事業はもう使える年度が決まっていますので、逆に「中山間」とかあとは「農地・水」等のほうの事業を優先せずに、営農再開を優先しながらお金を使っていたらいい、片方は繰り越しで残していける部分がありますので、交付金事業ですので、そういう意味では営農再開を先にやって、あとできなくなった時点で

保全管理としては「中山間」なり「農地・水」で使っていただければというような話もしてきたところもあります。

そういう意味では、今後それらを活用しながら、それぞれの地区でどういうふうに分たちの持っている田んぼ・畑を使っていくかをやっぱり考えてもらうということで、10地区についてはある程度その方向性の協議はさせていただいておりますが、まだ半分、七つか八つかな、これがまだできていない状況がありますので、それについては村のほうとしてもやはりそういう状況があるという部分をお話しもしておりますので、そういう集会のほうに出向いていろいろ協議させていただいて、そちらのほうにすぐ進められるようにしていきたいなというふうに考えているところでもあります。

以上であります。

1 番（佐藤健太君） これを踏まえて、農業委員会のほうで今課題になっているというところがもしあれば、お聞かせください。

農業委員会局長（石井秀徳君） 課題になっている件は何かというふうな質問でございますが、一番はこの営農再開支援事業により今保全管理をしているところではありますが、除染をした農地が全て保全管理されているかといったら、多分そうではないというふうに認識をしているところです。一体的に管理ができるようなつながりがあるような農地については、復興組合なりあるいは集落営農的な部分で保全管理が可能なのかなというふうに思いますが、離れた農地だったり山あいの農地につきましても、やはりそこまで全体の中で事業を使いながらというのはかなり難しいのかなというふうに思っています。

そういった部分は、今後いわゆる中間管理事業、こういったものを使いながら、今後話し合いの中で農業を継続するのか、あるいは農業をやめて農地については地域の方に任せたい、そういったことを地域の中で話し合うような機会を設けていただいて、その話し合いによって「人・農地プラン」、こちらのほうを集落ごとにできれば策定をし、中間管理事業で交付金をいただきながら農地を集約していければなというふうに考えております。大きな部分としましては、平成31年度がスタートのときなのかなというふうに、農業委員会としては思っているところでもあります。

以上です。

1 番（佐藤健太君） ありがとうございます。

先ほどの答弁の中に「その他の面積」という数字がありまして、374ヘクタール、16%ちょっととありますが、この「その他」という部分に関しても教えてください。

農業委員会局長（石井秀徳君） 先ほどの答弁の中で、営農再開支援事業による保全管理面積が1,545ヘクタールということで答弁をさせていただきました。担当のほうに、平成31年度の営農再開支援事業による保全管理面積についてちょっと確認をしましたところ、約1,700ヘクタールだということでもあります。200ヘクタールほどふえるような数字になりますが、そちらについては先ほど答弁しましたように営農再開支援事業を使わないでいた、該当しなかった面積がそれだけの面積あるというのが1点。

それから、このいわゆる耕地面積の2,225ヘクタールという部分につきましては、2015年の農林業センサスの数字であります。深谷の復興拠点、それから松塚地区の太陽光発電、

こういったものの転用面積についてはこちらのほうに数字加味されていませんので、約ここで36ヘクタールございますから、そういったものが含まれて「その他の面積」ということなのかなというふうに理解しております。

1 番 (佐藤健太君) いずれにしても、非常に広大な農地があるということで、この農地をいかに利用していくのかということが村にとっても非常に大きな課題になるでしょうし、また先の飯舘につながる非常に大事なところでもあると思いますので、ぜひ農地の利用という部分を上手にやっていただければなというふうに思います。

次の質問です。外国人や邦人の農地取得について。これ、外国人に限ったわけではないんですけども、今後農地を他人に譲るといったことが起きてくるかもしれないんですが、そのとき何か「ここは気をつけておいたほうがいいですよ」というところがあれば、教えてください。

農業委員会局長 (石井秀徳君) 農地の権利の異動につきましては、ご存じのとおり農地法の3条の許可を申請していただいて、農業委員会のほうで審議をして決定するというふうな流れになります。今現在、農地をどうしたいかという部分では、かなり悩んでいる村民も多いのかなというふうに思っております。

そこで、先ほど来お話ししております農地中間管理事業、こちらにつきましては農業をもうやめたいという方については、自分で自作の農地、大体1反歩程度残すことは可能なんですけど、全農地を中間管理機構のほうに貸し付けるというふうなことで、面積によって金額のばらつきあるんですけど、大体30万円から70万円ぐらいの交付金をもらうことができます。10年間の貸し付けというふうな形になりますが、貸し付けた農地は担い手のほうで活用する・しないも含めて全て検討して、活用していくというふうな流れになります。利用する集落営農だったり組合的なものについては、地域集積強力金というふうなこちらも交付金がございます、地域の中で集約率によってまた交付金の率も変わってくるんですけど、そういったものをいただきながら営農できるというふうな流れになります。

ですので、自分で耕作する人についてはそんな流れもありますし、あとは誰かに使ってほしいという方についてはそういうふうな中間管理事業を使って貸し付けるということが出来る。あとは、どうしてももう手放したいんだという方については、農業委員会のほうに相談いただきながらになりますが、3条の許可のほうを申請していただくというふうな流れになります。

以上です。

村長 (菅野典雄君) 今まで、何とか今までの流れで年配になったとしても、あるいは勤めながらも自分の農地はそれぞれやってきていただいたわけですね。それが、この8年・9年のブランクということで農地も荒れた、あるいはそれぞれ年配になった。若い人たちはそれぞれの仕事があると、こういうことですので、農地をどういうふうに使っていくかというのは、まさに心配の種だと思います。

いろいろなやり繰りができるのであれば、それぞれ農家間なりで、これはこれで大いに進めなきゃならないんですけど、一番はやっぱり全く知らない間に変な方にいかないかどうかというのが、一番心配です。今だから言えるんですけど、今から何年前ですかね、オウム

教が入ってくるというのを阻止したことがございます。そういうことですから、そこら辺を何か村として残念ながら「はい、だめよ」とまでは言えませんが、それぞれ届けをしてもらおうとか、そういう何かをしていかないといけないのかなと、こんなふうに思っています。いろいろこれから勉強させていただいて、ある程度有効に使うのであればいいんですが、結果的には我々の次の世代、次の世代に大変な問題が起きてくる、こういうことではいけないのではないかとこのように考えて、何か考えられるのかどうか、常に頭の中にはあるんですが、なかなかそこまで進まない。

何かいい案がありましたら、あるいはどこかでそういうのがありましたら、またお教えいただきたいと思います。

1 番（佐藤健太君） 今村長もおっしゃいましたけれども、例えば外国人に限らないですけれども売ってしまって、その田んぼ・畑に不法投棄があったとか、そういったことが起きてしまうと、なかなかこの後それを挽回するというのは非常に難しくなりますので、この辺なんかの決まりを村の中でつくるのか、何かフィルターをかけるのかということも今後必要なのかなと思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

今村長のほうからも、「何かいいアイデアがないか」ということで、先ほど和幸議員からもいろいろなアイデアが出てきましたけれども、私からも1つ提案がありまして、農地という部分の使い方って非常に難しい、私たち農業に余り接したことがない人間は特に難しく感じる部分があるんですけれども、実際今話をいただいているところが「国産の漆を育ててみませんか」という話をいただいております。

これも、今までだと林業の再生のほうで、国産の漆という部分は山に植えてきたわけですが、今漆という部分の需要が非常に高まっているのは平成27年に文化庁のほうから「文化財の補修に国産漆を使いなさい」という指定が入りました。それまでは、国産漆というのは国内の中では2%から3%くらいしかない。あとは全部中国産ということで、輸入の漆に頼ってきたという中で「国産漆を使いなさい」という指定が入りました。実はこの需要が一気に逆転しまして、「漆が非常に足りない」「国産漆が足りない」ということで、実際国産の漆をつくっているところは岩手県の浄法寺というブランド漆をつくっているところがあります。ここも漆かきをして、今までであれば漆かきの伝統を守るということの名目で漆かきをしてきたわけですが、それが今度一気に需要が高まって、とてもじゃないけれども足りないということが今起きていて、非常に漆の需要が高まっているということがあります。

この漆という部分でも、やっぱり木まで育てるとなると10年、15年かけて、そこから漆かきをして600ccとかそのあたりとって、その漆の木がまた枯れてしまうということを繰り返していくわけですが、これだとなかなか飯舘でもというわけにはいかないわけですが、実際私たちが今考えているところは、この漆の木自体を生産物として捉えて、五、六年畑などに植えさせてもらって、全部刈り取ってしまう。5年か6年ですね、早くても。それで全数刈り取って、爆サイをかけて絞ってしまう。樹液を搾り取ってしまうということをやっているところがありまして、そこに倣って飯舘の中で農地を生かした漆の栽培ということができないものかなというふうに今模索をしています。

爆サイかけて絞り取るというのだと、樹液が漆かきより2倍から6倍取れるというふうに言われていまして、その漆の成分だったりというところも実験なんかもしながらやらなきゃいけないので、今すぐに製品化というのはなかなか難しいかもしれませんが、実際に植えてから五、六年かかるわけですから、その間に研究も含めてやっていく。これがしっかり根付いてくれば、農作物としての漆という位置づけもやっているところもありますので、できるかなというふうにも捉えていますし、しっかり収入にもつながってくると。もちろんかぶれるという心配もあるんですけども、それを越えた飯館の、それが飯館の畑で完成すれば恐らく生産量としては日本一ということが可能になりますし、1つの飯館漆としてのブランドということも構築可能なのかなというふうに思います。

それが成功すると、「飯館牛」という1つのブランド、「飯館の花」という1つのブランド、「飯館の漆」という1つのブランド、3つの柱ができるのかなというふうに思いますので、この辺なんかもコンサルタントだったり中小機構だったりということも含めて、今飯館の畑をぜひ使わせてもらって、こういったことができないかというふうにも言われていますので、ぜひこの辺は若い農業者さんも含めて今後話ができればなというふうに思っていますので、村のほうももし一緒に動いていただけるのであれば、これも1つの復興の事業になるのかなというふうに思いますので。

この辺も含めて、飯館村は非常に広大な農地がありまして、どう生かしていくかということが今後の非常に大きな村の別れ道でもあり、重要なことになってくると思いますので、既存の分野をまずしっかり伸ばす、もちろん野菜なんかもそうですけれども、花という部分でもひとつ大きな売り上げにつながっている部分もありますので、そういったところを伸ばす。それ以外にも、やっぱり今までにないチャレンジ、どこでもやっていないチャレンジということも今後は必要になってくるのかなというふうに思いますので、私も精いっぱい知恵を絞っていこうかなというふうに思っていますので、先人の開拓者魂というのを村民総出で呼び起こせるようなことをまた願って、私からの今回の一般質問を終わらせていただきます。

村長（菅野典雄君） 実は何度か言ってきたんですが、やっぱり田んぼにもなかなか奥地で手が回らなくなるという可能性がある。あるいは、誰かが請け負ったとしても「とてもそこは無理だよ」という話がある。やっぱり将来的には山にしていくしかないんじゃないかという、こんなふうを考える、あるいは答弁したこともあるんですが、現実には例えば福島県の三島であれば子供産んだときに桐を植えて、それが産地になっている。あるいは、昔「桃栗植えてハワイに行こう」とか、そういうことがあるわけですから、その辺もっと綿密な何かそういうのが、あるいは視察で見るとかそういうことで、そういう奥まったところをそういうような形でできるということも可能性としてないわけではないんじゃないかと、このように思っていますので。

以前飯館村も、震災前はギンナンをかなり広めました。残念ながらこのギンナン今どうなっているのか、あるいは放射能の影響で売れる話にならないのかどうか、結構あちこち視察に行っていて、ギンナンも小さいのと大きいのがあって、多分飯館村に入れたのは特殊な大きいのが高く売れるということで、かなりの人に植えていただいた経緯があ

るんですね。ですから、そういう意味でこれから植える、樹液を取るというのは可能性としては全くないということではないんじゃないかなと思うんですが、今のところ話を聞いただけではちょっと雲をつかむような話ですので、何かもうちょっと視察にでも行ってみれば、そういうことも「なるほど、できるかもしれないな」ということになるかもしれないと、こんなふうになんてご質問ではなかったんですが、あえてお話しをさせていただきました。

議長（菅野新一君） これで佐藤健太君の一般質問を終わります。

◎日程第3、請願第6号審査報告

議長（菅野新一君） 日程第3、平成30年請願第6号村内居住者の放射線被ばく回避に関する請願の件を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長（佐藤一郎君） ただいま議題となりました平成30年請願第6号村内居住者の放射線被ばく回避に関する請願について、慎重に審議しました。その結果について、報告いたします。

審査は、平成30年12月11日、並びに1月29日委員会を開き、1月29日には復興対策課長に対して説明を求めました。

本請願の趣旨は、本村は2017年3月末日をもって避難指示が解除され、村内の放射線環境は事故直後の値からは低下したとはいうものの依然として高い値であり、帰還者の健康を守るために放射線被ばくを回避する施策が必要との願意であります。

審査の結果、放射線被ばくに対する村民の不安は理解できますが、野焼きの禁止については営農再開に向けた農家などからの要望にできるだけ応えるべく、実証実験を行った上で住民との相互理解を深めております。また、側溝に集まった落ち葉の処理につきましては、側溝の除染は実施済みであり、その後たまった落ち葉は草と同様の扱いとなり、側溝から上げて路肩に置くという震災前と同様の扱いになっています。村内のまきにつきましても、村内の木材を使用しないよう村民へのお知らせを何度も行ってあります。

除染結果の再点検につきましては、高線量箇所の申し出があれば環境省で放射線量を調査し、場合によっては再除染を行うことになっています。このように、村は復興のために実証や調査を行うなど相応の努力をしている現状にあると認められます。よって、請願の趣旨は理解できるものの、一部では請願のどおりの実施は難しく、また請願の趣旨に合った行政執行もあると判断されることから、趣旨採択とすることに決した次第であります。

以上で報告を終わります。

議長（菅野新一君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 今の委員長報告の中で、実証試験的な文面とかがあったんですけども、実証試験は国で昨年ですかやっておられて、その結果まだ不十分だということで、低減したから避難解除したという基準とは合致しないということで、まだ無理でしょうということであったんですけども、今言われた実証試験というようなお話は、どういう意味をなすのでしょうか。

総務文教常任委員長（佐藤一郎君） 復興対策課長から説明を求めた際に、野焼きについては

以前のようにどんどん燃やすような、山に移るように燃やすような感じの野焼きはしないんだと。そして少しずつ燃やして、できるだけ飛び散らないようなそんな対策をし、またいわゆる作業者に対してもいろいろな防護マスクとかそういうものをつけさせると。また、その後も農地といいますか土手の線量もはかるなど、詳しく説明をいただきましたので、そういうことでこの結果の報告となりました。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本件を採決します。

本件に対する委員長の報告は、趣旨採択です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

◎日程第4、請願第7号審査報告

議長（菅野新一君） 日程第4、平成30年請願第7号生活再建に対する補償に関する請願の件を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長（佐藤一郎君） ただいま議題となりました平成30年請願第7号生活再建に対する補償に関する請願について、3月4日委員会を開き慎重に審議をしました。その結果について、報告します。

本請願の趣旨は2017年3月末日をもって避難指示が解除され、賠償も今月末で終わり、生活困窮者が多くなると懸念されることから、東京電力に対し事故前に得ていた「自然の恵み」「お互いさま」「おすそ分け」などの損失補填と、避難生活で発生した費用の補償などを要求する意見書の提出を求めるものです。

さらに村に対しては、仮設などの退去など被災者の新たな苦難遭遇に対処し、全ての村民が事故前の暮らしに戻れるよう村政執行に当たることを求めていると願っています。

審査の結果、原発事故により以前のような生活ができなくなり、山へ入り山菜をとる楽しみや近所におすそ分けをするなど生きがい、生活の糧となっていたことは理解するところでもあります。

先日、議会として東京電力へ誠意ある対応をするよう要望したところでもありますので、改めて意見書の提出は見送ることにいたしました。請願の趣旨と村議会の思いは同じであり、趣旨採択とすることに決した次第であります。

以上で報告を終わります。

議長（菅野新一君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 先日議会として東京電力に要望に伺った節も、東京電力が賠償なり私ども被害者に補償するものは決められた範囲の中なのでありますが、この請願に対しての趣旨はもっと取引状況がなかったからとか、きちっとした証明がないからというお話ではなくて、この飯館村の自然環境の中で生産される山菜やキノコ、そういう自然に恵まれた産物の評価は全く補償対象になっていないのではないかという願意がかなり含まれているものであります。その点についてどのようなご議論なり、その部分も含めた東京電力への要望であったのか、伺っておきます。

総務文教常任委員長（佐藤一郎君） ただいま佐藤八郎議員から質問がありましたが、原子力災害特別委員会の中で佐藤八郎議員からどうしてもこの文は削除しないで要望書の中に、東京電力に言ってほしいということで、全員理解をしてこの要望書、3つの誓いとそれを入れたわけです。そういう中で賠償も入っているということで、大卒でのご理解をいただけたらと思うところであります。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本件を採決します。

本件に対する委員長の報告は、趣旨採択です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

◎日程第5、請願第1号審査報告

議長（菅野新一君） 日程第5、平成31年請願第1号村民による原子力損害賠償紛争解決手続（ADR）と裁判による東京電力への和解受託・賠償支払いに対する要求書及び国への意見書提出を求める請願の件を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長（佐藤一郎君） ただいま議題となりました平成31年請願第1号村民による原子力損害賠償紛争解決手続（ADR）と裁判による東京電力への和解受託・賠償支払いに対する要求書及び国への意見書提出を求める請願について、3月4日に委員会を開き慎重に審議をしました。その審査の結果について、ご報告いたします。

本請願の趣旨は、被害を受けた村民一人一人に寄り添った施策と生活支援が求められて

おり、村民一人一人の生活再建のために衣食住補償と安心安全な生活となるよう、ADRと裁判申し立てに対し東京電力への和解受託と賠償支払いを求め、東京電力への要求書、国への意見書提出を求めるとの願意であります。

審査の結果、昨年3月にもADRに関する同意の議員発議を採択しており、陳情の趣旨には賛成であり、採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

議長（菅野新一君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本件を採決します。

本件に対する委員長の報告は、採択です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦勞さまでした。

（午後2時25分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月8日

飯 館 村 議 会 議 長

菅野新一

同 会議録署名議員

高橋和幸

同 会議録署名議員

渡邊計

同 会議録署名議員

佐藤八郎

()

()

平成31年3月19日

平成31年第2回飯館村議会定例会会議録（第4号）

平成31年第2回飯館村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	平成31年3月19日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成31年3月19日 午前10時00分				
	閉会	平成31年3月19日 午前11時20分				
応（不応） 招議員及び並 出席議員並 び欠席議員 出席9名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応 △○招 欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	△	10	菅野新一	○
署名議員	1番 佐藤健太		2番 長正利一		3番 佐藤一郎	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 草野健太郎	
地方自治法の 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	齊藤修一	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育長	中井田榮	○
	教育課長	村山宏行	○	生涯学習課長	藤井一彦	○
	代表監査委員	高橋賢治	△	農業委員会 会長	菅野啓一	○
	農業委員会 局長	石井秀徳	○	選挙管理委員会 会長	伊藤利	○
	選挙管理委員会 書記	高橋正文	○			
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成31年3月19日(火) 午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 発委第 1号 原子力損害賠償紛争解決手続き(ADR)による東京電力への和解受諾・賠償支払いに対する要求書(案)
- 日程第 4 発委第 2号 原子力損害賠償紛争解決手続き(ADR)による東京電力への和解受諾・賠償支払いに対する意見書(案)
- 日程第 5 議案第 3号 平成30年度飯館村一般会計補正予算(第9号)
- 日程第 6 議案第 4号 平成30年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 7 議案第 5号 平成30年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 8 議案第 6号 平成30年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第 7号 平成30年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第10 議案第 8号 平成30年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第 9号 平成31年度飯館村一般会計予算
- 日程第12 議案第10号 平成31年度飯館村国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第11号 平成31年度飯館村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第12号 平成31年度飯館村農業集落排水特別会計事業予算
- 日程第15 議案第13号 平成31年度飯館村介護保険特別会計予算
- 日程第16 議案第14号 平成31年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議案第15号 飯館村村営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第16号 飯館村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第17号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第18号 議会の議決事件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第19号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第20号 飯館村水道法施行条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第21号 飯館村さわやか基金設置条例を廃止する条例
- 日程第24 議案第22号 桶地内団地建替工事請負契約の変更について
- 日程第25 議案第23号 飯館村農林漁業体験実習館の指定管理者の指定事項の変更について
- 日程第26 議案第24号 飯館村健康増進交流施設の指定管理者の指定事項の変更について
- 日程第27 議案第25号 飯館村地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定事項の変更について
- 日程第28 議案第26号 村道路線の認定について
- 日程第29 議案第27号 飯館村教育委員会委員長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第30 議案第28号 固定資産評価委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第31 閉会中の所管事務調査の件

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員8名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程、村長提出の追加議案及び委員長提出議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本日、村長から人事案件2件の追加議案が送付されております。

次に、発委第1号「原子力損害賠償紛争解決手続き（ADR）による東京電力への和解受諾・賠償支払いに対する要求書（案）」、発委第2号「原子力損害賠償紛争解決手続き（ADR）による東京電力への和解受諾・賠償支払いに対する意見書（案）」が総務文教常任委員長より提出されております。

次に、予算審査特別委員長から平成31年度予算審査報告書及び平成31年度飯舘村一般会計予算修正案がお手元に配付のとおり提出されております。

次に、3月14日に議会運営委員会が本日の議事日程等議会運営協議のため開催されております。

次に、会期中の議長公務及び議員派遣については、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、所管事務調査報告書がお手元に配付のとおり議長に提出されております。

次に、相良 弘副議長から体調不良のため、本日会議を欠席する旨申し出がありました。以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、1番 佐藤健太君、2番 長正利一君、3番 佐藤一郎君を指名します。

◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第2、追加提出議案第27号並びに議案第28号の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日追加いたしました議案につきましてご説明をさせていただきます。

議案第27号は、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてでございます。福島市瀬上町字柳沼92-58、遠藤 哲君を飯舘村教育委員会教育長に任命したいので、その同意を求めるものでございます。

議案第28号は、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてで

ございます。飯館村前田字福田102番地齋藤政行君を固定資産評価審査委員会の委員として選任したいので、その同意を求めるものでございます。

以上が、本日提出しました追加議案の概要でございます。どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますよう切にお願い申し上げます。

◎日程第3、発委第1号 原子力損害賠償紛争解決手続き（ADR）による東京電力への和解受諾・賠償支払いに対する要求書（案）

議長（菅野新一君） 日程第3、発委第1号、「原子力損害賠償紛争解決手続き（ADR）による東京電力への和解受諾・賠償支払いに対する要求書（案）」を議題とします。

本案について趣旨の説明を求めます。

総務文教常任委員長（佐藤一郎君） ただいま議題となりました平成31年発委第1号、「原子力損害賠償紛争解決手続き（ADR）による東京電力への和解受諾・賠償支払いに対する要求書（案）」について提案趣旨について説明いたします。

3月8日、平成31年請願第1号村民による原子力損害賠償紛争解決手続き（ADR）と、裁判による東京電力への和解受諾・賠償支払いに対する要求書及び国への意見書提出を求める請願の採択を受け、別紙のとおり要求書を提出するものであります。

提案の理由といたしましては、昨年度も同様の内容で意見書を提出しておりますし、東京電力第一原子力発電所の損害賠償に対する原子力損害賠償紛争解決手続の和解案拒否が相次いでいます。原発事故の加害者である東京電力が一方的に和解案を拒否することは、東京電力みずからが賠償の指標としている5つの誓いと3つの約束に反するものであります。しかしながら、これまで議会の立場は個人賠償と判決に言及すべきではないとの判断から、一般論としての要求内容といたしました。

平成31年3月19日付、飯館村議会議長名で東北電力ホールディング株式会社宛てであります。以上であります。

議長（菅野新一君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

提出者は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これから本案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしを認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、発委第2号 原子力損害賠償紛争解決手続き（ADR）による東京電力への和解受諾・賠償支払いに対する意見書（案）

議長（菅野新一君） 日程第4、発委第2号「原子力損害賠償紛争解決手続き（ADR）による東京電力への和解受諾・賠償支払いに対する意見書（案）」を議題とします。

本案について提出者の趣旨説明を求めます。

総務文教常任委員長（佐藤一郎君） ただいま議題となりました平成31年発委第2号「原子力損害賠償紛争解決手続き（ADR）による東京電力への和解受諾・賠償支払いに対する意見書（案）」について提案趣旨について説明いたします。

発委第1号と同様になりますが、救済のために東京電力を指導するよう地方自治法第99条による意見書を政府機関へ提出するものであります。

平成31年3月19日付、飯舘村議会議長名で内閣総理大臣、経済産業大臣、文部科学大臣宛てであります。以上で説明を終わります。

議長（菅野新一君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

提出者は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これから本案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第3号 平成30年度飯舘村一般会計補正予算（第9号）

議長（菅野新一君） 日程第5、議案第3号「平成30年度飯舘村一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） まず、収入の繰入金の財政調整基金の繰入金、見込みとの違いという説明でありましたけれども、この状況下にあつての見通しを伺っておきます。

あとは、57ページにおけるため池測量設計業務。これまでの調査と全ため池の実施計画は、どういうふうになって計画を持たれているのか。

61ページにおけるあいの沢自然体験公園について、事故後の修繕費をこの補正でのマイナス要因は何なのか伺うものであります。

あとは、桶地内団地建て替え工事、請差という話を聞いていましたけれども、この予算の内訳と、何か変わるものがあるのかどうか伺うものであります。

総務課長（高橋正文君） まず、財調の見込みということでございますが、3月補正で、当初6億円の取り崩しを計上していたものが、剰余金等で今回マイナス5億3,000万円となり30年度については7,000万円の取り崩しになるという見込みであります。

財調の総合的な見込みということでありますが、現段階で11億円ほどございまして、31年度が5億5,000万円の取り崩しの計上をしておりますので、歳計剰余金処分等合わせて31年度については10億円程度は残るという見込みをしております。

建設課長（高橋祐一君） まず、1点目のため池調査測量設計業務というところでの全体計画の見込みであります。31年度の予算でも説明しましたが、村全体70のため池がございまして。当初、今年度67カ所の計画でありましたが、業務量がかなり膨大になるというこ

ろで15カ所の調査をしているところであります。来年度については27カ所の調査、32年度に全ての調査をしていく、順次調査内容によってため池の放射線対策の土砂を提供していくという計画になっております。

桶地内団地の請差の部分ではありますが、やはりいろいろ指摘がありまして、事業費がかなり高いのではないかという部分で設計の段階で見積もり等の調査をしているところでもあります。そういう部分の経費の節減という部分と、請差の変更ということで当初の計画とは大きくは変わっていないという状況になっています。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、61ページ上の段、あいの沢自然体験の森修繕工事の分でございます。修繕工事の場所ではありますが、きこりに入る道路に入りまして、左手に昆虫とか展望台、あずまやがある部分の修繕工事でございます。

1,132万円ほど残になっておりますが、国の交付金事業の帰還再生交付金を使いまして、展望台、あずまやの部分を全部撤去して改築しようかという計画で交付金を申請した状況でございます。ただ、復興庁の確認をいただきました中では、全面改修ではなくて破損している部分だけ改修するという指示がありまして、展望台のところに行く階段のところ、それらの部分しか改修しなかったということでありまして、当初の計画からかなりの金額が落ちたと、全面改修から一部改修への残という状況でございます。以上でございます。

7番（佐藤八郎君） あいの沢、私地元なので、よく時間があればずっと放射能線量調査をしているんですけども、今言われた箇所、上までは登ったことないですけども、周りの山の下の部分とかかなり放射線量が二、三マイクロシーベルトを超えるような箇所も何カ所もあるので、その辺の調査をされて修繕するということはそこに人を誘うということなので、放射線量の高いところに人を誘うようなことを整備していくということになるので、その辺はどういう放射能線量調査をされて安全安心という場所、自然環境になるのか伺いたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしのあいの沢につきましては、震災前村に交流人口を図るという部分で、一つの観光の拠点という考えで、キャンプ場なりあとは遊具施設、民家園等の施設を初めとする施設をつくってきていたということでございます。

震災になって、除染等も入っていただきました。里山再生モデル事業も含めて線量の高いところについてはフォローアップ除染、局所対策工事等もやりながら下げてきているという状況であります。

今回、この部分についても確かに1マイクロ、2マイクロシーベルトある部分、私確認はしていないんですが、ただ1マイクロシーベルト以下になっている確認はしておりますが、そういう部分ではいろいろ測定などもやっている状況であります。今回、改修は復興創生期間の中でしか改修ができない、前もお話ししましたが、前と同じグレードであればそこまで交付金を活用してできる。将来に向けては、村としてもやはり震災前と同じような交流人口を図る拠点にしていきたいという考えもしておりますので、今回交付金の活用ができる時期に、改修してきているという状況でございます。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 課長言われる部分、予算的な部分わかるんですけども、それはそれとして飯館の自然環境が安心安全なものだということにならないと、どうもあいの沢のところの部分は高い、低いとなると、それはそれで、あそこの管理棟の近くだと0.43とか、村長の言う除染の基準の年間5ミリシーベルト未満なのかどうかわかりませんが、いずれにしても放射能が放射性物質によって発しているという場所なんですよね。今課長が除染したと言いますが、あの周辺の山林のどこまで除染したのかわかりませんが、私たびたび行くとまだ6マイクロシーベルトもあるという場所もあるんですよ。私がかった部分ではですよ。

ですから、はかる場所によりますけれども、そういう意味では今課長が言われている、1ミリシーベルト未満を言っているのか、5ミリシーベルト未満を言っているのかわかりませんが、どういう測定のもとに今言われてあの周辺、人が入ろうとする魚釣りする、遊歩道を歩く、そういう部分の何地点を測定して、安心安全な場所と言えるのでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今まであいの沢については面的な本格的除染をやっているのが一つあります。もう一つは、面的除染をやった後にその後に詳細モニタリングをする中で、フォローアップ除染も行っております。ただ、そこでも下がり切れないという部分で、国の里山再生モデル事業も入れながら、また除染等もやって人の受け入れをしようという部分で結果の調査を今しているところでございます。

そういう意味では、村としましては将来的にも観光拠点と考えておりますので、確かに大幅に下がるという部分はございませんが、やはり人を入れるという部分では調査が必要かと思っておりますので、もしできればマップの中に線量を測定した数字を入れて、きこりに置いて見てもらう、そういう対応もしなければと今後考えてまいりたいと思います。

そういう数字を見て、やはり入らない方は多分入らないと思いますし、やはりそれをわかった上で散策する方もいると思いますので、その辺は自己判断でお願いするしかないのかな。ただ、情報は提供すると。

ただ、今現在も多分八郎議員も知っているとおり、かなり訪れている方がおります、あいの沢に。そういう方への情報提供という部分も今後対応してまいりたいと思います。以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしを認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第4号 平成30年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議長(菅野新一君) 日程第6、議案第4号「平成30年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第5号 平成30年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

議長(菅野新一君) 日程第7、議案第5号「平成30年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第6号 平成30年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議長(菅野新一君) 日程第8、議案第6号「平成30年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第7号 平成30年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第5号)

議長(菅野新一君) 日程第9、議案第7号「平成30年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第5号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第8号 平成30年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議長(菅野新一君) 日程第10、議案第8号「平成30年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしを認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第9号 平成31年度飯舘村一般会計予算

日程第12、議案第10号 平成31年度飯舘村国民健康保険特別会計予算

日程第13、議案第11号 平成31年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算

日程第14、議案第12号 平成31年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算

日程第15、議案第13号 平成31年度飯舘村介護保険特別会計予算

日程第16、議案第14号 平成31年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算

議長(菅野新一君) 予算審査特別委員会に付託しておきました日程第11、議案第9号「平成31年度飯舘村一般会計予算」、日程第12、議案第10号「平成31年度飯舘村国民健康保険特

別会計予算」、日程第13、議案第11号「平成31年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算」、日程第14、議案第12号「平成31年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算」、日程第15、議案第13号「平成31年度飯舘村介護保険特別会計予算」、日程第16、議案第14号「平成31年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題とします。

審査の結果については、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会副委員長（高橋和幸君） ただいま議題となりました今定例会において予算審査特別委員会に付託された議案第9号から議案第14号の「平成31年度飯舘村一般会計予算」外5つの特別会計予算、6議案について、提出された予算書等に基づき、3月11日、12日、14日の3日間にわたり慎重に審査をいたしました。その審査の経過と結果についてご報告いたします。

審査経過であります。まず各担当課長等より担当する事務、事業及び予算の内容についてそれぞれ詳細に説明を受けました。その後、2日間にわたり平成31年度各会計の予算書並びに説明書、予算説明資料、一般会計、各特別会計当初予算の概要書等の資料をもとに事業執行に対する基本方針等について、村長初め各担当課長等にただし、活発な質疑を行いました。

現状認識は1つは原発事故から8年、避難指示解除から2年目が経過し、仮設借り上げ住宅の供用終期を今月末に迎えていること、2つには復興創生期限が2年後に迫っていること、3つには帰村者の多くが高齢者であり、帰村者は約1,000人であること。

質疑の多くは、帰村して村民生活が安心・安全であるか、そして復興計画に基づく事業と効果など、各種の事業計画内容が村民の生活実態や要望に沿った事業及び予算になっているかなど、多岐にわたり多くの質疑と確認がなされました。

中でも、深谷多目的広場整備に係るブロンズ製ベンチの備品購入については、ふるさと納税のあり方や購入意図などに多くの疑問があり、原案の一部修正案が提出されて可決されました。

平成31年度事業については、移住・定住、交流のための施策を初めとした復興関連予算が一般会計全体の約70%を占めており、事業の周知、村民の理解を得るには、なお村行政執行に当たり努力を要するものもありました。

また、帰村者の多くが高齢者である現実を見据えた医療、介護のより一層の環境改善策が望まれるものでもありました。

事業執行に当たっては、村民の意見や議会との議論をより密にして、相互の信頼関係を醸成しながら、適正かつ確実に執行されることを望むものであります。

結論として、各会計とも帰村して安心して安全な村民生活、そして、健康維持増進を優先とした事業などが数多く組まれており、より村民一人一人に寄り添った事業実施を望むものであり、今後の村政運営に期待するものであります。

以上、審査の結果を踏まえた委員会採決を行った結果、議案第9号「平成31年度飯舘村一般会計予算」については、一部修正、可決すべきものと決定。議案第10号「平成31年度飯舘村国民健康保険特別会計予算」、議案第11号「平成31年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算」、議案第12号「平成31年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算」、議案第13

号「平成31年度飯舘村介護保険特別会計予算」、議案第14号「平成31年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算」の5特別会計予算については、本委員会は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

なお、委員会の審議及び詳細につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻、会議録により確認くださるようお願い申し上げ、審査の結果の報告といたします。

議長（菅野新一君） これから報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

副委員長、自席にお戻りください。

これから議案第9号及び修正案、議案第11号から議案第14号までの各議案に対する討論を行います。

2番（長正利一君） 私はこの修正案に反対でございます。

いろいろ予算の審議の中で、十分という時間の中でやったと思っていますけれども、その反対の理由としましては、ふるさと納税についてはやはり飯舘村が震災後このような形でむらづくりをしていくということで、大々的に使い道を提案してこれからの納税者の期待に沿えるようなむらづくりに向けて頑張ろうとして、その中で、復興の象徴となる触れ合う彫刻の建設の設置、ぜひとも期待と記載した上で募っている基金でございますので、そういう意味合いからもやはり飯舘村の復興拠点の深谷、あそこではやはり他と違ったやり方も必要でないかという観点から、私はこの修正案について反対でございます。以上です。

7番（佐藤八郎君） 私は修正案に賛成の立場で発言をいたします。

今ほど、予算委員会委員長報告ありましたけれども、多くの質疑、多くの提案が議員から出されて、その中で一貫してベンチ型ブロンズ像ですか、この件については多くの議員が異議を申し上げております。

それは、3年間にわたる壁画やブロンズ像、そういうものがふるさと納税の一環として彫刻という項目があるがゆえに、まるで村長がお気に入りの彫刻家の作品を村いっばいに飾るような、そういう方向にあること。それは今の村民の、委員長からもありました生活実態、医者から見放されている村民、認知症がどんどん進んでいる村民、介護施設に入りたくても入れない村民、本当に何をして生活するんだという混迷した帰村した生活実態を見る限り、施設の中にブロンズ像を飾って、それを復興の拠点に置いて拠点とするんだというよりは、皆さんが寄り添える、例えば郵便局をあそこに置く、薬局をあそこに置くとか、皆さんが拠点として行けるような場所を本気になって考えるべきだと思うし、まだまだ村全体にしては先ほど復興対策課長からもありましたように、フォローアップ除染が必要な箇所は幾らでもあるわけです。

そういう観点からすれば、ふるさと納税はあまたの多くの支援のおかげで収入としては上がっておりますけれども、それがなぜブロンズ像なのか。多くの村民は不安と不満を抱いている現実にあります。そのことからして、私は議会議員として村民の負託に応え

る立場で、村民の生活優先、村民の安心安全な暮らし優先、村民が自然環境も安心安全に暮らせるようなむらづくりするためにも、この修正動議に対しては賛成するものであります。

4 番（高橋孝雄君） 私はこの修正案に反対であります。

いろいろな問題がありますが、しかしながら5人の議会運営委員会の中でいろいろと意見をいただいて、そこで決めたことでありますし、そういうことでやはり今後の予算の通過を目指して議運を開かれたわけでありますので、これそのまま修正案を通すようなことになったのでは、議運があってもなくてもいいと、こんな感じをいたしているところでございます。ですから、修正案には反対であります。以上。

議長（菅野新一君） ほかに討論ありませんか。

5 番（高橋和幸君） このたびの平成31年度第2回飯館村議会定例会予算審査特別委員会におきましては指名推選を受けまして、未熟者ながら副委員長の大役を務めさせていただきました。

その際に、議案第9号平成31年度飯館村一般会計の深谷多目的交流整備に係るブロンズ製ベンチ備品購入費3,000万円に関しまして、渡邊 計議員からの原案の一部修正が提出され、副委員長という立場上、委員長の補佐に徹するのが私に与えられた職責でありました。しかし、道の駅に関しては3,500万円の増資を昨年既に議会にて承認したばかりですし、私なりに疑問、考えざるを得ない面が多々あり、修正案可決に賛成の意を表しましたが、改めまして本日ここに議案第9号に関しての私の見解を述べさせていただきます。

これまでの行政執行への不信感、村民感情を考慮いたしまして、私も多くの問いただしをさせていただきました。その中で、ふるさと納税の一部を使用し、復興の象徴としてブロンズ製ベンチを置きたいという行政のご返答に、象徴イコールシンボルのために大切な財源を使用することをよしとせずの選択をいたしました。

しかしながら、私個人的には文学及び芸術には理解を示します。物事には多様な捉え方がありますから、人様がそうだと思えばそれがその人にとっての正解であります。私の私的な感情を排除して考えましても、道の駅ブロンズ像を飯館村の復興の象徴と思う方もいれば、飯館村の大きな文字が刻まれた交流館がシンボルという方がいるかもしれませんし、箱物政治とやゆされた過去もあり、総額数十億円以上かけてつくられた現在の飯館中学校の整備ではありましたが、今現在はどうでしょうか。どの被災自治体も帰還率に悩み、学校に通う子供がいない中で、飯館村においてはさまざまな環境が伴い、一番の就学率を誇ります。これもまた飯館村の象徴と言えるでしょう。

以前の一般質問の中で、村長はこう述べました。子供たちのためならば使うお金は惜しまないと。私もその考えには大賛成であります。ブロンズ製のベンチを置き、子供たちの遊び場の提供、芸術品の感受性に正解はありませんから、子供、若者が集う場所の確保、興味を誘うものを置く、これも行政としての重要な役割です。飯館村にはあれがある。それが宣伝となり、集客となり、時間がかかってもあのシンボルがあるから飯館村にいつか帰ろう、少しでもそう思ってもらえるならば、これもしっかりした行政の成長

戦略と思われます。

私は、この議案第9号に関しましてはさまざまな多角的な視野から配慮、考慮して考えますと、行政への諫言、監視にとどまらず、時として議会が行政を支える、これもまた議員として大切であると考えますし、そのかわりとはいえ、予算審査特別委員会での村長及び副村長の答弁にもあったとおり、今後はこれまで以上のより一層の議会との情報共有、寄り添う姿勢、事業内容の周知、議会そして議会議員の発言の重みを十二分にご理解いただけるとの見解に鑑みて、多額の金額ではありますが、今後の議会との調整等がある旨の発言を信じるとともに、一番は未来の子供たち、そして村民の飯館村にしかない自慢と誇りとして後世に残せる財産になるとの判断のもと、議案第9号には予算審査特別委員会の採択とは異なる意思を表明し、ここに原案の一部修正案には反対の立場として討論をするものであります。以上。

議長（菅野新一君） ほかに討論はありませんか。

1番（佐藤健太君） 私は、この議案第9号修正案に対し賛成の立場で申し上げます。本来ならば、このような高額な備品の購入に対してはしかるべき協議会を立ち上げて村民、議会も含めて多くの村民の意をもって、本当にこれが、品物がいいのか検討に検討を重ねて予算を決めるべきで、そのプロセスが大きく欠けていると思われます。村民の誇りとなるものをそこに設置をせねばならないと思っております。

先般、委員会にてテーマを決めてとの回答もありましたが、本来であれば広くこのテーマに沿った公募を行い、広い作者を求め厳正に審査をして決めるべきであると、私は考えております。以上です。

議長（菅野新一君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで討論を終わります。

これから、議案第9号「平成31年度飯館村一般会計予算」を採決します。

本案に対する委員長の報告は修正です。

まず、委員会の修正案について起立によって採決します。委員会の修正案に賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

議長（菅野新一君） 起立3名です。

よって、予算特別委員会は提出された修正案は否決されました。

次に、原案について、起立によって採決します。原案に賛成の方の起立を願います。原案全部に賛成の方。

（賛成者起立）

議長（菅野新一君） 起立多数です。

よって、議案第9号「平成31年度飯館村一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第10号「平成31年度飯館村国民健康保険特別会計予算」を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決

定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第11号「平成31年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしを認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第12号「平成31年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第13号「平成31年度飯館村介護保険特別会計予算」を採決します。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第14号「平成31年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第15号 飯館村村営住宅条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第17、議案第15号「飯館村村営住宅条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議案第16号 飯館村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第18、議案第16号「飯館村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第17号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第19、議案第17号「職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20、議案第18号 議会の議決事件に関する条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第20、議案第18号「議会の議決に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしを認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21、議案第19号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第21、議案第19号「東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22、議案第20号 飯館村水道法施行条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第22、議案第20号「飯館村水道法施行条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23、議案第21号 飯館村さわやか基金設置条例を廃止する条例

議長（菅野新一君） 日程第23、議案第21号「飯館村さわやか基金設置条例を廃止する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしを認めます。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24、議案第22号 桶地内団地建替工事請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第24、議案第22号「桶地内団地建替工事請負契約の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25、議案第23号 飯館村農林漁業体験実習館の指定管理者の指定事項の変更について

議長（菅野新一君） 日程第25、議案第23号「飯館村農林漁業体験実習館の指定管理者の指定事項の変更について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしを認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしを認めます。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしを認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26、議案第24号 飯舘村健康増進交流施設の指定管理者の指定事項の変更について

議長（菅野新一君） 日程第26、議案第24号「飯舘村健康増進交流施設の指定管理者の指定事項の変更について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27、議案第25号 飯舘村地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定事項の変更について

議長（菅野新一君） 日程第27、議案第25号「飯舘村地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定事項の変更について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28、議案第26号 村道路線の認定について

議長（菅野新一君） 日程第28、議案第26号「村道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第29、議案第27号 飯館村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

議長(菅野新一君) 日程第29、議案第27号「飯館村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

ここで教育長中井田 榮君の一時退席をお願いします。

これから質疑を行います。

5番(高橋和幸君) 議案第27号教育長任命についてお聞きしたいことがあるので、全員協議会の村長申し入れの際に、遠藤 哲様を任命する旨を多少ご説明いただきましたが、なぜこの方にしたのか。教育長という役職ですから学校教育関係、それを担う大変重大な責任者であります。その方がこの飯館村の学校教育、また教育委員会等どれだけを周知していて適任者なのか。その旨をお伺いします。

村長(菅野典雄君) 先ほどお話がありましたように、全村避難あるいはそれぞれの自治体が避難したことによって、教育に多大な大変さを来しているわけであります。そういう中で飯館村はまさに環境を整え、いろいろなこれから新しい教育をしながらやっていると、そうすれば飯館村のこれからある程度の光が見えてくるのではないかということで、施設などもしっかりと整備をしようということで今回やってきたわけであります。行政経験のある中井田教育長、しっかりとやっていただきまして、まさに短時間の中にあれだけの整備をしたということで、大変高く評価をしているところであります。

ただ、本人より一応私の役目は終わったということの話がありましたし、またこれから教育の中身をしっかりとしていかななくてはならない、このように思っておりますので、教育の専門家であり、しかもあの避難のときに非常に大変な中、それをやはり子供たちをしっかりとリードして、しっかりと教育環境をつくり教育をしていただいた方でございますので、きっとこれからその思いを胸に飯館村に熱い思いをかけていただければいいのではないかと思います。今回この方々を皆様方にご提示をさせていただいたところでありましたので、何とぞご同意をいただければと思っております。以上であります。

議長(菅野新一君) ほかに質疑ありませんか。

5番(高橋和幸君) 現教育長の中井田教育長に対しては、私も1年半のつき合いですけれども、非常に発言力、決断力、判断力、見事な方であると思っております。

そこで、もう一度確認の上でお聞きしたいんですけども、今後のことも考えまして、

学校の教育長というのは非常に地元に必要な立場の人間であります。議会議員にしてもしかり、これから誰がなるかはわかりませんが、村長になる人もしかり。なぜ、地元のまた現場の人間を使わなかったのか。そこをお聞きします。

村長（菅野典雄君） 教育というのは我々行政とは、ある意味では違う。でも、これから一体にならなければならないという両面のバランス感覚というのを持っています。そういう意味で、多分ほかの自治体も同じであろうと思いますけれども、やはり教育にたけた方をということで、それぞれの地元の方以外に来ていただいたり、あるいは以前かかわったあるいはそれぞれの自治体に赴任していただいた、そういう方をという例は、多分県内でもかなり多いのではないかなと思っておりまして、そういう意味からいたしますと、全く飯館村とは関係ないということではなくて、あの子供たちの避難のときに指導した、環境をつくったということではその思いをかなえていただけるのではないかと、その思いを持って仕事に精励していただけるのではないかと考えているところでもあります。

3番（佐藤一郎君） 全員協議会の中でこの任命に当たっての経過とか、簡単には伺いました。もう一度伺いたいと思います。この新しい方の教育長の任命に当たっての経過、そして現教育長の再任の考えを伺ったのかどうかについて伺いたいと思います。

村長（菅野典雄君） こういう大変な時期でありますから、どういう形でやっていくかというところを非常に考えていたところでもあります。そういう中で、本人からぜひ送別会をやってくれというお話がありましたので、なかなかそれ以上とめるわけにもいかないなどいうのもありましたし、また一番は本人の体のことも考えてやらなければならないと、そんなところから本人の意思を尊重させていただきますという話をさせていただいたところでもあります。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、本件について採決します。

お諮りします。本件に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定しました。

教育長中井田 榮君の着席をお願いします。

◎日程第30、議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（菅野新一君） 日程第30、議案第28号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、本件について採決します。

お諮りします。本件に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定しました。

◎日程第31、閉会中の所管事務調査の件

議長(菅野新一君) 日程第31、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長から、会議規則第73条の規定によりお手元に配りました申し出書どおり、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、両委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣言

議長(菅野新一君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成31年第2回飯館村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時20分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月19日

飯 館 村 議 会 議 長

菅野新一

同 会議録署名議員

佐藤健太

同 会議録署名議員

長正新一

同 会議録署名議員

佐藤一郎